

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【1/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況
1	騒音等	騒音等	学校	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	海岸に予測地点を仮設定し、そこでの予測値(風車からの寄与騒音+残留騒音)が40dB※になる風車までの距離をゾーニングマップにおける海岸からの離岸距離とし、その内側を保全推奨エリアとした。 ※「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(平成28年11月、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)」で示される指針値「残留騒音+5dB」を参考とし、残留騒音は特に静穏を要する地域や地域における保存すべき音環境がある場合に設定される35dBを用いた。 【留意事項】環境省による風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、陸域の環境騒音に風力発電施設の騒音が加わった場合に、その増加分を5dB以内に抑えることが適当であるとされており、陸域の環境騒音は地域によって異なるため、エリアの範囲に関わらず、指針に照らして十分な調整が必要である。	学校教育法に基づく全国の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び特別支援学校の地点等を整備したもの	2013	国土数値情報 学校データ	○	図1	ヒアリングを踏まえて離隔距離を見直し
2			病院	○	(○)		- (陸域のみ)			医療機関の内、医療法に基づく「病院」「(一般)診療所」「歯科診療所」の地点等を整備したもの	2014	国土数値情報 医療機関データ	○	図1	
3			福祉施設	○	(○)		- (陸域のみ)			高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する施設の地点等を整備したもの	2015	国土数値情報 福祉施設データ	○	図1	
4			図書館	○	(○)		- (陸域のみ)			文化的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う文化施設のうち、図書館のみを抽出したもの	2013	国土数値情報 文化施設データ	○	図1	
5			建物(住居)	○	(○)		- (陸域のみ)			建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線を整備したもの	2014	基盤地図情報 「基本項目」	○	図1	
6			居住区域	○	(○)		- (陸域のみ)			上記「5 建物(住居)」と同じ	-	※「5 建物(住居)」と同じ		図1	
7			用途地域	○	(○)		- (陸域のみ)			都市計画法に基づいて決定されている用途地域を整備したもの	2011	国土数値情報 用途地域データ	○	図1	
8			騒音に係る離隔距離	○	○		756.4			海岸に予測地点を仮設定し、そこでの予測値(風車からの寄与騒音+残留騒音)が40dBになる風車までの距離(海岸線から4,700mの範囲)	-	騒音予測結果より	○	図1	
9	風車の影	風車の影	学校	-	-		-	エリア設定なし	風車の影は、「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書(平成28年3月、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会)」においてロータ径の10倍以上離れていれば影響がほとんど及ばないとされている。本ゾーニングでは風車規模を9.5MW(ロータ径164m)を想定しており、上記の騒音に係る離隔距離の範囲内に収まるため、別途、エリア設定は行わないとした。	上記「1 学校」と同じ	-	-	-	「法令等に基づく設定根拠」欄に示すとおり、エリア設定なしとした	
10			病院	-	-		-			上記「2 病院」と同じ	-	-	-		
11			福祉施設	-	-		-			上記「3 福祉施設」と同じ	-	-	-		
12			図書館	-	-		-			上記「4 図書館」と同じ	-	-	-		
13			建物(住居)	-	-		-			上記「5 建物(住居)」と同じ	-	-	-		
14			居住区域	-	-		-			上記「5 建物(住居)」と同じ	-	-	-		
15			用途地域	-	-		-			上記「6 用途地域」と同じ	-	-	-		
16	騒音に係る離隔距離	-	-		-	上記「7 騒音に係る離隔距離」と同じ	-	-	-						
17	重要な地形及び地質	重要な地形及び地質	日本の地形レッドデータ	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	日本の自然を代表する地形を希少性、動植物の生息地としての重要性等の基準により選定し、保存状況のランク付けが行われている地形(地形レッドデータ)を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2002	日本の地形レッドデータブック第1集・第2集/EADAS	○	図2	
18			日本ジオパーク、世界ジオパーク	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所として認定された地域であり、著しい環境の改変につながるような行為を控える必要があるため、保全推奨エリアとした。	ユネスコの定める基準に基づいて認定された「ユネスコ世界ジオパーク」、日本ジオパーク委員会に認定された「日本ジオパーク」の情報を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成) ※世界ジオパークは該当なし	2018	南紀熊野ジオパークHP/EADAS	○	図2	
19			地方公共団体の重要な地形・地質	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	地方公共団体が定めている重要な地形・地質を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2018	和歌山県レッドデータブック、レッドリスト/EADAS	○	図3	海岸線沿いにも重要な地形・地質がみられることからGISデータを作成

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【2/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況		
20	環境保全に係る情報(生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い)のレイヤー	動物	イヌワシ・クマタカ2次メッシュ情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	1990年から2002年3月におけるイヌワシ及びクマタカの生息分布状況を、生息確認ランク別に2次メッシュデータとして整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	○	図4	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。		
21			オオワシ・オジロワシ2次メッシュ情報	○	-	該当なし	-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	オジロワシ・オオワシ合同調査グループの一斉調査結果、環境省保護増殖事業の分布調査2007～2009年の情報収集に基づいた海ワシ類の2次メッシュ単位の出現状況	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き		-			
22			渡りをするタカ類集結地2次メッシュ情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	1989年から20年間のサンバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカの秋季、春季の渡り時期における数量調査結果より日最大出現数を階級を2次メッシュ単位で整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	○	図5～図10	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。		
23			鳥類の渡りルート	○	○		-	(線情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011、環境省)等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク)が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から渡りルートとその周辺を保全推奨エリアとした。	2013年から2016年度の環境省自然環境局の調査結果に基づき、ガン類、ハクチョウ類、ツル類、海ワシ類、海ワシ類以外の猛禽類等の渡りルートを整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	センシティブティマップ/EADAS	○	図11		
24			鳥類の渡りルート(ヒアリング結果)	-	○		303.1		保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	ヒアリング結果より、鳥類の渡りルートとして配慮が必要なエリアをGISデータ化したもの	2019	ヒアリング結果を参考に設定	○	図11	ヒアリング結果を参考に、鳥類の渡りに対して配慮が必要な範囲を設定	
25			重要種の分布	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	文献調査や専門家へのヒアリング調査結果等に基づき、重要種の分布を10kmメッシュ(2次メッシュと同等)で整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成) ※和歌山県沖に該当するクマタカ、田辺市内に該当するイヌワシを対象	2016	センシティブティマップ/EADAS	○	図12	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。	
26			ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地2次メッシュ情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	全国におけるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウの越冬期、渡り期の集結地における数量調査結果について、2次メッシュ単位の分布情報、2次メッシュあたりの日最大出現数等の情報を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き/EADAS	○	図13～図15	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。	
27			ナベヅル飛来地	-	(○)		-	(陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011、環境省)等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し死亡する事故(バードストライク)が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から渡りルートとその周辺を保全推奨エリアとした。	「平成30年度ナベヅル、マナヅルの全国飛来状況調査」より対象範囲内のナベヅル飛来地点をGISデータ化したもの	2019	近畿環境事務所提供資料「ナベヅル飛来状況調査(2019/2/8)」	○	図16	近畿環境事務所提供資料よりデータ作成	
28			シギ・チドリ類モニタリングサイト1000	○	-	該当なし	-		保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	シギ・チドリ類、絶滅危惧種のズグロカモメ・クロツラヘラサギ・ヘラサギ・ツクシガモ等について、環境省生物多様性センターが個体数調査及び調査地周辺の環境状況の調査を実施しているモニタリングサイト	2017	シギ・チドリ類モニタリングサイト1000		-		
29			海鳥繁殖地	○	(○)		-	(陸域のみ)	保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省生物多様性センターのHPで公開している「海鳥コロニーデータベース」より海鳥の繁殖が確認されている場所の位置等をGISデータ化したもの	1978	海鳥コロニーデータベース	○	図16		
30			鳥を指標とした重要生息環境(IBA)	○	-	該当なし	-		保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが重要な生息地をネットワークとして世界的に保全していくことを目的として、共通のIBA(Important Bird Areas)基準により選定した「鳥類を指標とした重要な自然環境」	2018	日本野鳥の会ホームページ		-		
31			日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(EAAFP)」参加地	○	-	該当なし	-		保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	法令等はないが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)に参加している国や団体が、保護活動を行っている渡り性水鳥の重要な生息地	2015	EAAFP 参加地の位置区域情報(環境省1512) / 環境省プレス160506		-	
32			コクガンの行動圏に関する情報	○	-	該当なし	-		保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	日本におけるコクガンの春の移動、生息地等の衛星追跡データ	2016	Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45)		-		
33			コウモリ洞分布	○	(○)		-	(陸域のみ)	保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞窟位置が含まれる市町村の位置等の情報を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	1994	日本のコウモリ洞総覧(澤田勇, 自然誌研究雑誌, 第2/3/4号別刷, pp. 53-80, 1994) / EADAS	○	図16		
34			コウモリ分布	○	(○)		-	(陸域のみ)	保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	一般公開されている関連各種の文献(1958～2016年)を対象にコウモリ類の生息情報を抽出し、確認された地名を1km格子のポリゴンメッシュデータに変換した上で、各種情報を3次メッシュとして整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	コウモリ類関連の各種学会誌ほか/EADAS	○	図16		
35			海棲哺乳類確認情報	○	○		-	(点情報)	保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	国立科学博物館HPで公開している「海棲哺乳類ストランディングデータベース」より、2010～2016年に和歌山沿岸で発見された情報をGISデータ化したもの ※2017年以降は情報なし	2016	海棲哺乳類ストランディングデータベース	○	図16		
36			ウミガメ産卵地	○	○		-	(点情報)	保全推奨エリア	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	日本沿岸のウミガメの主な産卵地のおおよその位置情報を整備したもの(海洋台帳より緯度経度を読み取り)	2010	NPO法人日本ウミガメ協議会/海洋台帳	○	図16		
37			絶滅危惧種(動物)の分布情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省レッドリストに掲載された動物種について、いきものログのユーザー報告結果および環境省調査結果に基づき、2次メッシュデータとして整備したもの	2019.8 確認	環境省レッドリスト/環境省生物多様性センターHP いきものログ	○	図17	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。	
38	その他の動植物分布情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省をはじめさまざまな組織や個人が持っている生きもの情報を集積、提供するシステムで得られた生きものの分布情報を2次メッシュデータとして整備したもの	2019.8 確認	環境省生物多様性センターHP いきものログ	○	図18	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。			

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するしたもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【3/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況	
39	植物		植生自然度図	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア (植生自然度9, 10のみ)	法令等はないが、保全上重要なエリアであるとされているため、保全推奨エリアとした。	環境省による第2回～第5回自然環境保全基礎調査(植生調査)に基づき整備された1/5万植生図を整備したもの	1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図19		
40			特定植物群落	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		環境省による第2回調査、第3回調査及び第5回自然環境基礎調査(特定植物群落)について、位置情報公開のものを整備したもの	1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図20		
41			絶滅危惧種(植物)の分布情報	○	△		-	エリア設定なし(参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省レッドリストに掲載された植物I(維管束植物)について、いきものログのユザ報告結果および環境省調査結果に基づき、2次メッシュデータとして整備したもの	2019.8 確認	環境省レッドリスト/環境省生物多様性センターHP いきものログ	○	図20	環境省の指摘を踏まえ、エリア設定なしとした。	
42	重要な自然環境のまどまりの場		重要里地里山	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性保全上重要な里地里山として環境省でも紹介しており、また、保全活動を行う地域の団体が存在している可能性があり、その団体等と調整を行った上でエリア設定することが望ましいことから、保全推奨エリアとした。	「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」(500箇所)として環境省が選定した結果を基に、おおよその位置等をGISデータ化したもの	2015	環境省HP 生物多様性保全上重要な里地里山	○	図21		
43			重要湿地	○	○	串本町沿岸部	6.2	保全推奨エリア		平成13年度に選定され、その後見直しされた「日本の重要湿地500」の位置情報を整備したもの	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ/環境省生物多様性の観点から重要度の高い湿地HP	○	図21		
44			生物多様性のための重要地(KBA)	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		日本国内のKBAについての調査の成果を整備したもの ※生物多様性重要地域(KBA: Key Biodiversity Area) …国際環境NGOのコンサベーション・インターナショナルが世界共通の基準を用いて選定した「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」	2011	コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP KBA日本地図ダウンロードページ	○	図21		
45			干潟	○	○	日高港、内之浦等に分布	0.03	保全推奨エリア		法令等はないが、生物多様性の観点から重要度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから保全推奨エリアとした。	環境省(環境庁)による第4回(平成1～4年度)及び第5回(平成9～13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における干潟の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図21	
46			藻場	○	○	沿岸部に広く分布	9.0	保全推奨エリア			環境省(環境庁)による第4回(平成1～4年度)及び第5回(平成9～13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における藻場の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図21	
47			サンゴ礁	○	○	白浜町～串本町にかけての沿岸部に分布	1.6	保全推奨エリア			環境省(環境庁)による第4回(平成1～4年度)及び第5回(平成9～13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国におけるサンゴの位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図21	
48			環境保全に係る情報(生物の多様性、自然環境、自然との触れ合い)のレイヤー		重要海域(沖合表層域、沖合海底域)	○	△	黒潮本流海域	-	エリア設定なし(参考情報とする)	沖合表層域、沖合海底域は重要海域(沿岸域)に比べて情報の精度がそれほど高くなく、風車建設による直接改変の影響が沿岸域に比べて小さいと推測されることから、参考情報扱いとし、エリア設定なしとした。	環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定した結果を基に、海域の範囲、名称等の情報を整備したもの	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域HP	○	図21
49	重要海域(沿岸域)	○			○	和歌山県沿岸部に広く設定	449.2	保全推奨エリア	法令等はないが、重要海域(沿岸域)には、脆弱な環境である重要湿地や干潟・藻場・サンゴ礁などが含まれており、保全推奨エリアとした。	環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定した結果を基に、海域の範囲、名称等の情報を整備したもの	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い海域HP	○	図21		
50	景観		景観資源	▲	○		- (点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点から保全推奨エリアとした。	第3回自然環境保全基礎調査(環境省:昭和61～62年)のうち、自然景観の基盤(骨格)を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象の位置及び特性に関する情報を整備したもの	2012	国土数値情報 地域資源データ	○	図22	二次ゾーニングでエリア設定	
51			景観の主な眺望点	▲	○		- (点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点から保全推奨エリアとした。	①「和歌山県景観ガイドライン～熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域～」で示されている眺望点をGISデータ化したもの ②和歌山県の朝日・夕陽100選・街道マップの主要眺望点、国立公園・県立公園・ジオサイト内の主要眺望点、市町ヒアリング等により抽出された主要眺望点をGISデータ化したもの	2019.8 確認	①和歌山県HP 和歌山県景観ガイドライン～熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域～ ②和歌山県の朝日・夕陽100選(和歌山県観光連盟)/街道マップ(和歌山県観光連盟)/市町ヒアリング等	○	図22	二次ゾーニングでエリア設定	
52			和歌山県景観計画で定める熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点からの景観	-	○		813.8	保全エリア(特定景観形成地域内の眺望点からの眺望範囲)	特定景観形成地域は、和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、景観計画に示された眺望点から視認できる範囲を保全エリアとした。	和歌山県景観計画で定める熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点からの眺望範囲として、世界遺産へ影響を与えないことを考慮し、「景観対策ガイドライン(案)」(1981,UAV送電特別委員会環境部会立地分科会)を踏まえ、垂直見込角0.5°(輪郭がわかる程度)までの範囲とし、これをGISデータ化したもの	2019	景観調査結果より	○	図23	本事業での景観調査の眺望範囲より、エリア設定	
53			その他の眺望点からの景観	-	○		1,294.4	保全推奨エリア(その他の眺望点からの眺望範囲)	法令等はないが、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点以外の眺望点についても、洋上風力発電施設の設置による眺望への支障の可能性が大きい眺望範囲の保全が必要であることから、垂直見込角1°までの範囲を保全推奨エリアとした。	その他の眺望点からの眺望範囲は、「景観対策ガイドライン(案)」(1981,UAV送電特別委員会環境部会立地分科会)を踏まえ、垂直見込角1°(景観的にはほとんど気にならない程度)までの範囲とし、これをGISデータ化したもの	2019	景観調査結果より	○	図23	本事業での景観調査の眺望範囲より、エリア設定	
54	自然との触れ合いの活動の場		長距離自然歩道	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めている長距離自然歩道(四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道)の情報をGISデータ化したもの	2010	和歌山県HP 近畿自然歩道/環境省HP NATS自然大好きクラブ	○	図24		
55			海水浴場	○	○		- (点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、自然を利活用した場として既に存在していることから、洋上風力発電施設が立地することで、本来の利用を阻害する可能性がある。従って、保全推奨エリアとした。	海水浴場について、その代表的な位置や名称等の情報を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	インターネット地図/EADAS	○	図24		
56			潮干狩り場	○	-	該当なし	-	保全推奨エリア		潮干狩り場の代表的な位置や名称等	2016	自治体Webサイト/観光案内Webサイト/EADAS	-	-		
57			観光資源	○	○		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		(財)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した「観光資源台帳」に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、及び観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合し、観光資源として整備したもの	2014	国土数値情報 観光資源データ	○	図24		

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【4/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況
58	自然公園	国立公園		○	○	吉野熊野国立公園	178.0	保全エリア	国立公園、国定公園内の開発行為は自然公園法施行規則等により、地域地種区分別に許可基準が定められており、洋上風力発電施設の設置にあたって、大きな制約があるほか、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、国立公園、国定公園内のすべての地域を保全エリアとした。	自然公園法に基づいて国(環境省)が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を整備したものの	2018	環境省生物多様性センターWebGISデータ	○	図25	
59		国定公園		○	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	自然公園法に基づく国定公園について、範囲(面)、区分(同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの ※高野龍神国定公園	自然公園法に基づく国定公園について、範囲(面)、区分(同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの	2010	国土数値情報 自然公園地域データ	○	図25	
60		県立自然公園		○	○	白崎海岸県立自然公園 煙樹海岸県立自然公園	118.2	保全エリア	県立自然公園内の開発行為は、和歌山県立自然公園条例施行規則により、地域地種区分別に許可基準が定められており、洋上風力発電施設の設置にあたって、大きな制約があるほか、要届出行為となる普通地域においても自然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと考えられることから、県立自然公園のすべての地域を保全エリアとした。	自然公園法に基づく県立自然公園について、範囲(面)、区分(同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの	2010	国土数値情報 自然公園地域データ	○	図25	
61	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域(国指定)		○	-	該当なし	-	保全エリア	自然環境保全法により、開発行為は、学術研究その他公益上の理由により特に必要と認められて環境大臣の許可を受けた場合、非常災害への応急措置として行う場合以外は、原則として行うことができないとあるため、保全エリアとした。	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等	2015	国土数値情報 自然保全地域データ		-	
62		自然環境保全地域(国指定)		○	-	該当なし	-	保全推奨エリア	自然環境保全法により、開発行為を行う場合には、申請もしくは届出が必要である旨、記載があるため、原生自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等	2015	国土数値情報 自然保全地域データ		-	
63		自然環境保全地域(県指定)		○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全することが必要な特定の地域について、和歌山県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として指定された区域を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	和歌山県HP 和歌山県自然環境保全地域/EADAS	2015	和歌山県HP 和歌山県自然環境保全地域/EADAS	○	図26	
64	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	生息地等保護区	生息地等保護区	○	-	該当なし	-	エリア設定なし(参考情報とする)	種の保存法により、国内希少野生動物植物種の生息・生育地を保護している場所では、各種の開発行為が規制されており、開発行為を行う際は環境大臣の許可又は届出が必要である。ただし、メッシュサイズが大きいこと、当該地域には生息地等保護区はないことから、エリア設定なしとした。	種の保存法に基づく「生息地等保護区」の2次メッシュ位置情報	2018	環境省HP 生息地等保護区一覧		-	
65		鳥獣保護区	鳥獣保護区(特別保護地区)	○	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区としており、鳥獣保護の観点から保全エリアとした。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲を整備したもの ※鳥獣保護区のうち、国指定は該当なし	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ(国指定鳥獣保護区のみ)/国土数値情報 鳥獣保護区データ	○	図27	鳥獣保護区と特別保護地区を別レイヤーとして再整理(エリア設定が異なるため)
66		鳥獣保護区	鳥獣保護区	○	(○)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域であるが、必ずしも立地ができないと明記されているわけではないため、保全推奨エリアとした。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲を整備したもの ※鳥獣保護区のうち、国指定は該当なし	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ(国指定鳥獣保護区のみ)/国土数値情報 鳥獣保護区データ	○	図27	
67	世界遺産	世界遺産地域及び緩衝地帯		○	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	世界遺産条約履行のための作業指針で、世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得るが、持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性、真正性を損なうことがないように努めなければならないとされており、慎重に取り扱う必要があるため、保全エリアとした。	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づき、我が国の人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡について、世界遺産委員会に世界遺産として登録された有形の不動産のうち、その登録された範囲(構成資産および緩衝地帯)を整備したもの	2016	国土数値情報 世界文化遺産データ/文化庁HP 文化遺産オンライン 紀伊山地の霊場と参詣道	○	図28	2016年の追加登録地点を追加
68		世界遺産暫定一覧表記載遺産等の候補地		○	-	該当なし	-	保全エリア	文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会によって「世界遺産条約履行のための作業指針」の規定に基づき、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載すべき文化資産として、現時点において顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと考えられ、将来的に世界遺産一覧表へ登録推薦することが適切であると考えられるもの	文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会によって「世界遺産条約履行のための作業指針」の規定に基づき、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載すべき文化資産として、現時点において顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと考えられ、将来的に世界遺産一覧表へ登録推薦することが適切であると考えられるもの	2019	文化庁HP 我が国の暫定一覧表記載文化遺産		-	
69		追加登録候補地		○	-	該当なし	-	保全エリア	「紀伊山地の霊場と参拝道」への追加登録の候補地 ※対象市町の沿岸域には該当候補地なし		-	-		-	
70	生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)	核心地域		○	-	該当なし	-	保全エリア	法令等はないが、厳格に保護することが明記されているため、保全エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、厳格に保護し、長期的に保全する必要がある地域	2018	文部科学省HP 生物圏保存地域		-	
71		緩衝地域		○	-	該当なし	-	保全推奨エリア	法令等はないが、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が図られるための地域であるため、保全推奨エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域のバッファとして機能し、教育・研修・エコツーリズムを図られている地域	2018	文部科学省HP 生物圏保存地域		-	
72		移行地域		○	-	該当なし	-	保全推奨エリア	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域及び緩衝地域の周囲にあり、緩衝地域の支援や自然環境保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組が図られている地域	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域及び緩衝地域の周囲にあり、緩衝地域の支援や自然環境保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組が図られている地域	2018	文部科学省HP 生物圏保存地域		-	

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するしたもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【5/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況	
73		ラムサール条約湿地	ラムサール条約湿地	○	○	串本町沿岸部	5.6	保全エリア	法令に基づくものはないが、日本では、ラムサール条約の登録基準の一つに「他の法令(自然公園法や鳥獣保護法)で保全が図られていること」となっており、必然的に保全されるべきものであるため、保全エリアとした。	日本国内のラムサール条約登録湿地の位置等を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2018	環境省生物多様性センターWebGISデータ/環境省重要湿地HP/EADAS	○	図29		
74		国土保全等の観点からの指定地域等	海岸保全区域	○	○		- (区域は離隔距離で設定)	保全推奨エリア	導入が想定される風車を設定した上で、「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」等に照らし、海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないことを確認する必要があるため、保全推奨エリアとした。	海岸線について、位置(線)、所管官庁、海岸保全区域(海岸法に基づき指定された一定の海岸の区域)等を整備したもの 海岸保全区域は「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(平成27年3月)」に基づき、水域施設等との離隔距離である2D(D=ローター径)として254mの範囲として作成したもの	2006	国土数値情報 海岸線データ	○	図30		
75			低潮線保全区域	○	○	潮岬沖	0.02	保全推奨エリア	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。	平成23年6月に排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域として指定された低潮線保全区域の指定位置の情報を整備したもの	2011	首相官邸HP 地理院地図における低潮線保全区域の表示	○	図30		
76	環境保全等の法令等により指定された保護地域のレイヤー	景観等関連	特定景観形成地域	▲	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、保全エリアとした。	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域として指定された特定景観形成地域を整備したもの ※熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域が該当	2018	国土数値情報 景観計画区域データ(景観重点地区)/和歌山県HP 和歌山県景観計画区域-特定景観形成地域	○	図31	二次ゾーニングでエリア設定	
77			景観重要建造物	▲	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	景観法では、景観重要建造物の増改築等や景観重要樹木の伐採等の現状変更に対して規制しており、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を担っている景観資源であることから、保全エリアとした。	景観行政団体が景観法第19条第1項により指定した景観重要建造物の位置等を整備したもの ※和歌山県での景観重要建造物の指定は田辺市内1箇所、高野町内1箇所のみ。	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山県文化財センター年報2018	○	図31	二次ゾーニングでエリア設定	
78			景観重要樹木	▲	-	該当なし	-	保全エリア	景観法および都市計画法に基づき、良好な景観形成を図るために指定された地区であり、建築物の形態意匠の制限他、高さ制限等の設定基準を設けることができる地区であることから、保全推奨エリアとした。	景観行政団体が景観法第28条第1項により指定された景観重要樹木	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況		-	二次ゾーニングでエリア設定	
79			景観地区	▲	-	該当なし	-	保全推奨エリア	景観法および都市計画法に基づき、良好な景観形成を図るために指定された地区であり、建築物の形態意匠の制限他、高さ制限等の設定基準を設けることができる地区であることから、保全推奨エリアとした。	市町村が景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項により、市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた区域 ※県内では高野町のみ	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山県HP 都市計画関係		-	二次ゾーニングでエリア設定	
80			準景観地区	▲	-	該当なし	-	保全推奨エリア	景観法および都市計画法に基づき、良好な景観形成を図るために指定された地区であり、建築物の形態意匠の制限他、高さ制限等の設定基準を設けることができる地区であることから、保全推奨エリアとした。	市町村が景観法第74条第1項により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、景観の保全を図るために定めた区域 ※県内では高野町のみ	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山県HP 都市計画関係		-	二次ゾーニングでエリア設定	
81			風致地区	▲	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	都市計画法に基づき、都市の風致を維持するために指定された地区である。区域内で工作物の新築等を行う場合は、許可が必要となっていることから、保全エリアとした。	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められている地区(和歌山県では、和歌山市、白浜町が該当)を、GISデータ化したもの	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース/和歌山県HP 都市計画関係/白浜都市計画・準都市計画総括図	○	図31	二次ゾーニングでエリア設定	
82			緑地保全地域	▲	-	該当なし	-	保全推奨エリア	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、周辺の土地利用との調和を図りながら保全する地域である。区域内で建築物その他工作物の新築等を行う場合は、届出が必要であることから、保全推奨エリアとした。	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、周辺の土地利用との調和を図りながら保全する地域である。区域内で建築物その他工作物の新築等を行う場合は、届出が必要であることから、保全推奨エリアとした。	都道府県または市町村が緑地保全地域制度(都市緑地法第5条)により指定した緑地保全地域	2016	国土交通省HP 都市緑地データベース/和歌山県HP 都市計画関係		-	二次ゾーニングでエリア設定
83			歴史的風土保存区域及び特別保存地域	▲	-	該当なし	-	保全エリア	古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法に基づき、指定された地区である。区域内で工作物の新築等を行う場合は許可が必要であることから、保全エリアとした。	※歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地が対象 ※対象自治体は、京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、逗子市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高郡明日香村、および大津市	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース		-	二次ゾーニングでエリア設定	
84			重要文化的景観	▲	-	該当なし	-	保全エリア	文化財保護法により、地域特有の景観の保護のため選定されるものである。慎重な取扱いが必要となるため、保全エリアとした。	文化財保護法第二条第1項第五号より定められた文化的景観の中で、特に重要な景観として選定されたもの	2019	文化庁HP 文化的景観		-	二次ゾーニングでエリア設定	
85			文化財	国指定文化財等	○	(○)		- (陸域のみ)	保全エリア	文化財保護法により、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合がある。慎重な取扱いが必要となるため、保全エリアとした。	文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の位置等について整備したもの	2019	文化庁HP 国指定文化財等データベース	○	図32	
86	選定文化財	○		-	該当なし	-	保全エリア	※重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財的景観が該当(重要文化的景観はNo.78と重複)	都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、都道府県指定等の文化財以外の重要な文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データを整備したもの	2019	文化庁HP 国指定文化財等データベース		-			
87	都道府県・市町村指定文化財等	○		○	オオカワリギンチャクの生息地	0.3	保全エリア	都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、都道府県指定等の文化財以外の重要な文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データを整備したもの	2014	国土数値情報 都道府県指定文化財データ/対象市町HP	○	図32	ヒアリング結果より、オオカワリギンチャク生息域(H27指定)追加			
88	自然再生事業の対象となる区域	○	-	該当なし	-	保全推奨エリア	法令等に基づく規制は無いが、再生しようとしている自然環境の立地特性も踏まえ、影響を及ぼさないように調整する必要があるため、保全推奨エリアとした。	自然再生推進法に基づいて行われる自然再生事業の実施地域として、自然再生事業実施計画及び全体構想に示されている地域	2019	環境省HP 自然再生推進法		-				
89	その他の条例等による指定区域	○	-	該当なし	-	保全推奨エリア	-	※地方公共団体の条例に指定された保護地域等 ※該当する条例として、和歌山県自然海岸保全地区条例(自然海岸保全地区)、串本町自然保護条例(自然保護区)があるが、指定地域はなし	2019.8 確認	和歌山県及び対象市町HP		-				

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【6/8】

No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況
90			制限表面	○	△	南紀白浜空港	-	エリア設定なし	(参考) 航空機が安全に離着陸するために、航空法により設定している区域。制限表面を越える建物等の設置(クレーン作業等一時的なものを含む)は、航空法第49条により原則禁止されている。	航空法により定められた空港周辺における建物等の制限区域をGISデータ化したもの	2012	和歌山県HP 南紀白浜空港周辺における物件等設置の制限/国土数値情報 空港データ	○	図33	
91		航空法等	航空路監視レーダー	○	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、航空機の位置を探知し、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等レーダーを用いた航空路管制業務に使用されるレーダーであることから、航空路管制業務への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	航空路管制業務に使用されている航空路監視レーダー(ARSR)および洋上航空路監視レーダー(ORSR)	2015	国土交通省HP 航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域図		-	
92			レーダー(自衛隊、在日米軍)	○	△		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はない(※場合によっては自衛隊法が関わる可能性有り)が、国防任務を妨害する可能性があるため、自衛隊等と協議する必要がある。	自衛隊や在日米軍が使用し公開されている航空レーダーの位置をGISデータ化したもの ※在日米軍のレーダーは該当なし	2016	防衛省 航空自衛隊HP	○	図33	
93		電波法	伝搬障害防止区域	○	△		-	エリア設定なし	(参考) 電波法により、伝搬障害防止区域では、風力発電施設等の建築主は伝搬障害の有無等を確認する必要がある。	電波法第102条2の第3項の規定に基づく伝搬障害防止区域図をGISデータ化したもの	2019	総務省HP 伝搬障害防止区域図縦覧システム	○	図34	ヒアリング結果を踏まえてデータ作成
94			気象レーダー、波浪観測位置	○	△	GPS波浪計等	-	エリア設定なし	(参考) 気象業務法に基づき、実施されている気象レーダー等観測への影響が懸念される場合には、国土交通省及び気象庁と協議する必要がある。	気象庁および国土交通省による観測業務に用いられるレーダー等の位置をGISデータ化したもの ※気象レーダーは該当なし	2017	気象庁HP 気象レーダー、レーダー雨量計情報、波浪観測地点情報/国土交通省HP 全国港湾海洋波浪観測網(NOWPHAS)	○	図35	
95		気象・海象レーダー等	海洋短波レーダ	-	△	紀伊水道海洋短波レーダ観測エリア	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、波浪観測への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	紀伊水道海洋短波レーダの設置位置及び観測エリアをGISデータ化したもの	2019.8 確認	大阪湾・紀伊水道 海洋短波レーダ表層流況配信システムHP http://www.kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/hf-radar/RealTime/manual/kiki.html	○	図35	ヒアリング結果を踏まえてデータ作成
96	社会的調整が必要な地域等のレイヤー		法令で定められた航路	○	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 港則法や海上交通安全法により船舶および人命の安全を守る観点から、利用が制限されている。港則法の指定航路は原則航路への工作物の設置や占用は禁止、海上交通安全法の指定航路は航路及びその周辺の海域での工事等に際し、海上保安庁長官の許可が必要。港湾法の指定航路は工作物(海底ケーブル等)の設置等を行う場合、占用許可が必要となる。	港則法や海上交通安全法によって規定される法定航路、港湾法によって規定される開発保全航路	1984	国土数値情報(旧統一フォーマット(SHP・GML)) 航路データ		-	
97			主な定期航路	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 海上運送法に基づき許可を受けた航路。定期航路への影響が懸念される場合は、一般旅客定期航路事業者等の関係者と協議が必要である。	国土地理院の電子地形図(タイル)を参考に、人又は車両等を運搬する定期航路のラインデータ、発着所のポイントデータをGISデータ化したもの ※電子地形図(タイル)の水上・海上交通(定期航路)の進行方向を明示したもの(航路の長さが概ね1000m未満の場合は航路全体、概ね1000m以上の場合は進行方向を明示するように500m程度の航路を表示)	2019.8 確認	電子地形図(タイル)に図示された水上・海上交通 https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html	○	図36	
98		航路等	衝突海難情報	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、過去に衝突海難が発生した地域であり、留意が必要である。	船舶ハザードマップより、事故等種類の衝突及び衝突(単)の船舶種類、およびその位置データ等の情報をGISデータ化したもの	2018	運輸安全委員会HP 船舶事故ハザードマップ https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/	○	図36	
99			緊急確保航路	-	△		-	エリア設定なし	(参考) 非常災害時における船舶の交通を確保するため、東京湾、伊勢湾、大阪湾において緊急確保航路の区域を定めたもので、工作物(海底ケーブル等)の設置等を行う場合は、占用許可が必要となる。	非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路をGISデータ化したもの	2016	国土交通省近畿地方整備局HP 平成28年7月1日Press Release http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/pdf/press/H28d/160701.pdf	○	図36	関係機関の指摘を踏まえて情報を追加
100			分離通航路	-	△		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、分離通行路への影響が懸念される場合は、関係者との協議が必要である。	日本船長協会は日本沿岸の特に船舶の輻輳する主要水域8箇所並びに深喫水船用航路1箇所において、1970年6月1日より、船長協会の自主的事業として「通航分離方式」を実施し、その後アンケート調査を実施の上、改定作業を行い、昭和61年(1986年)7月1日より実施した通行路をGISデータ化したもの	2002	日本船長協会HP 改定分離通航方式 https://captain.or.jp/wp-content/uploads/jca/m08/	○	図36	関係機関の指摘を踏まえて情報を追加
101			船舶交通量	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、通行船舶への影響が懸念される場合は、海上保安庁や海運事業者団体、漁業協同組合等の関係者と協議が必要である。	海上保安庁がAIS(自動船舶識別装置)によって収集した船舶の位置の統計情報を15秒メッシュデータとして整備したもの	2014	海上保安庁提供資料	○	図37~ 図48	
102			自衛隊施設	△	△		-	エリア設定なし		陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊の基地、駐屯地等のおおよその中心位置をGISデータ化したもの	2019.8 確認	陸上自衛隊HP/航空自衛隊HP/海上自衛隊HP 阪神基地隊	○	図49	
103		防衛関係施設等	在日米軍施設・区域	△	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、影響が懸念される場合は、防衛省及び近畿中部防衛局、各地の自衛隊、海上保安庁と調整が必要である。	米軍の基地、駐屯地等	2019	防衛省・自衛隊HP 在日米軍施設・区域の状況		-	
104			射撃訓練海域(巡視船)	△	△	紀伊水道南方	-	エリア設定なし		海上保安庁の巡視船による射撃訓練を行う海域(射撃訓練海域)の情報をGISデータ化したもの	2019.8 確認	第五管区海上保安本部海洋情報部HP その他の射撃訓練等海域	○	図49	海上保安庁の巡視船訓練海域を追加

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用、△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【7/8】

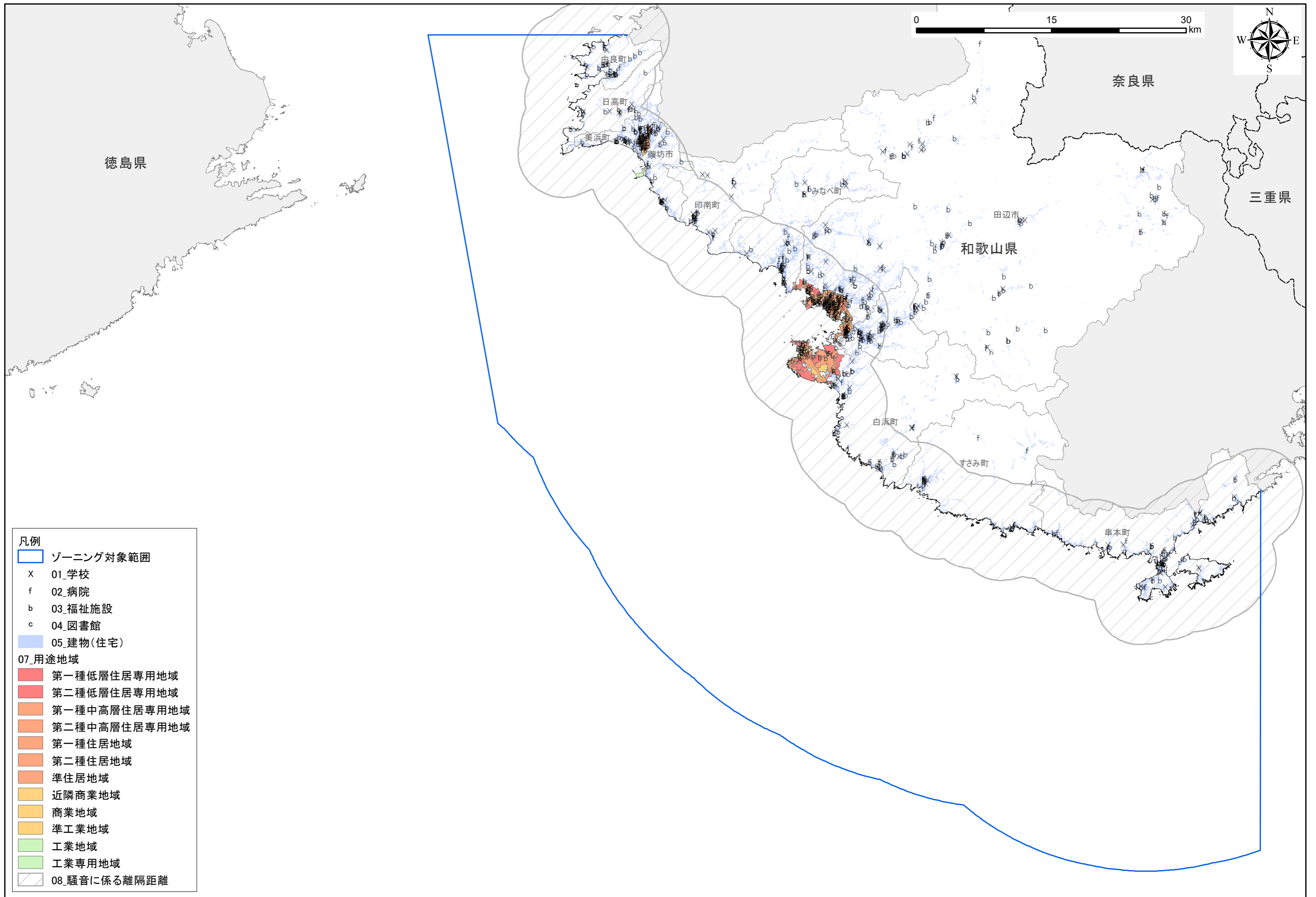
No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況
107	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	港湾区域等	港湾	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、その機能ごとに国際戦略港湾、重要港湾、地方港湾に区分される。	港湾法に基づき指定された港湾について、位置情報等を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	○	図50	
108			港湾区域	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、同意又は届出があった港湾を管理運営するために必要最小限度の区域。港湾区域内の水域の占用等に当たっては、許可が必要となる。	港湾法に基づき指定された港湾について、区域等を整備したもの	2014 2019.8 確認	国土数値情報 港湾データ/和歌山県HP 和歌山県の港湾	○	図50	
109			港湾隣接地域	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的とした区域。港湾区域及び港湾隣接地域内の水域もしくは公共空地の占用等に当たっては、許可が必要となる。	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域(水域)に隣接した陸地で港湾管理者が指定した地域を整備したもの	-	和歌山県の地理情報システム	○	図50	港湾に関連する情報としてデータを追加
110			港則法適用港	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 港内での船舶交通の安全及び港内の整頓のため、港則法で指定されるもの。特定港において工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要となる。	港則法施行令第一条(別表第一)に定められた港の位置を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	○	図50	
111			港則法びょう地	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 国土交通省令の定める船舶が特定港内に停泊しようとするときは、港長からびょう地の指定を受けなければならない。	港則法施行規則第三条(別表第一)に定められた区域を整備したもの(海洋台帳のキャプチャ画像より作成)	2017	海洋台帳	○	図50	
112			港則法区域	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 港則法の特定港の区域。特定港で工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要となる。	船舶の港内の交通安全と整頓を確保するために制定された法律である港則法を適用することが必要であると判断される範囲を呼び、港則法第二条(港則法施行令第一条の別表第一)で定められる区域を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	○	図50	
113			錨泊地(由良ドック)	-	△		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、利用船舶への影響が懸念される場合には、錨泊地利用者との調整が必要である。	由良ドックにドック入りする船舶の錨泊地を整備したもの ※洋上風力の建設にあたり、錨泊地の外側2マイルの範囲について考慮してほしいとの要望がある。	2019	MES-KHI由良ドック(株)ヒアリング結果	○	図50	ヒアリング結果を踏まえてデータ作成
114		漁港区域	漁港区域	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 漁港漁場整備法に基づく区域指定を受けた範囲であり、漁港区域における占用、工作物の設置等に関しては、漁港管理者(県または市町)の許可が必要となる。	漁港漁場整備法に基づく漁港の区域について整備したもの	2006	国土数値情報 漁港データ	○	図51	
115		一般海域	一般海域	-	-	海岸・港湾等の区域以外の沖合等の海域	-	エリア設定なし	(参考) 国有財産法、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説(平成30年3月版)」、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律などを考慮の上、近隣の地方自治体との調整を行う必要がある。	海岸・港湾等の区域以外の沖合等の海域(GISデータは整備せず)	-	-	-	-	レイヤーを追加(ただし、GISデータは作成せず)
116		漁場等	漁業権設定区域	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 一定の水域において、排他的に一定の漁業を営む権利であり、漁業法に基づき設定される。漁業への影響が懸念される場合は、地域の漁業協同組合等をはじめとする関係者との協議が必要である。	漁業法に基づき漁業権が設定された特定の水面について、境界(線)、種別(第一種～第三種区画漁業権、第一種～第五種共同漁業、定置漁業)等をGISデータ化したもの	2018	平成25年5月31日付け和歌山県報号外(別冊)/平成30年5月11日付け和歌山県報号外(別冊)/海洋台帳	○	図52	平成25年及び平成30年の漁業権設定区域に更新
117		水産資源保護水面	△	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 水産資源保護法により、産卵、稚魚の成育、水産動植物の種苗の発生のため、保護が必要な水面を指定したもの。水産資源保護水面における工事に関しては許可が必要となる。	水産資源保護法に基づき指定された保護水面	2005	和歌山県漁業調整規則/和歌山県内水面漁業調整規則	-	-		
118		魚礁	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 人工魚礁は水産資源の保護や漁業振興のために設置される。法令等はないが、魚礁への影響が懸念される場合は、魚礁設置者等との協議が必要である。	①電子海図に記載のある魚礁の存在区域を整備したもの(海洋台帳のキャプチャ画像より作成) ②和歌山県の浮魚礁データ(表層型浮魚礁)をGISデータ化したもの	2014 2019	①海洋台帳 ②和歌山県HP 浮魚礁データ公開	○	図52		
120		河川	河川	△	△		-	エリア設定なし	(参考) 河川法で指定された河川区域内における占用、工作物の設置等に関しては、河川管理者の許可が必要となる。	河川中心線及び水涯線を整備したもの	2019	国土地理院 数値地図(国土基本情報)	○	図53	
121	ケーブル類	JAMSTEC DONET	△	△	ゾーニング対象範囲外の南側	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、DONET(地震・津波観測監視システム)への影響が懸念される場合はDONETの運用管理者等との協議が必要である。	JAMSTEC(国立研究開発法人海洋研究開発機構)地震津波海域観測研究開発センターにより開発された地震・津波観測監視システム(DONET)で、海底に設置された観測機器ネットワークによって、南海トラフで発生する地震・津波をリアルタイムで常時・監視するシステムのケーブル位置をGISデータ化したもの ※平成28年4月1日をもってJAMSTECから防災科研に移管	2016	JAMSTEC HP DONET1,2の位置図 http://www.jamstec.go.jp/donet/j/donet/donet2.html	○	図54		
122	その他の海底ケーブル	-	△	日御碕沖、串本町沖等	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、海底ケーブルへの影響が懸念される場合は、海底ケーブルの管理者との協議が必要である。	DONET以外の海底ケーブルの位置を整備したもの(海洋台帳のキャプチャ画像より作成)	2014	海洋台帳	○	図54	DONET以外の海底ケーブルを追加		

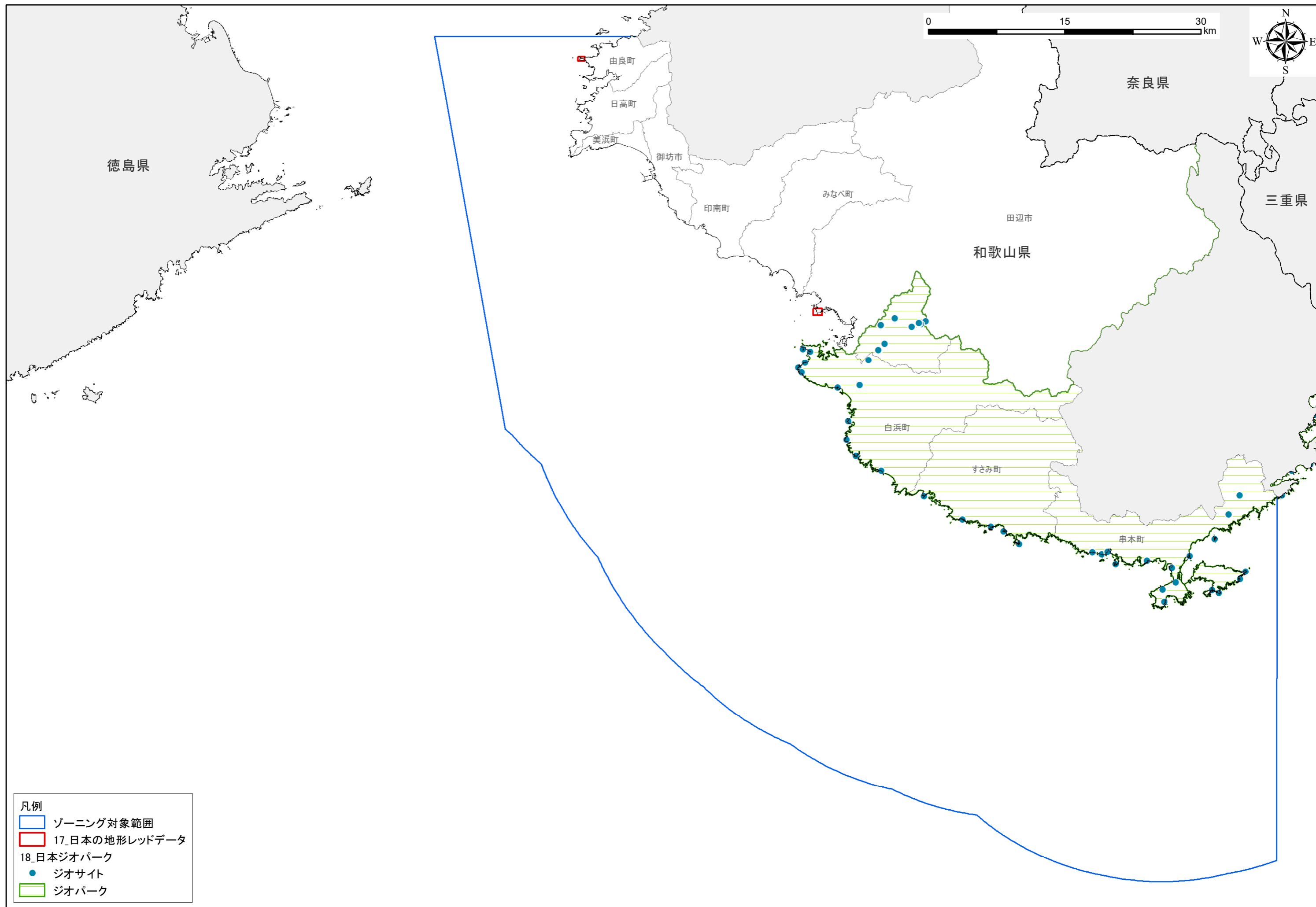
※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するとしたもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

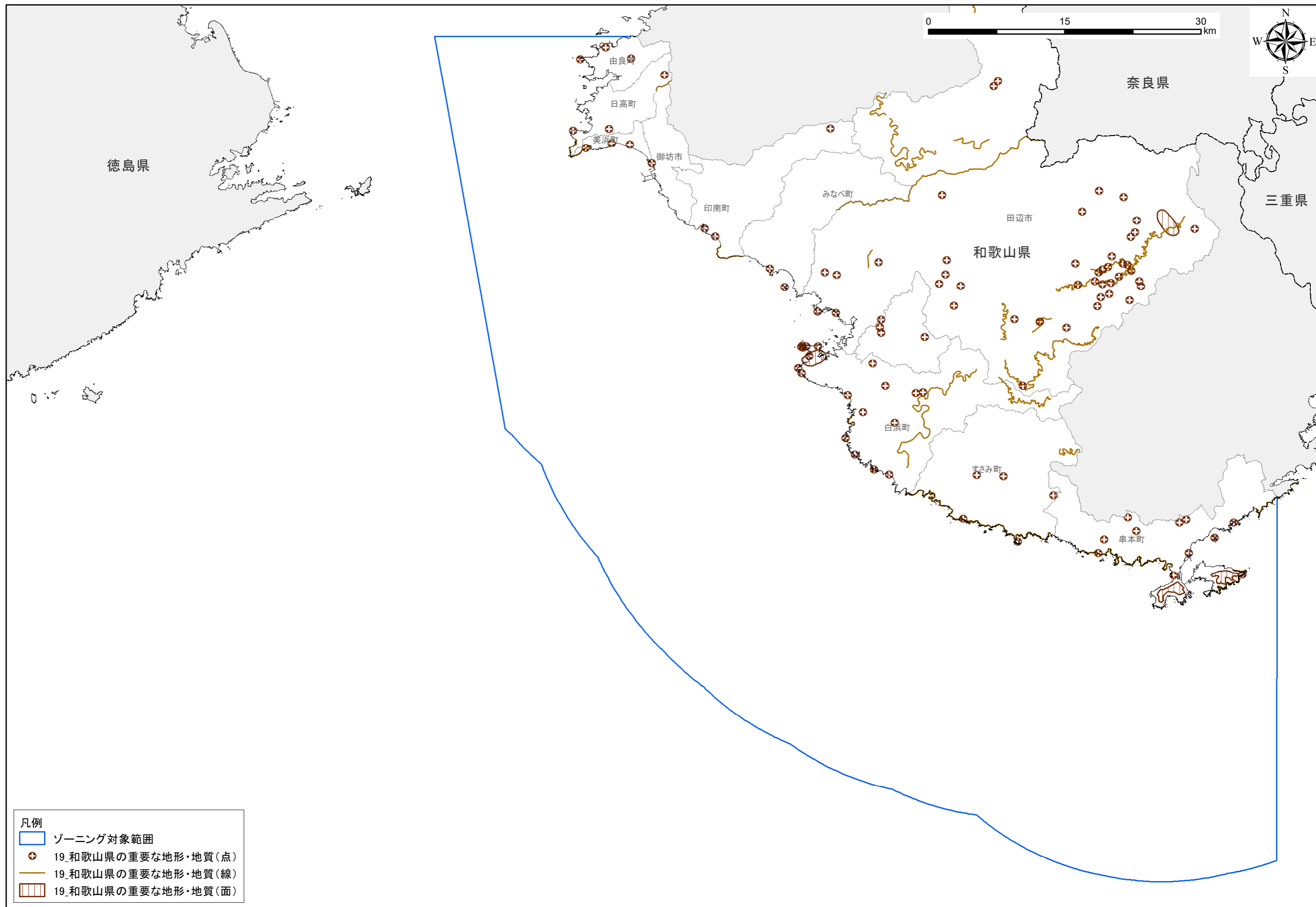
資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【8/8】

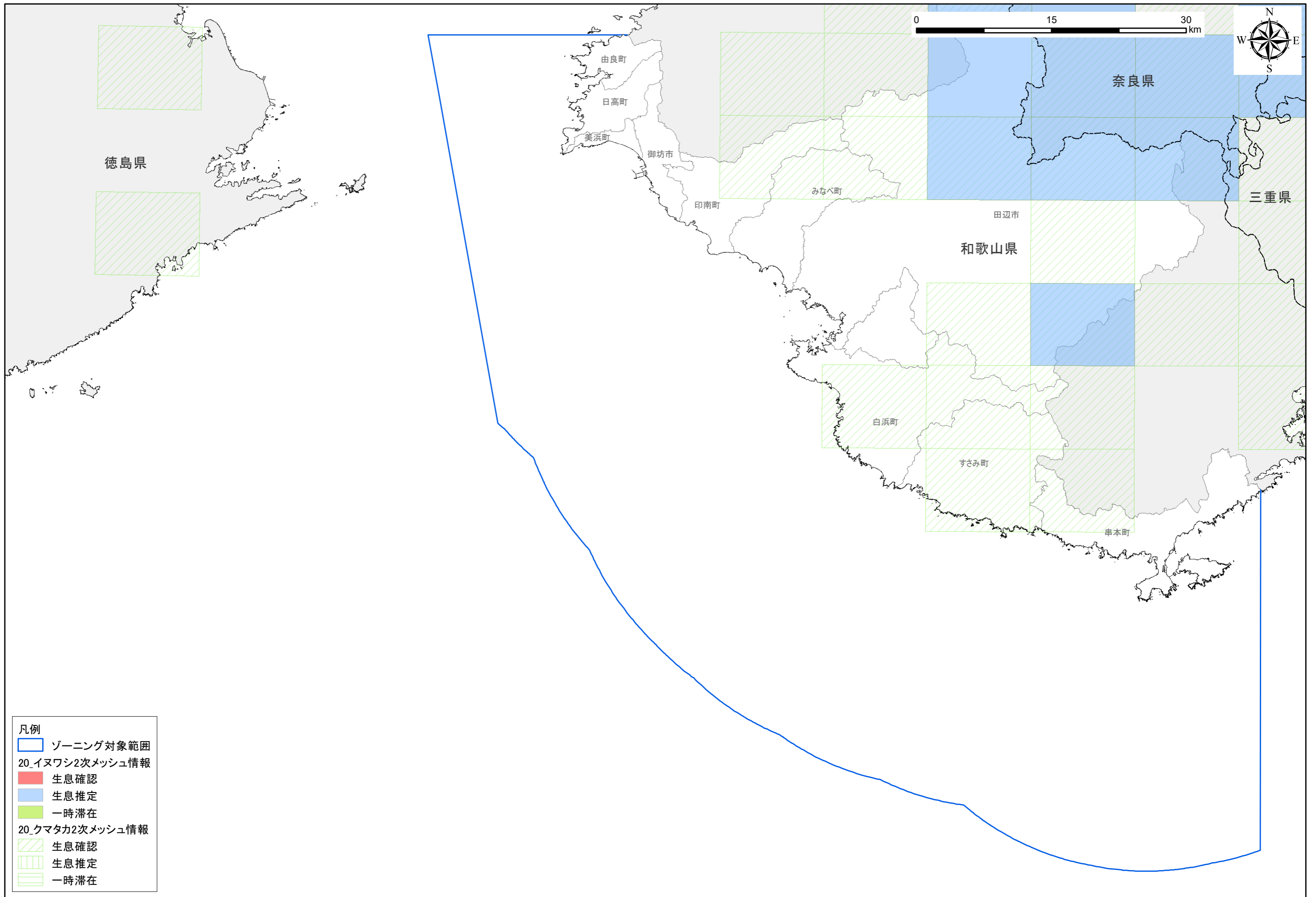
No	分類1	分類2	レイヤー名	一次ゾーニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の状況	面積(km ²) ※海域のみ	エリア設定の考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降のデータ更新・追加状況
123	社会的調整が必要な地域等のレイヤー	その他の利用海域	瀬戸臨海実験所調査地点	-	△	白浜町沖	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、調査への影響が懸念される場合には、調査実施者との調整が必要である。	京都大学フィールド科学研究センター瀬戸臨海実験所(白浜町)の調査地点(範囲)をGISデータ化したもの	2019	瀬戸臨海実験所提供資料	○	図55	ヒアリング結果を踏まえてデータ作成
124	事業性に係る情報のレイヤー	風況	平均風速	△	△		-	エリア設定なし	-	高精度のシミュレーションから得られる風況情報(平均風速)のメッシュデータを整備したもの	2018	NeoWins(洋上風況マップ)	○	図56~図60	
125			風向	-	△		-	エリア設定なし		高精度のシミュレーションから得られる風況情報より、高度140m、離隔距離約5kmの代表地点の風配図を示したものの	2018	NeoWins(洋上風況マップ)		図61	ヒアリングの指摘を踏まえ、風配図を作成
126		地形等	水深	△	△		-	エリア設定なし		①日本周辺海域の水深データを500mの間隔でメッシュデータ化したもの ②上記のメッシュデータを用いて等深線図を作成したもの	2012	日本海洋データセンター(JODC)	○	図62~図63	メッシュデータを基にGISを用いて等深線図を作成
127			傾斜	△	△		-	エリア設定なし		日本周辺海域の水深データ(500mメッシュデータ)より傾斜度を整備したもの	2012	日本海洋データセンター(JODC)	○	図64	
128			海底地形	△	△		-	エリア設定なし		紀伊水道南方海底地質図より海底谷、海盆、海段の名称を整備したもの	1976	地質調査総合センターIP 海洋地質図一覧		図62~図63	和歌山県沖の特徴的な海底地形の名称を追加
129			海底地質	△	△		-	エリア設定なし		日本周辺海底地形図より、未固結堆積物、半固結堆積物・堆積岩、堆積岩の区域をGISデータ化したもの	1983	地質調査総合センターIP 海洋地質図一覧	○	図65	
130			送電線	△	△		-	エリア設定なし		77kv以上の高圧電流を送電するもののうち、沿岸部に位置する送電線をGISデータ化したもの	2019	国土地理院 数値地図(国土基本情報) / 関西電力HP 流通設備建設計画・系統連系制約等について	○	図66	ヒアリング結果を踏まえて送電線の表示対象を見直し
131		発電所・変電所等	△	△		-	エリア設定なし	発電所、変電所及び開閉所の位置等をGISデータ化したもの		2019	水力・火力発電所・変電所・開閉所: 国土地理院 数値地図(国土基本情報) / 国土数値情報 発電施設データ(2013整備) / 関西電力HP 水力発電所一覧 太陽光・バイオマス: 資源エネルギー庁 固定価格買取制度 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト(2019年4月30日時点)	○	図66	発電所について、火力発電、水力発電、太陽光発電(発電出力2,000kW以上)、バイオマス発電(同2,000kW以上)を対象に再整理	
132		港湾	△	△		-	エリア設定なし	上記「107 港湾」と同じ		-	※「107 港湾」と同じ	○	図66		
133		既設の風力発電所	△	△		-	エリア設定なし	風力発電施設について、位置(点)、発電施設名称等を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)		2013 2018	国土数値情報 発電施設データ NEDO HP 新エネルギー部「日本における風力発電設備・導入実績」/EADAS	○	図66	2014年以降の新設、撤去情報よりデータを更新	
134		計画中の風力発電所	△	△		-	エリア設定なし	風力発電事業の環境影響評価図書に記載されている事業実施想定区域及び対象事業実施区域の位置等を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)		2019	風力発電事業に係る環境影響評価図書 / EADAS	○	図66	計画中の風力発電所を2019.8時点で更新	
135		台風経路	-	△		-	エリア設定なし	過去5年間(平成26年~平成30年)の台風経路図及び最大風速を整備したもの		2019	気象庁HP 台風経路図	○	図67	外力に関する情報としてレイヤーを追加	
136		気象等	活断層	-	-	潮岬沖の南海トラフ沿いに海底活断層がみられるが、ゾーニング範囲内には確認されていない	-	エリア設定なし		数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼び、「内陸型地震」を引き起こす原因となる(気象庁HPより)。 ※和歌山県内の主要断層としては、県北部に位置する中央構造線断層帯がある。 ※海底活断層は南海トラフ沿いに分布しているが、ゾーニング対象範囲内には該当なし。	2019.8 確認	国土地理院HP 活断層図 近畿地域整備範囲 / 地震調査研究推進本部HP 和歌山県の地震活動の特徴 東京大学大気圏研究センター地球システム研究系海洋科学部門HP 海底活断層の分布調査		-	外力に関する情報としてレイヤーを追加
137		南海トラフ震源域	-	△	ゾーニング範囲全域が震源域	-	エリア設定なし	日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数cm割合で沈み込んでいる場所をいい、蓄積されたひずみを解放する大地震を起こす(地震本部HPより)。 ※ゾーニング対象範囲全域が南海トラフの震源域に該当する。		2019.8 確認	地震調査研究推進本部HP 南海トラフで発生する地震		-	外力に関する情報としてレイヤーを追加	
138	沖合の津波高	-	△		-	エリア設定なし	和歌山県が平成25年に公表した津波浸水想定に記載されている最大津波高、平均津波高を整理したもの	2013	「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について(平成25年公表、和歌山県)		図68	外力に関する情報としてレイヤーを追加、沖合の津波高を表示			

※1.一次ゾーニング欄:○は平成30年度の一次ゾーニングのエリア設定で利用。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。▲はエリア設定を二次ゾーニングで実施するもの。
 ※2.二次ゾーニング欄:○は二次ゾーニングのエリア設定で利用。(○)は海域に該当情報がないもの。△は情報収集、GISデータの作成、マップ化のみ。-は情報収集の結果、該当するデータがないもの。

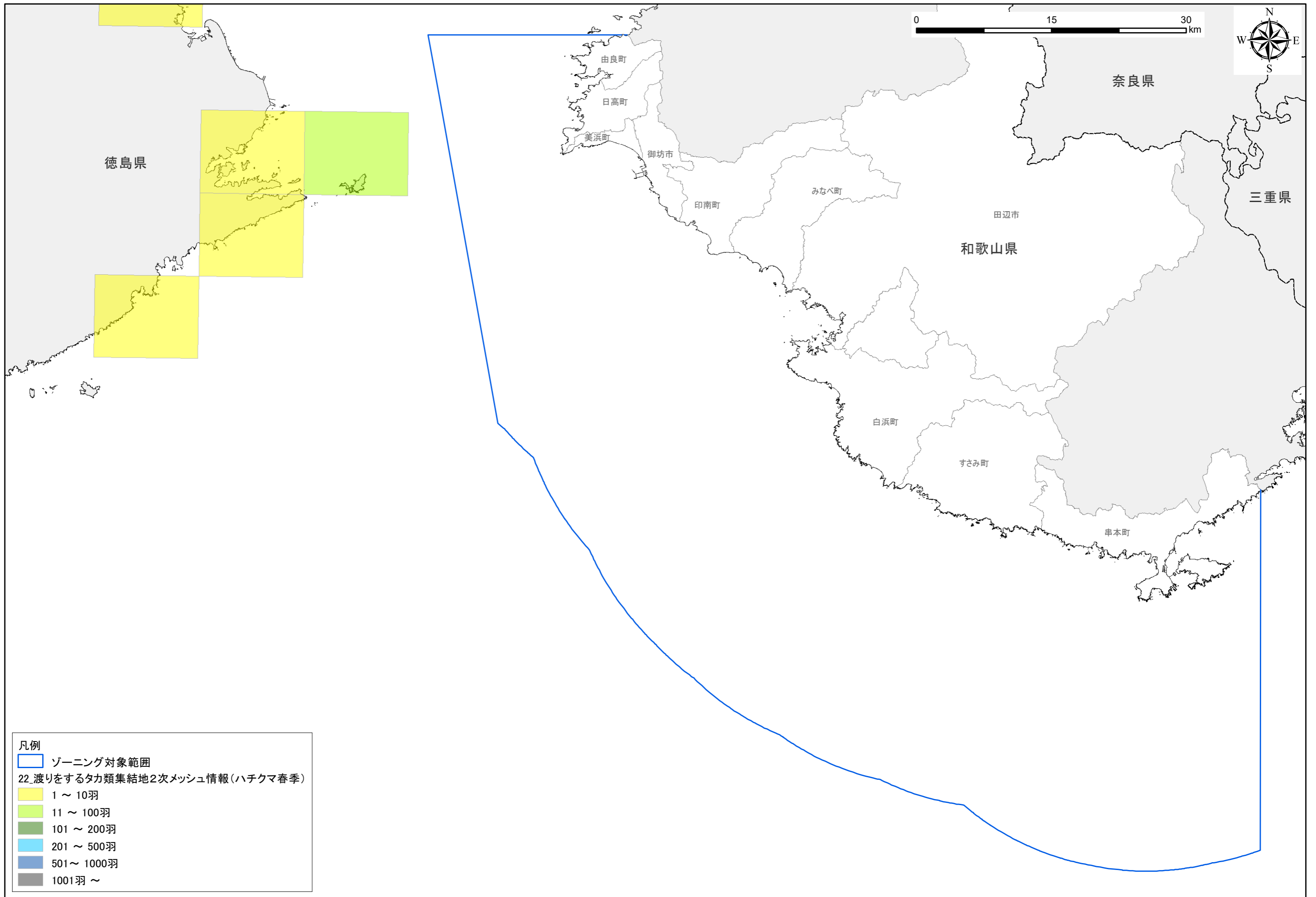


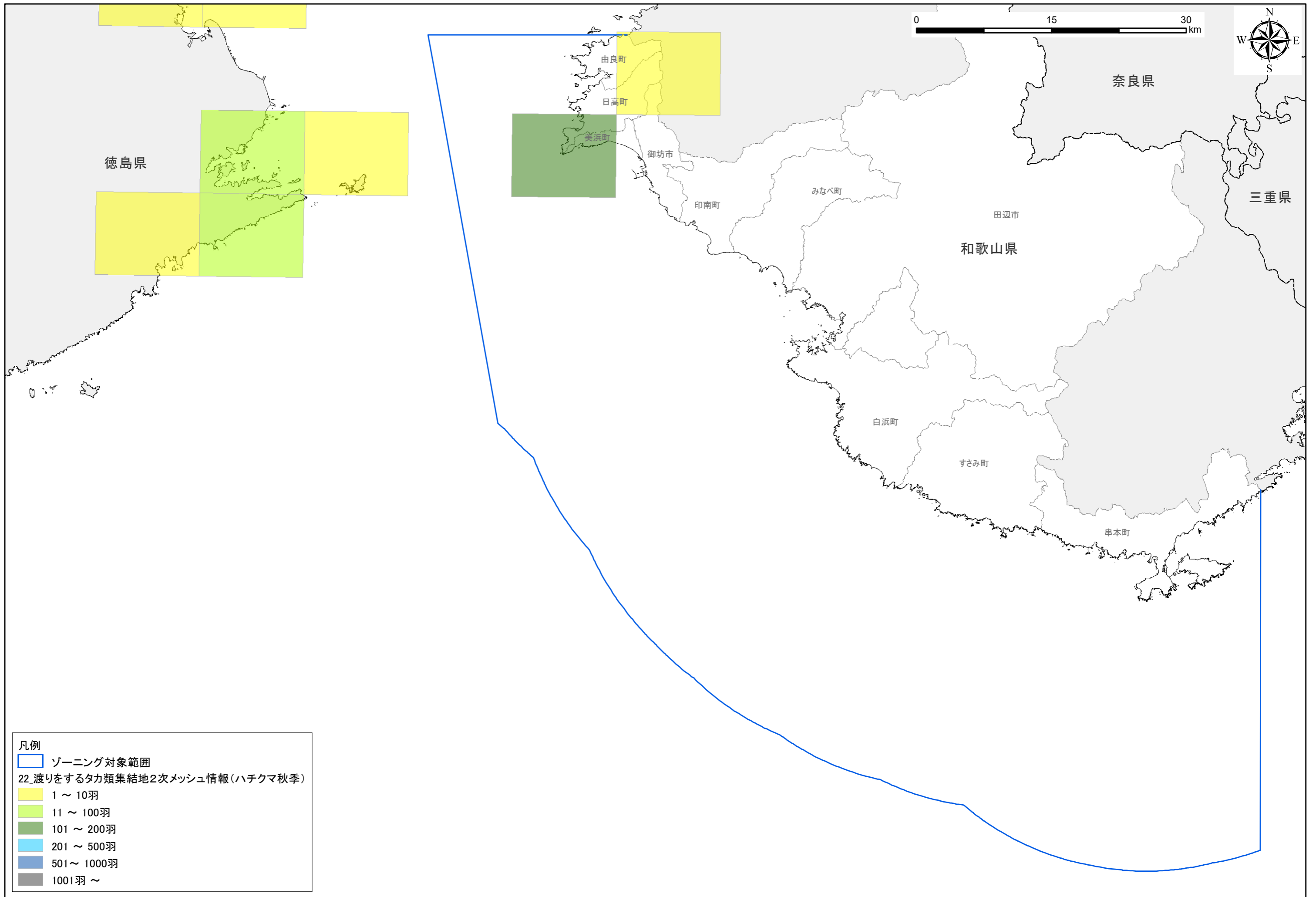


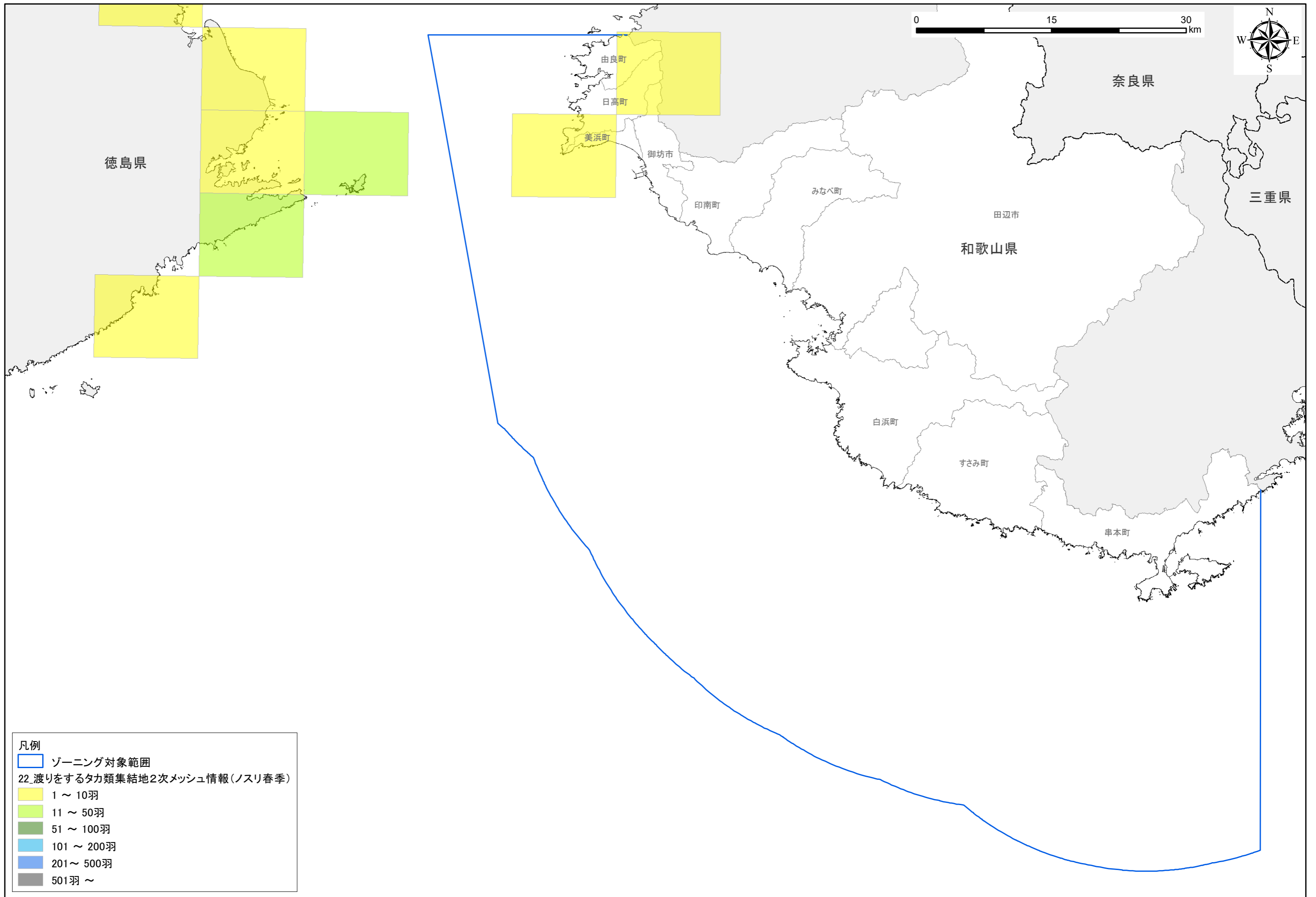


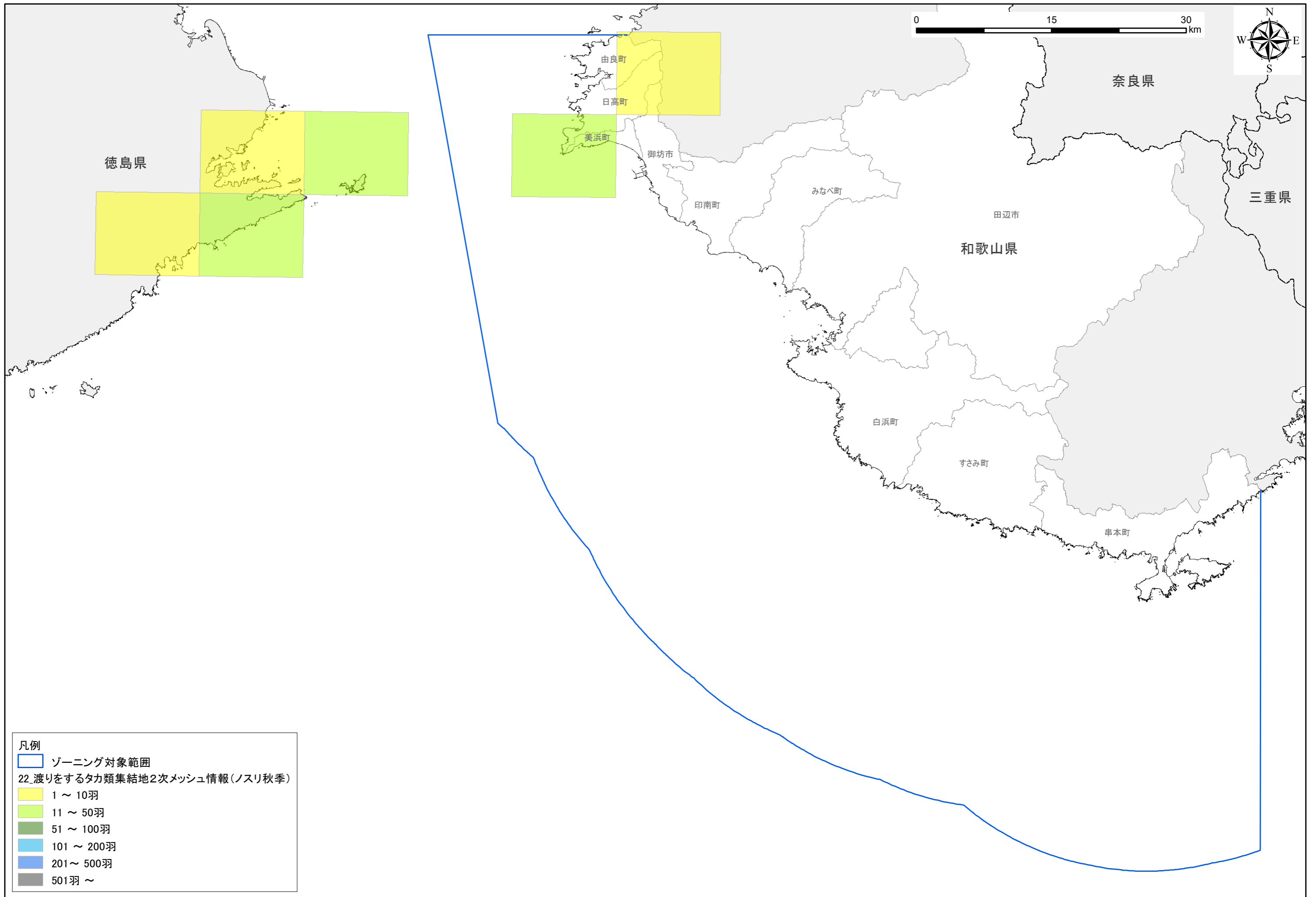


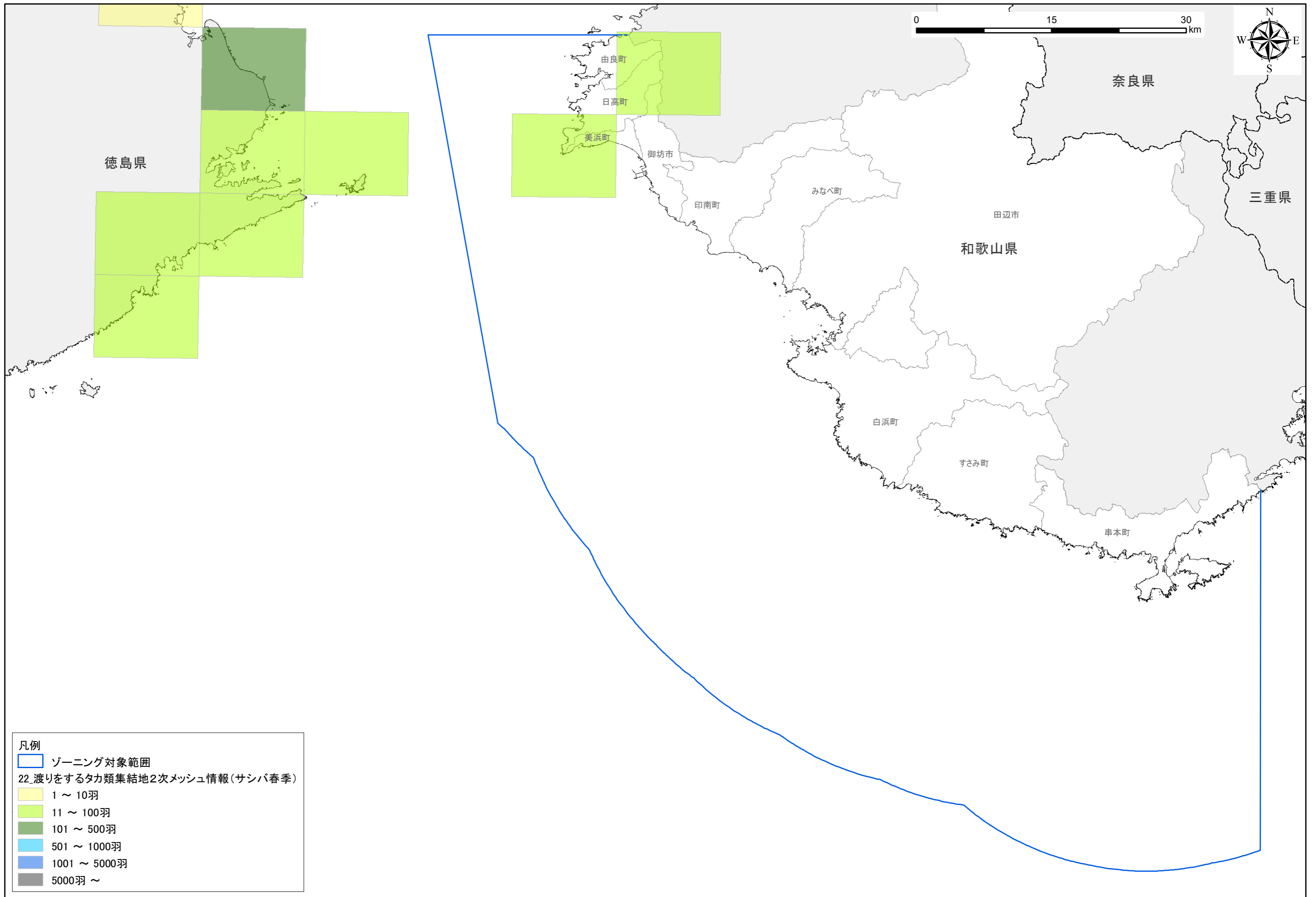
- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - 20_イヌワシ2次メッシュ情報
 - 生息確認
 - 生息推定
 - 一時滞在
 - 20_クマタカ2次メッシュ情報
 - 生息確認
 - 生息推定
 - 一時滞在

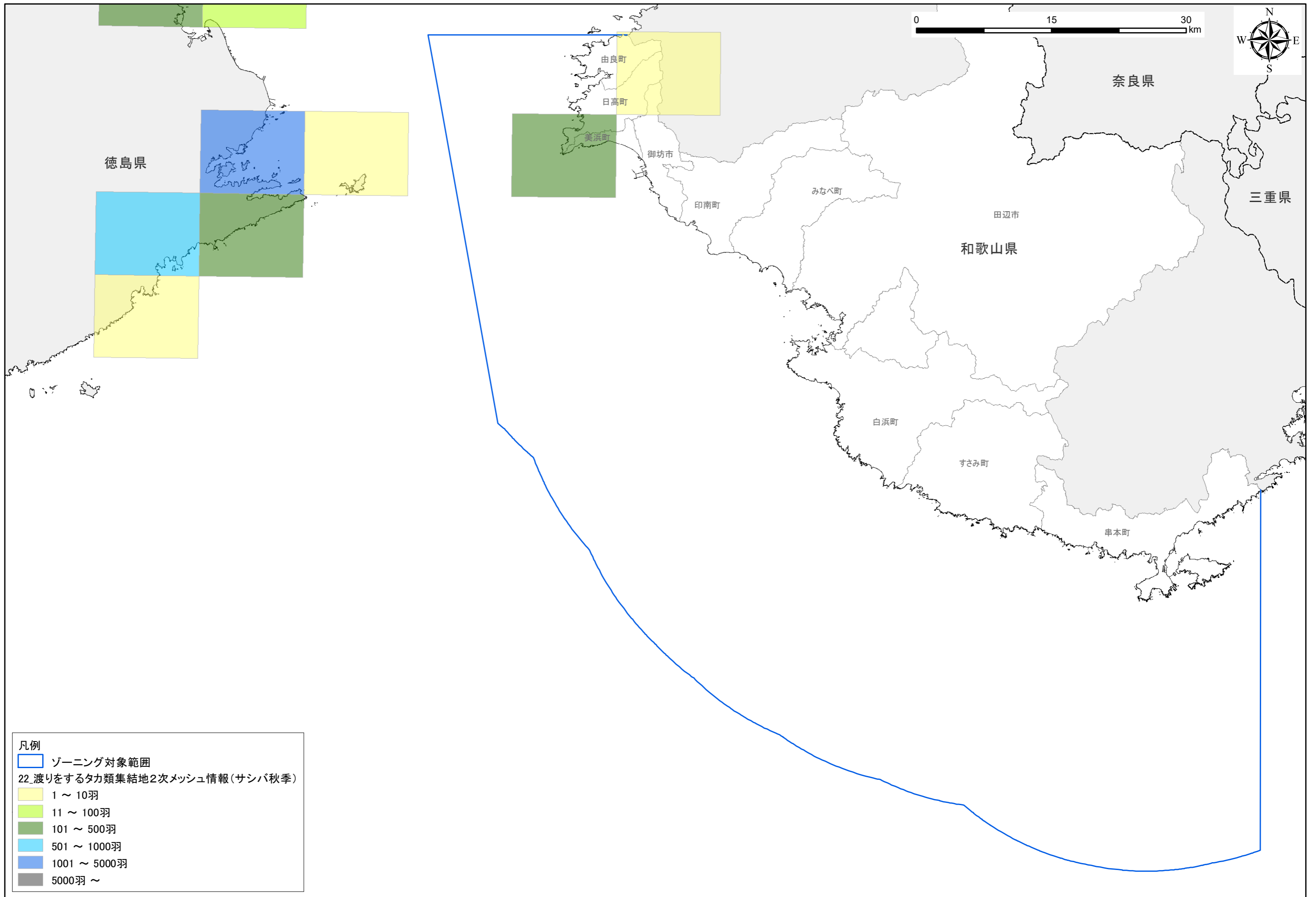


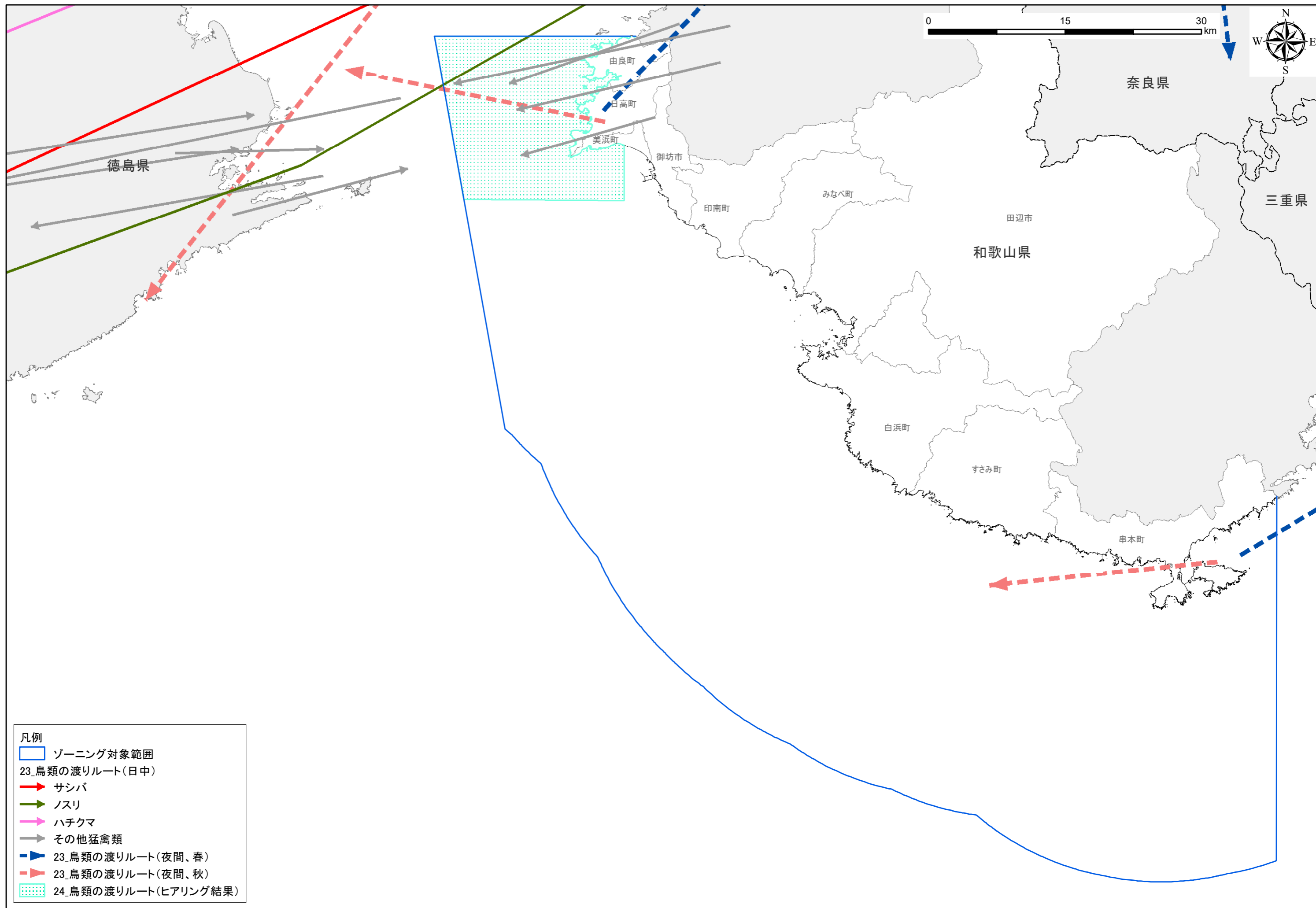


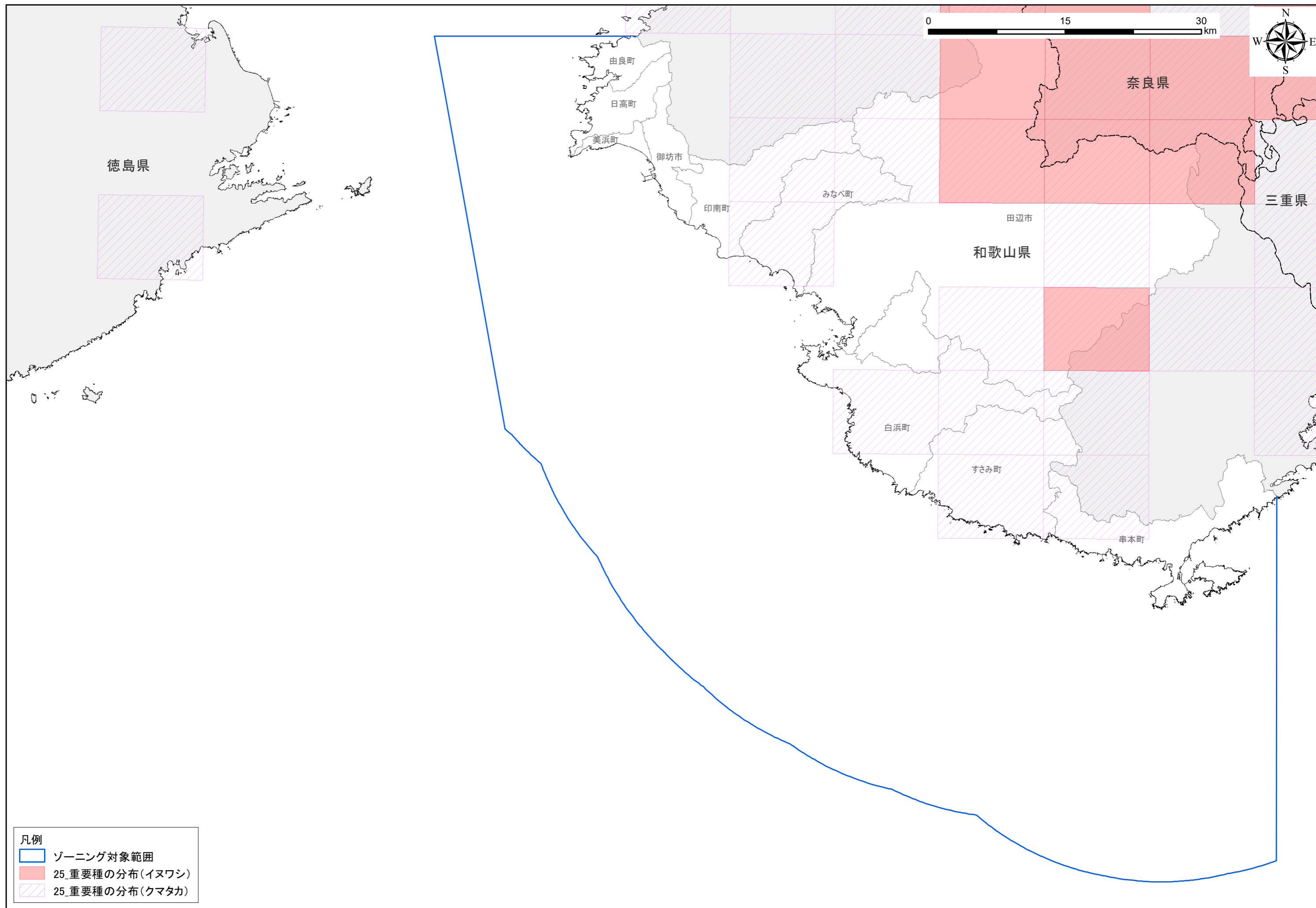


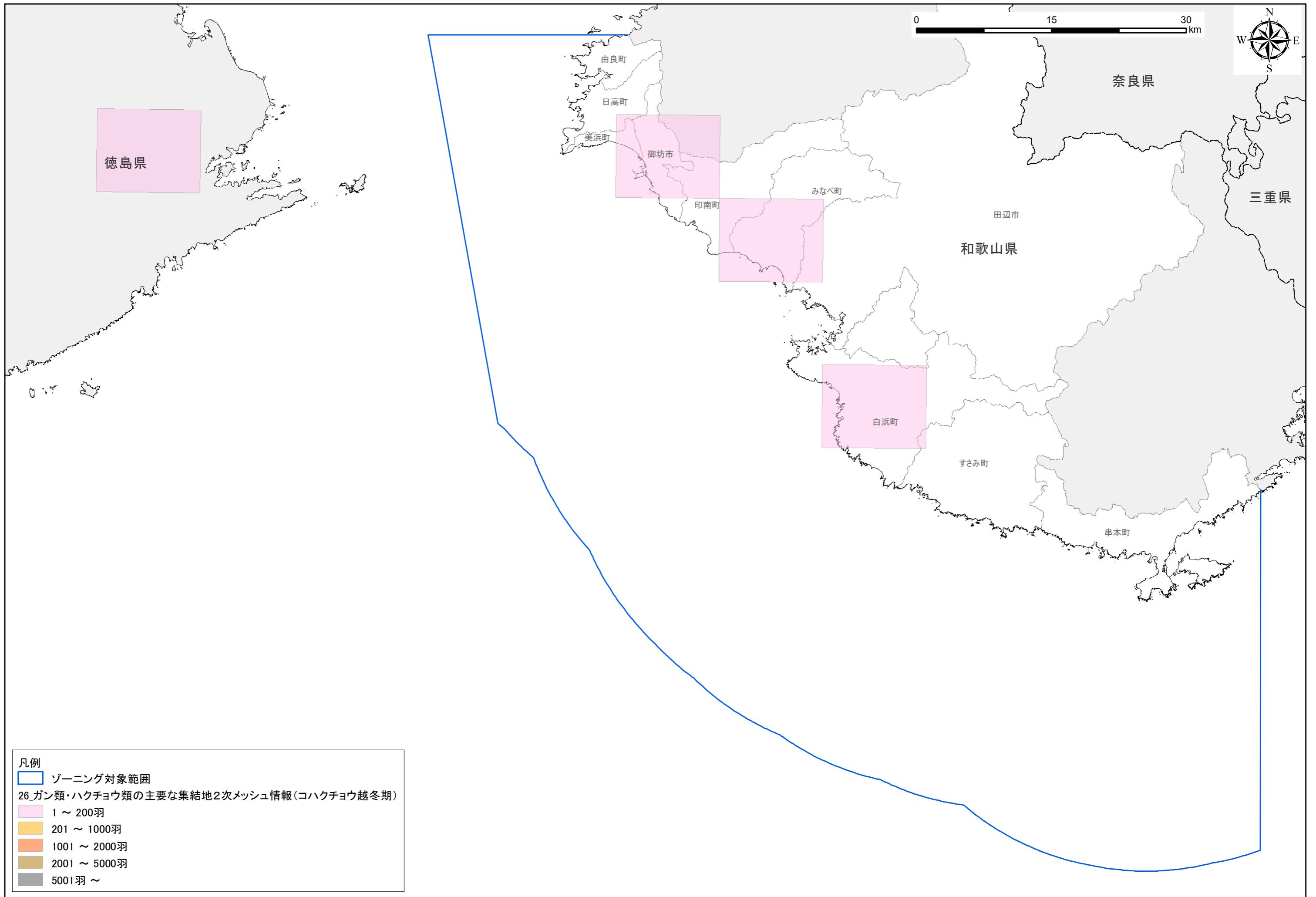


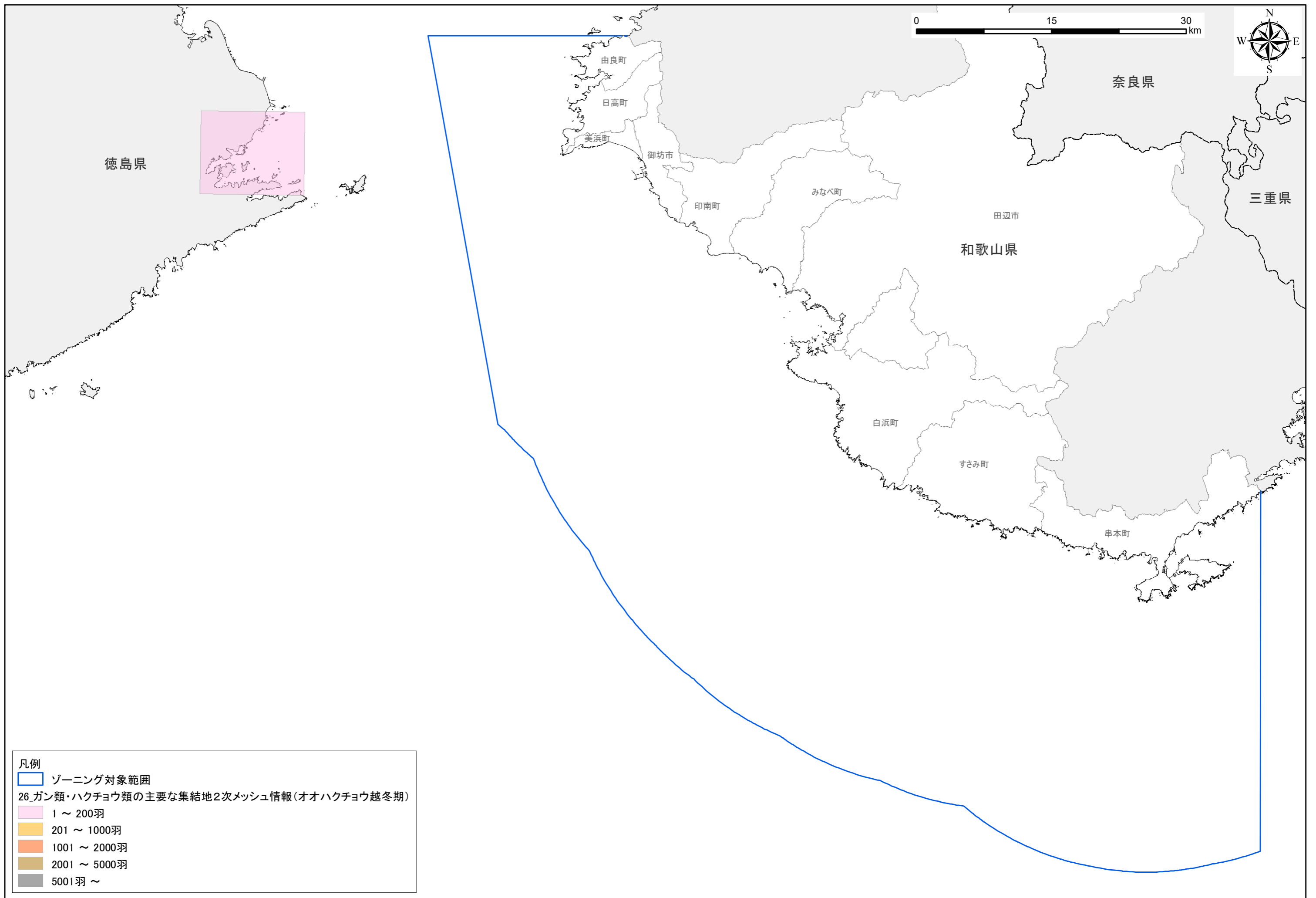




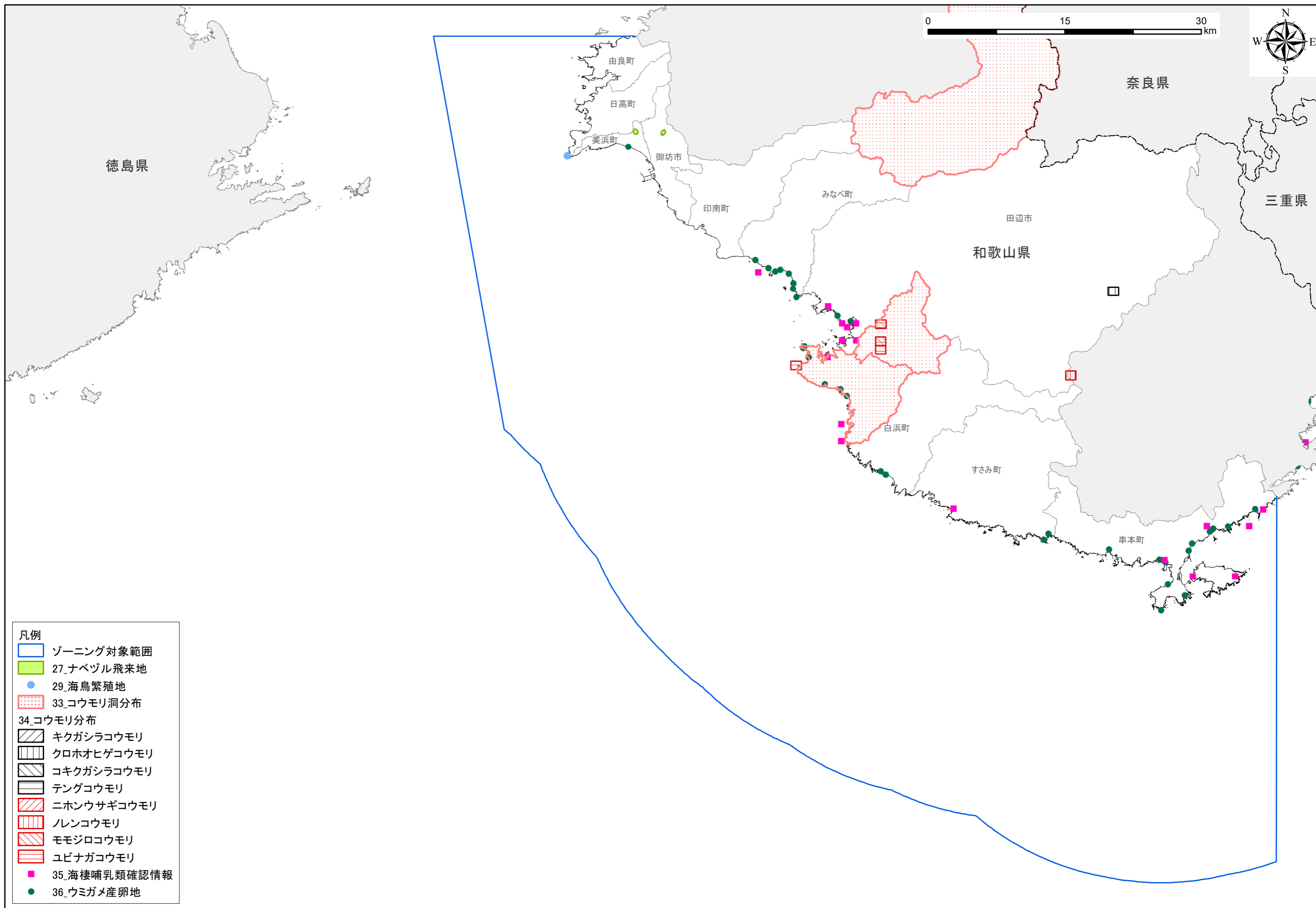


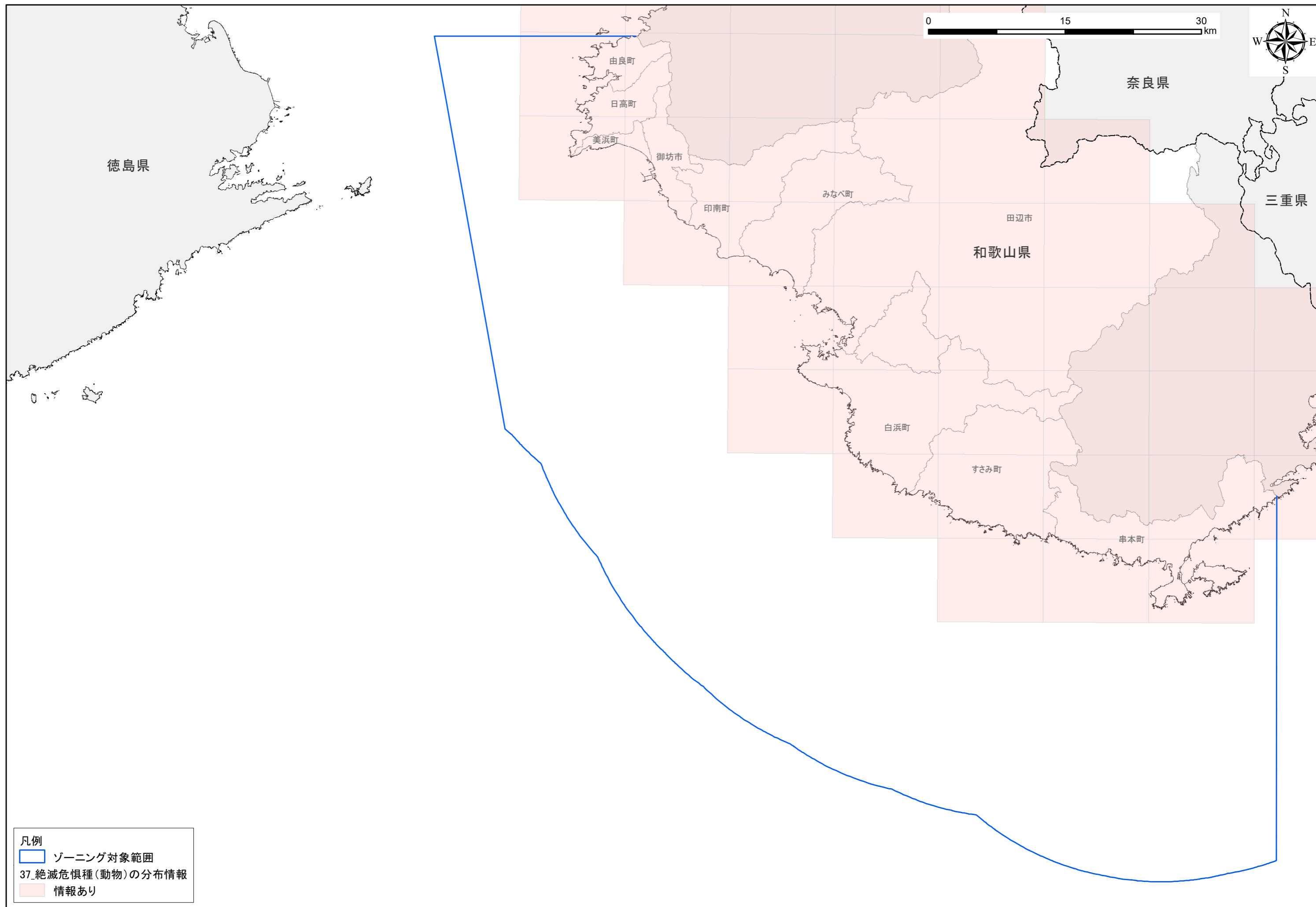




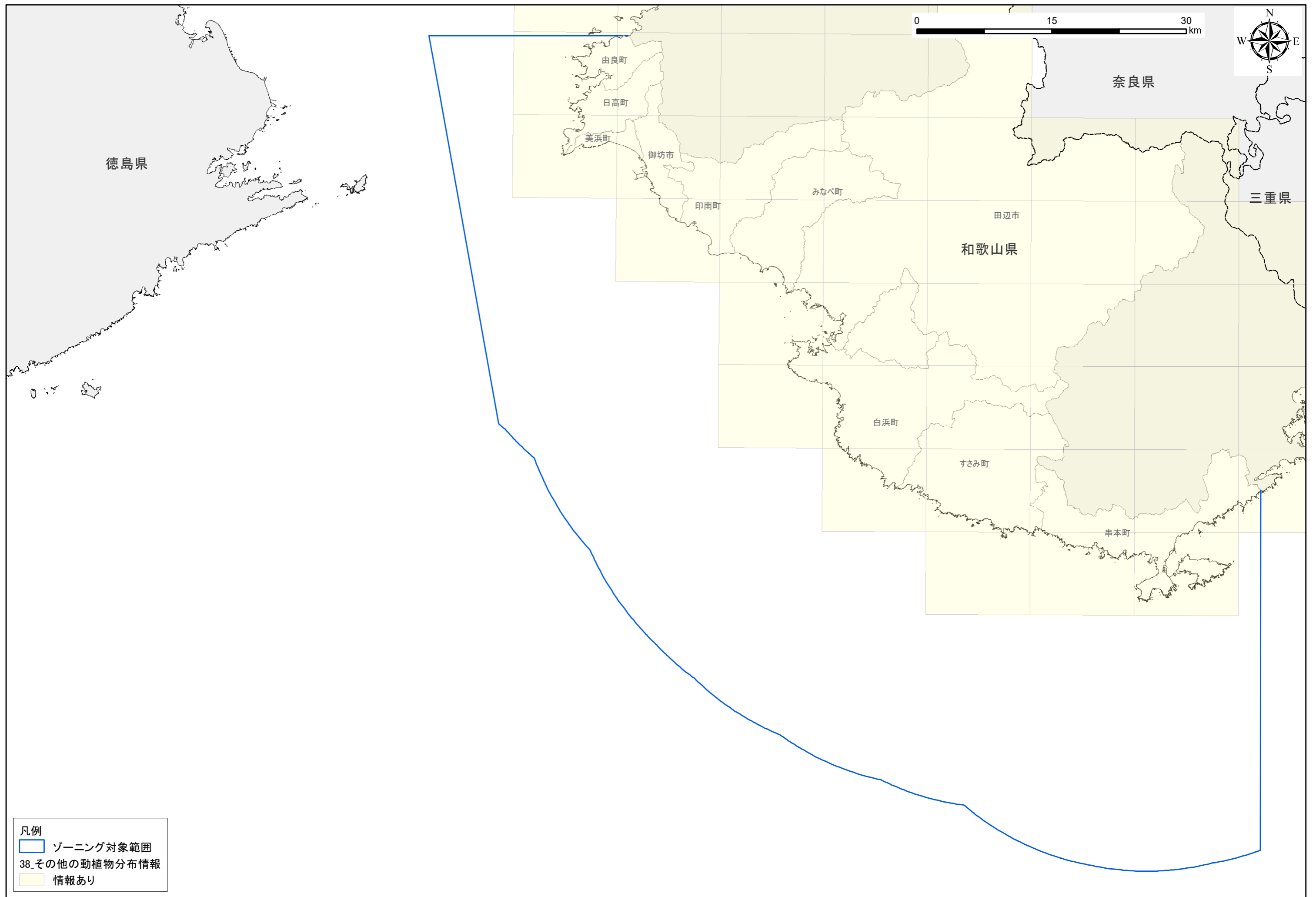


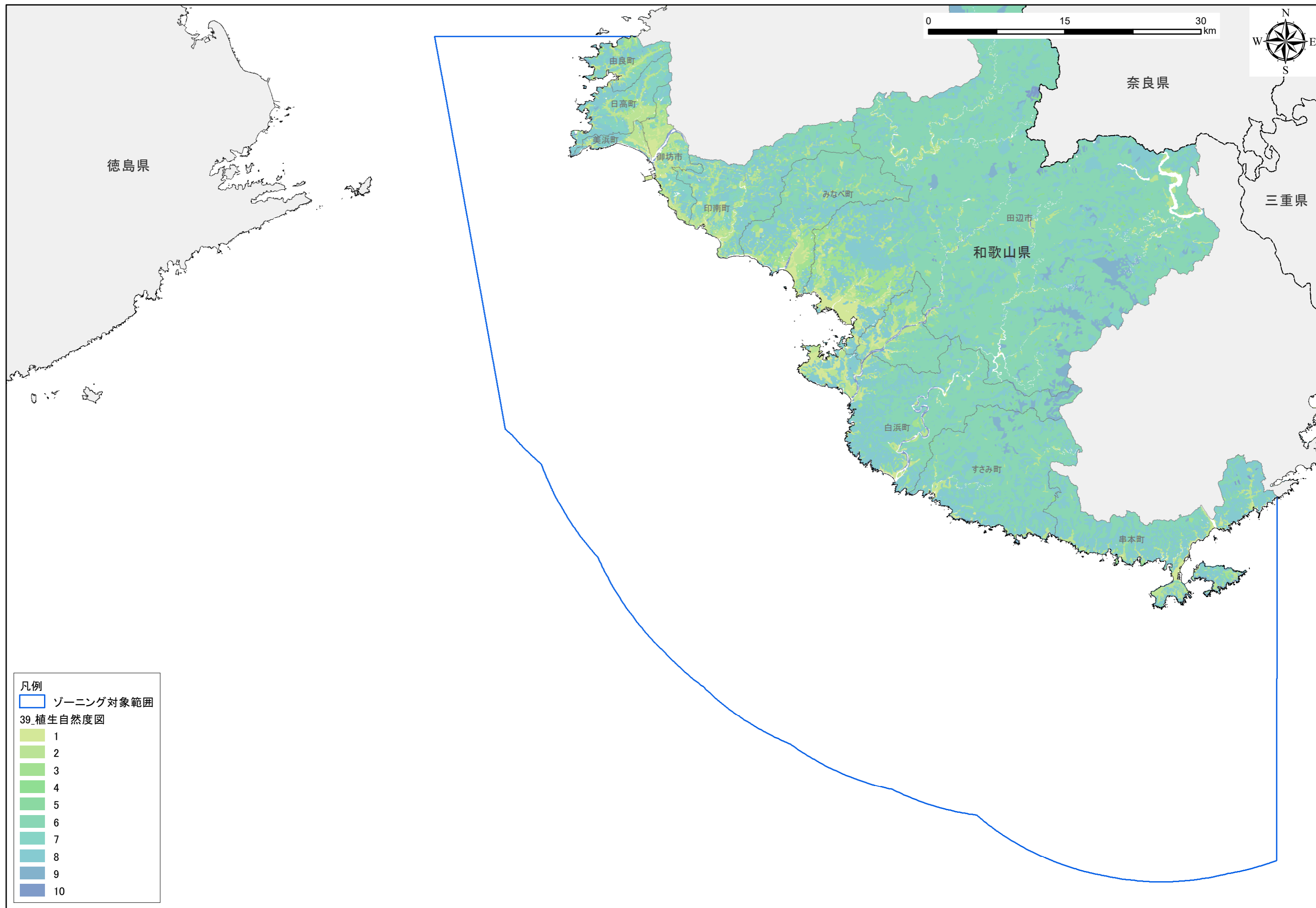


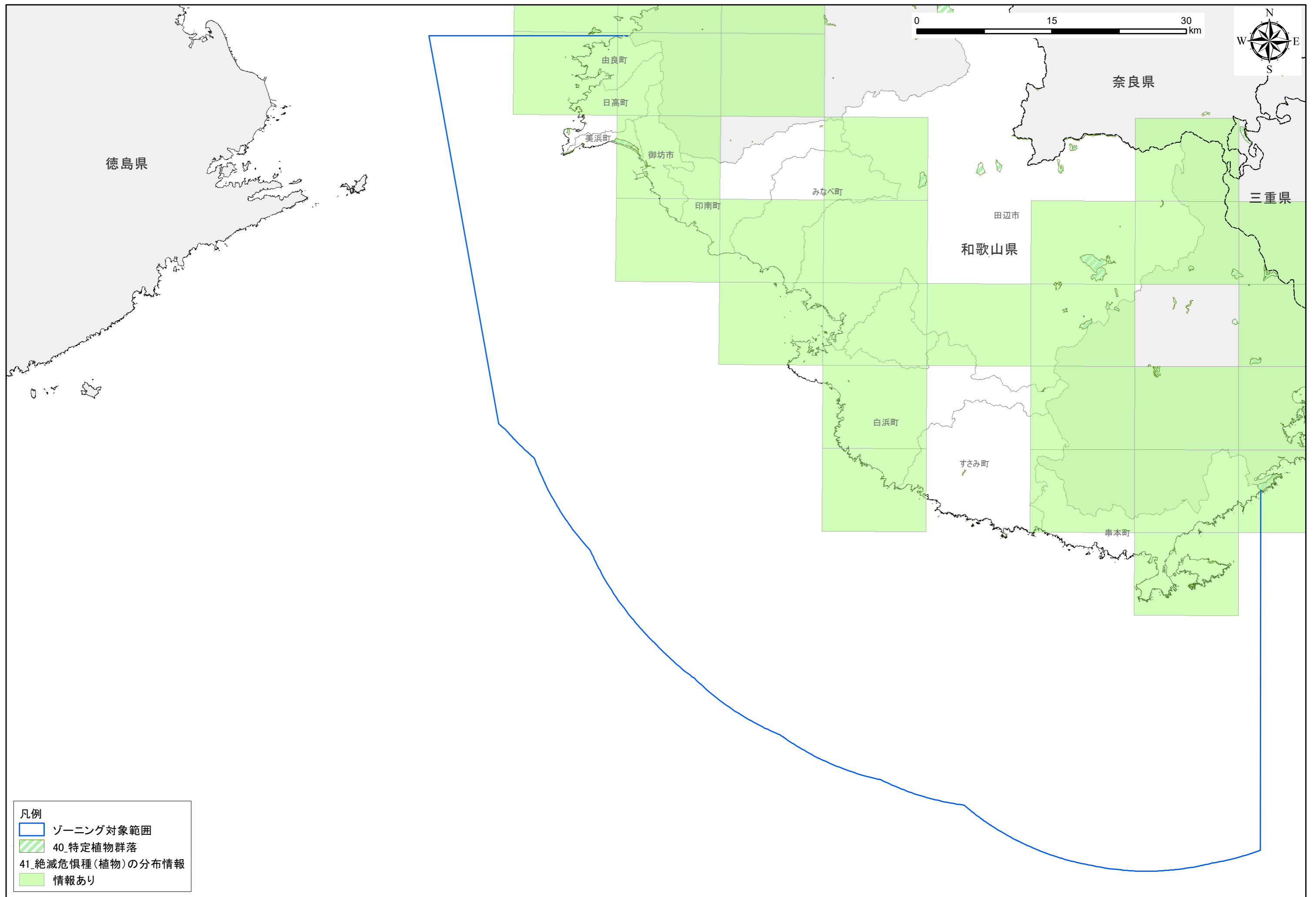




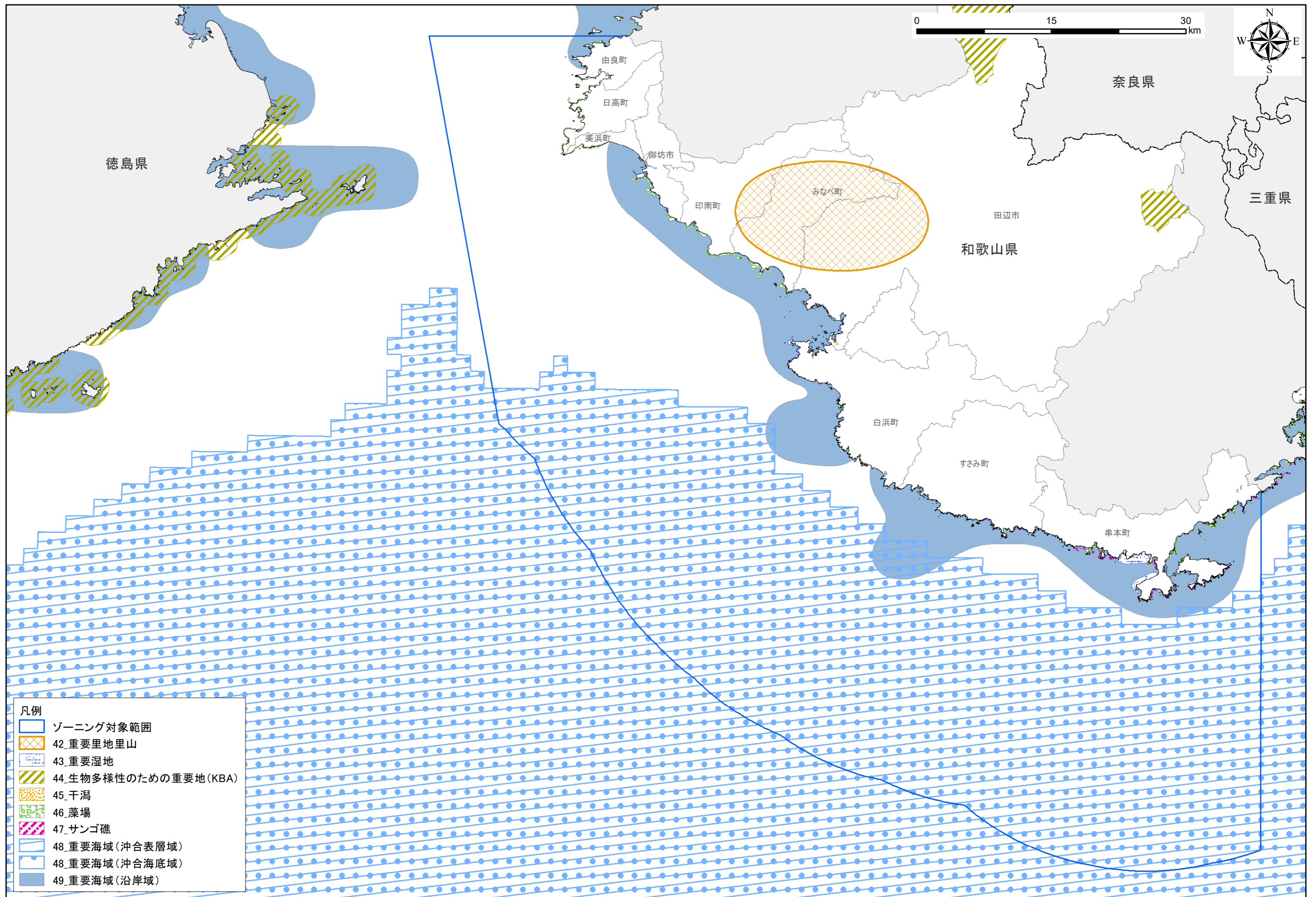
凡例
 [Blue Outline] ゾーニング対象範囲
 37_絶滅危惧種(動物)の分布情報
 [Pink Square] 情報あり

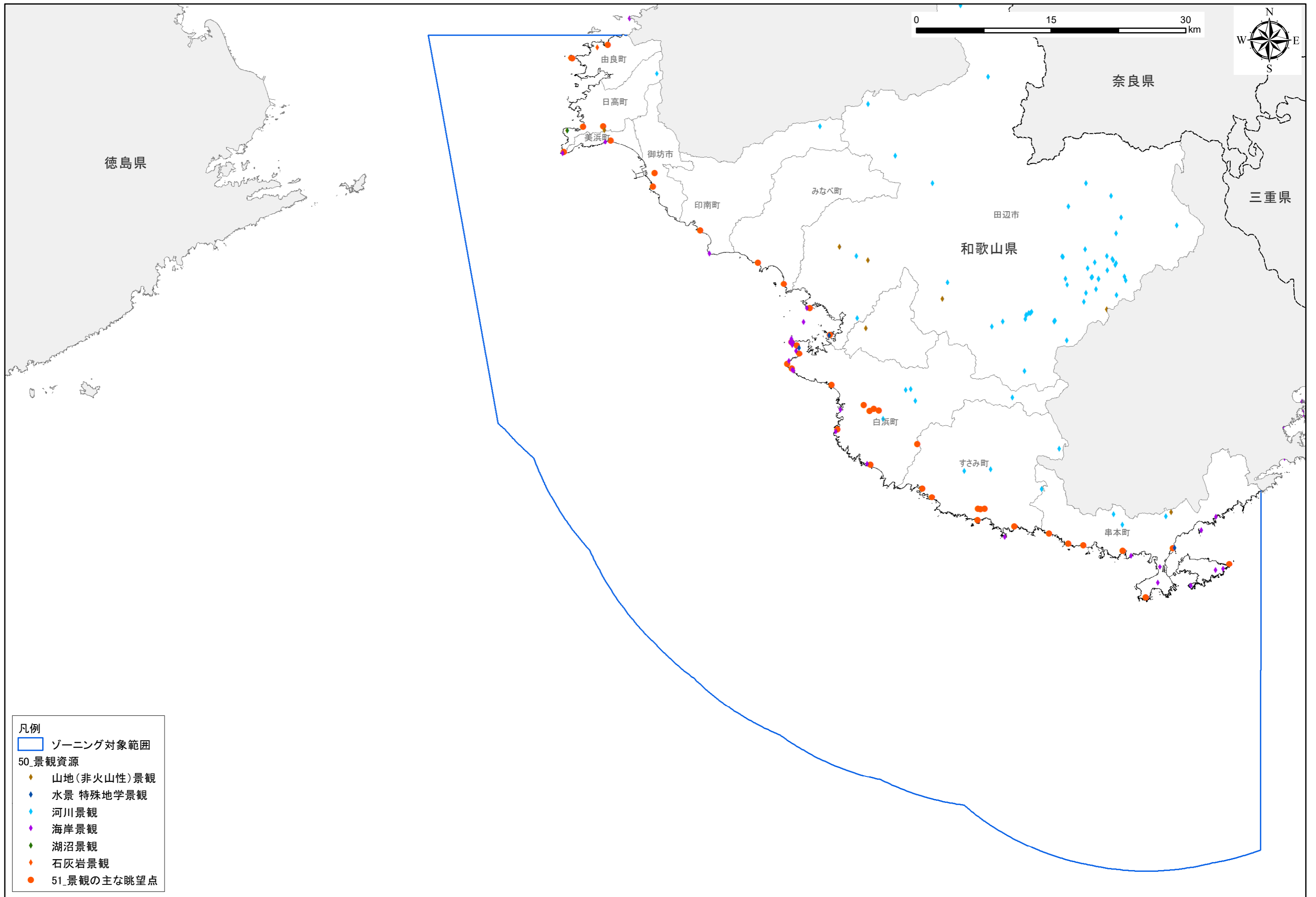


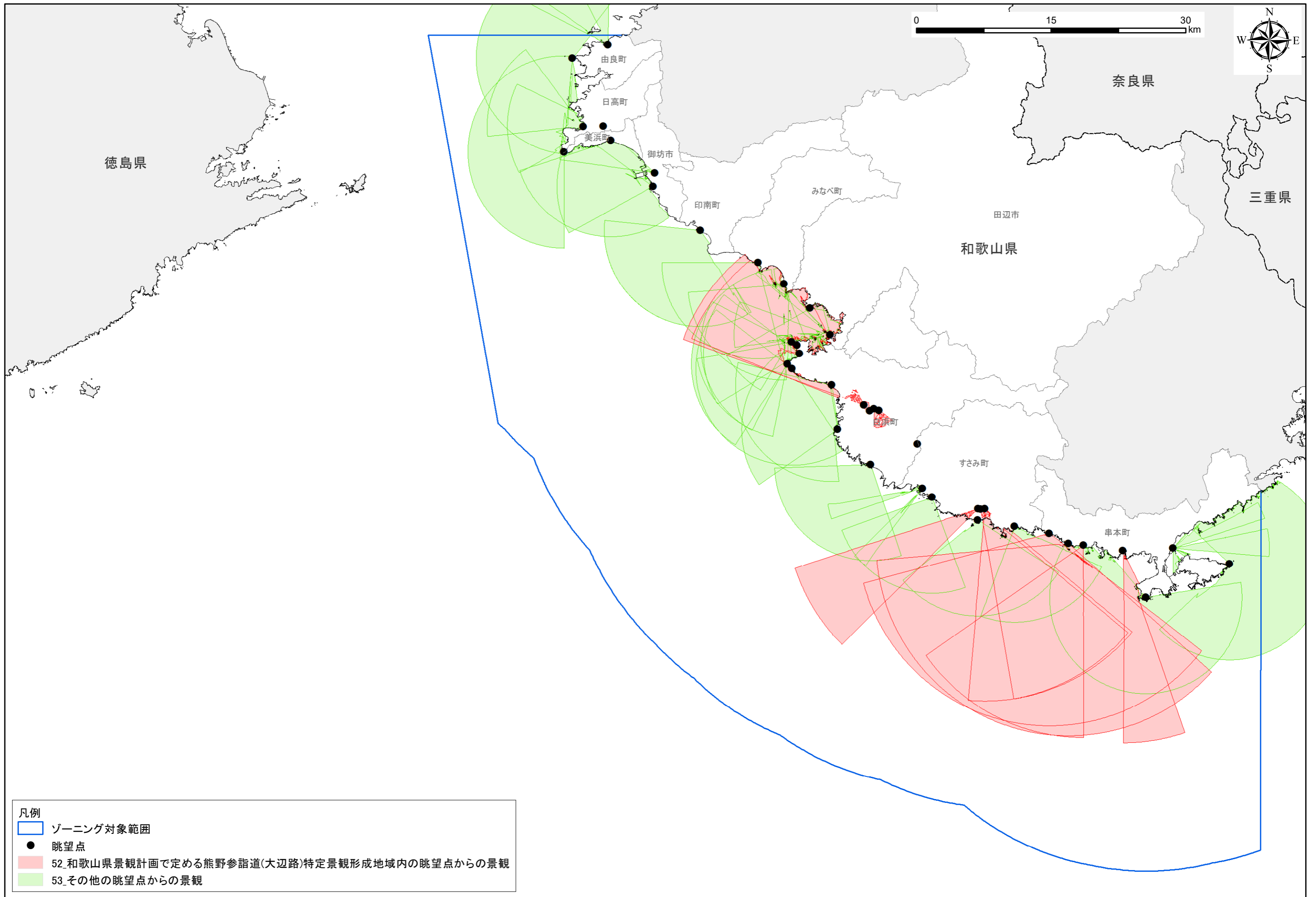


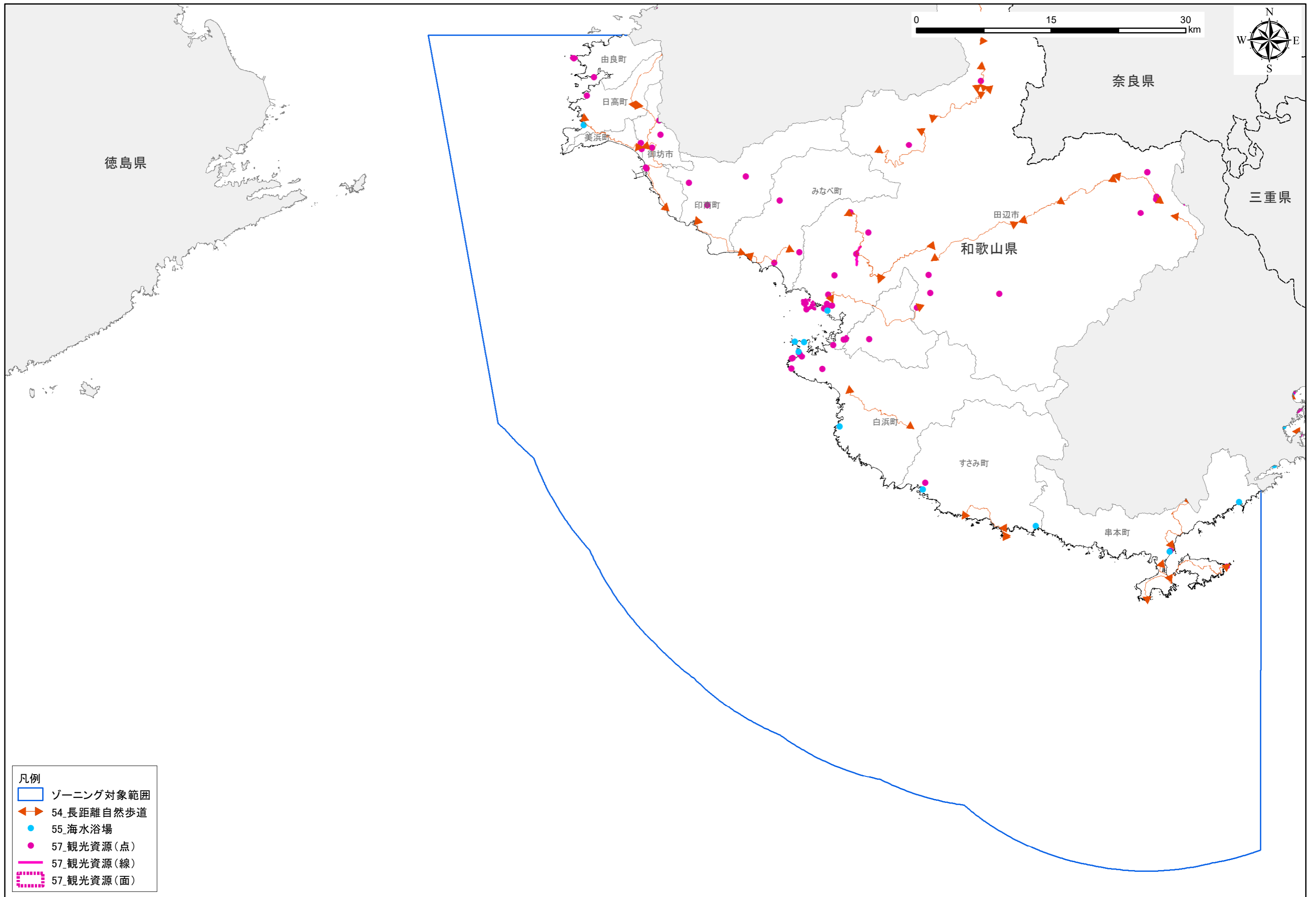


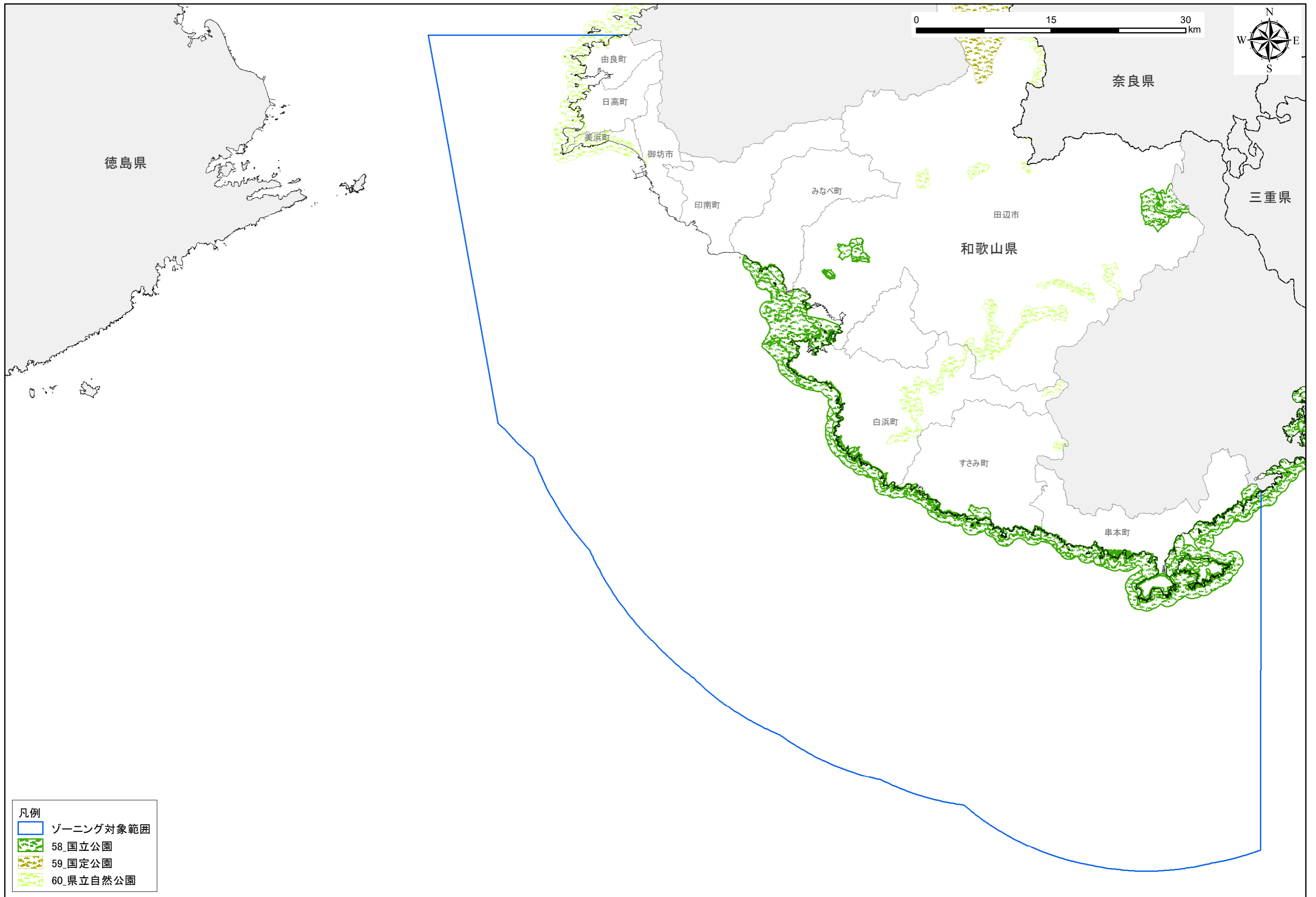
- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - 40_特定植物群落
 - 41_絶滅危惧種(植物)の分布情報
 - 情報あり





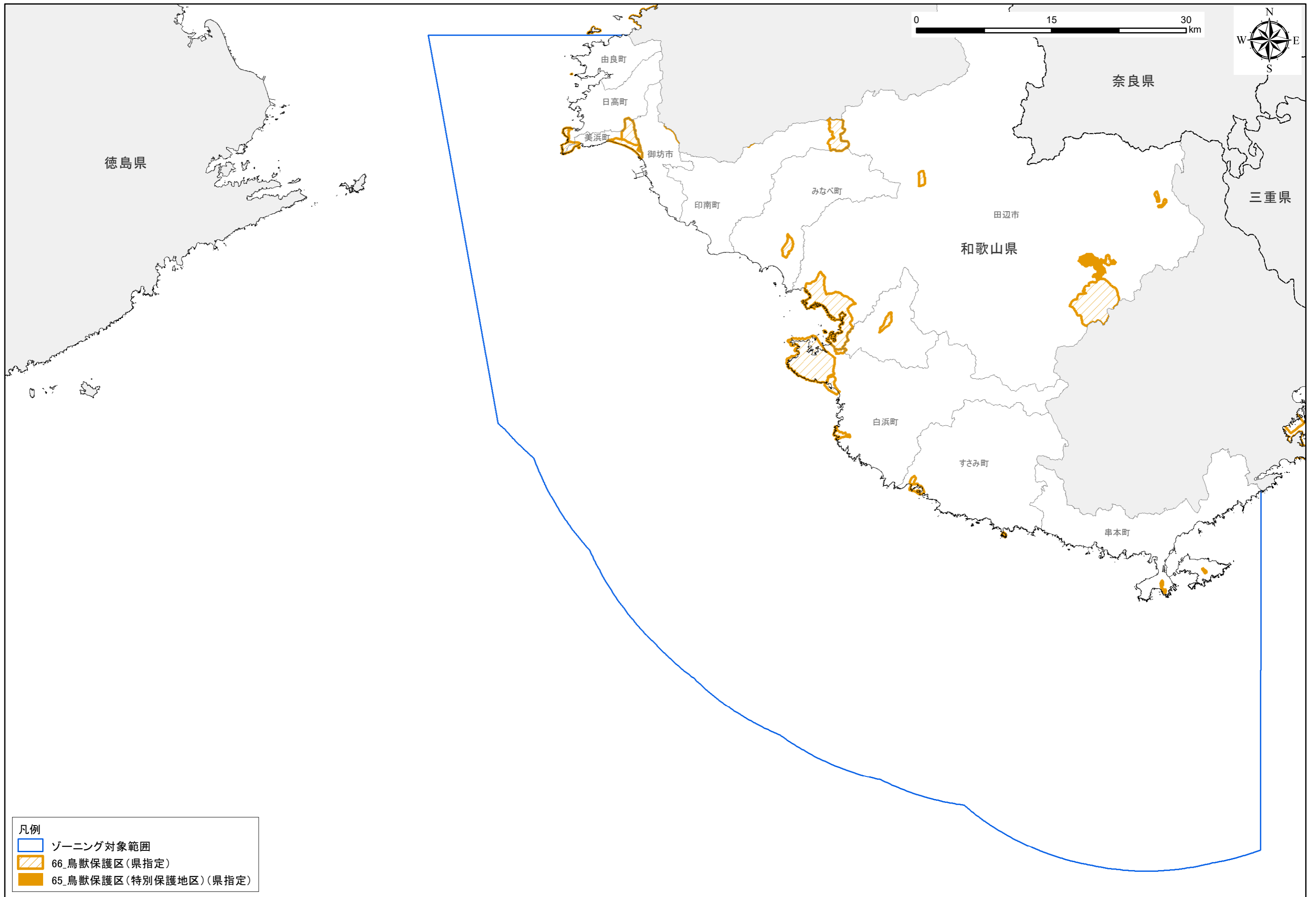






- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - 58_国立公園
 - 59_国定公園
 - 60_県立自然公園





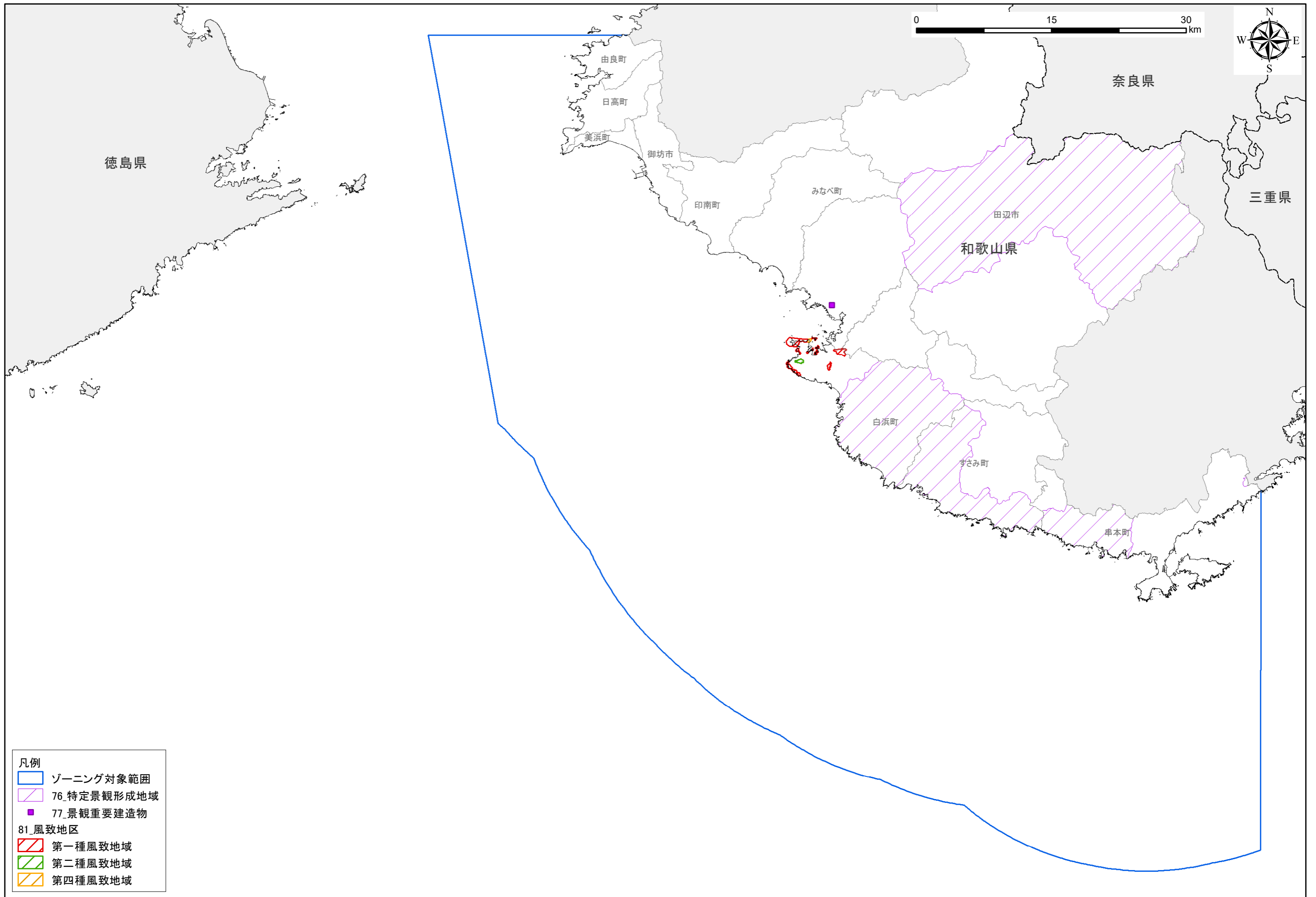


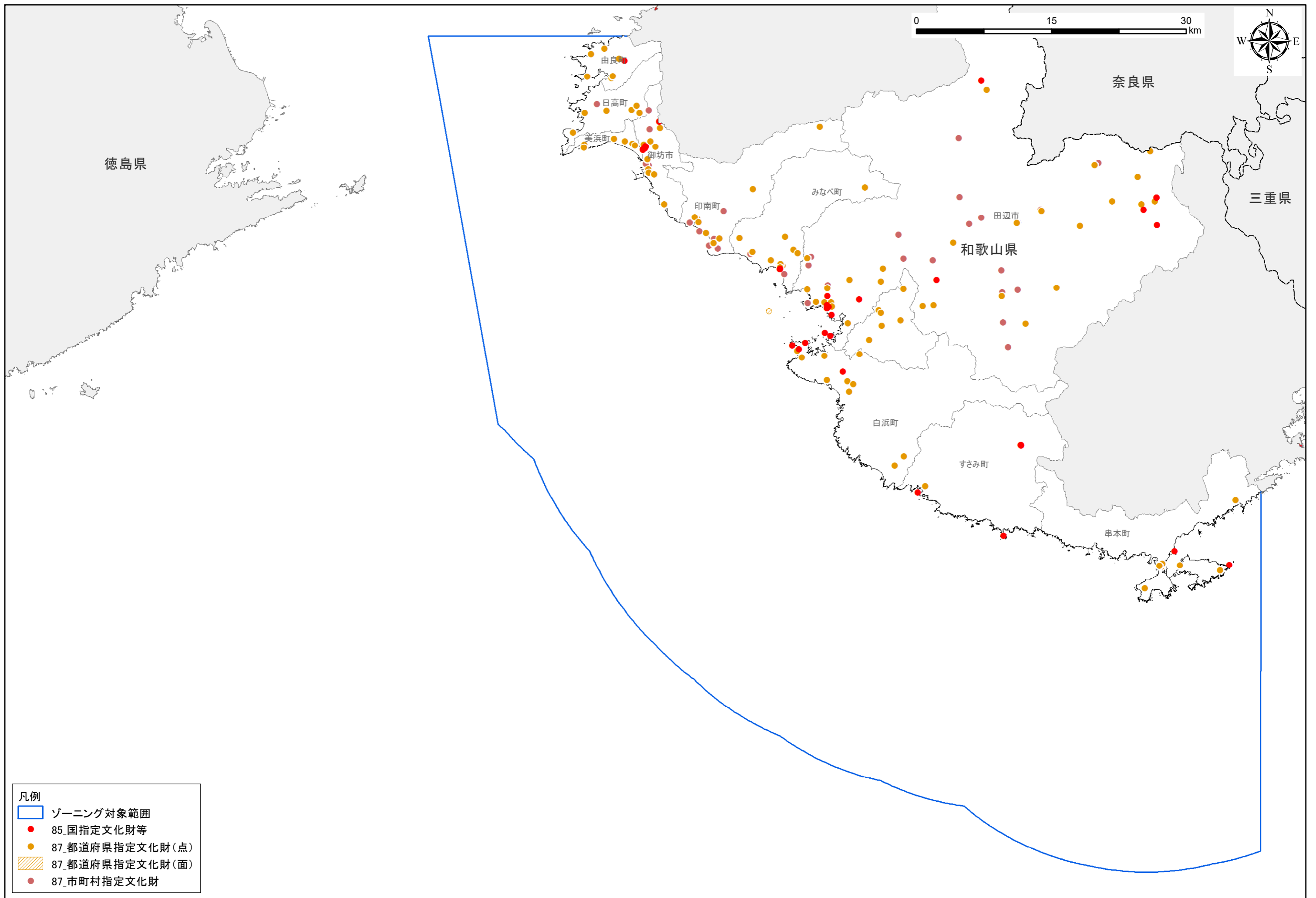
- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - 67_世界遺産地域
 - 67_世界遺産地域
 - 67_緩衝地帯



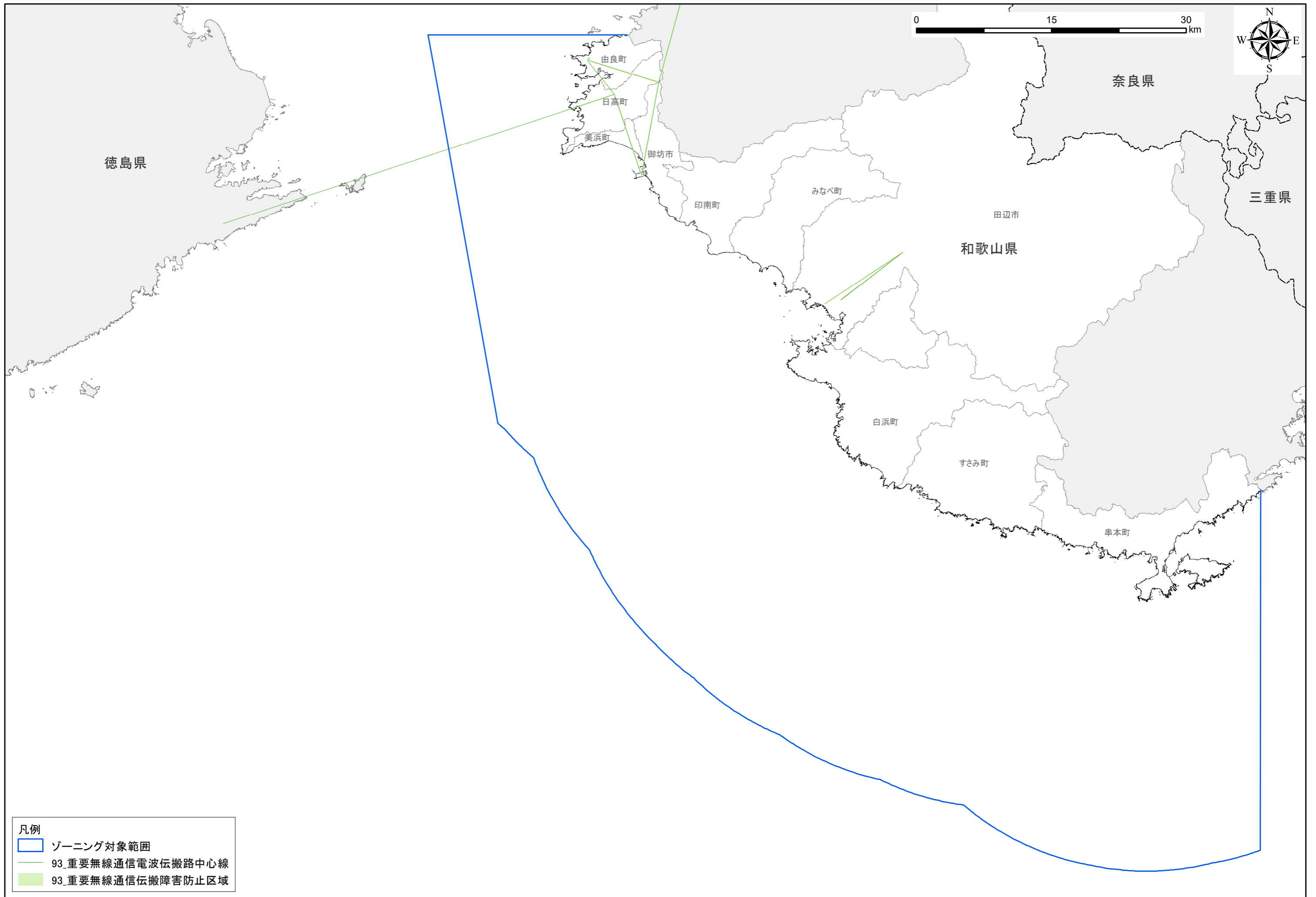
凡例
 [Blue outline] ゾーニング対象範囲
 [Purple shading] 73ラムサール条約湿地



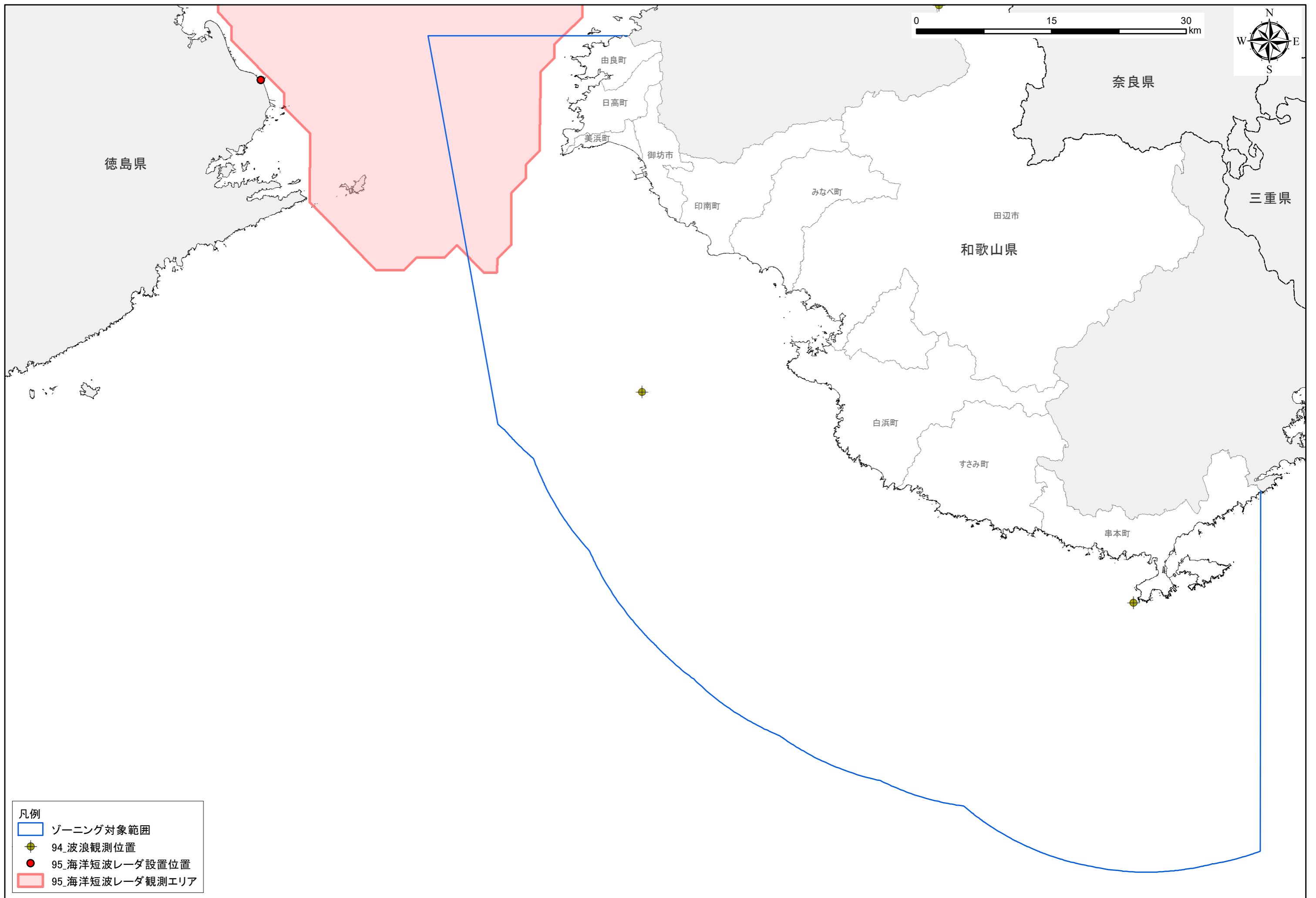


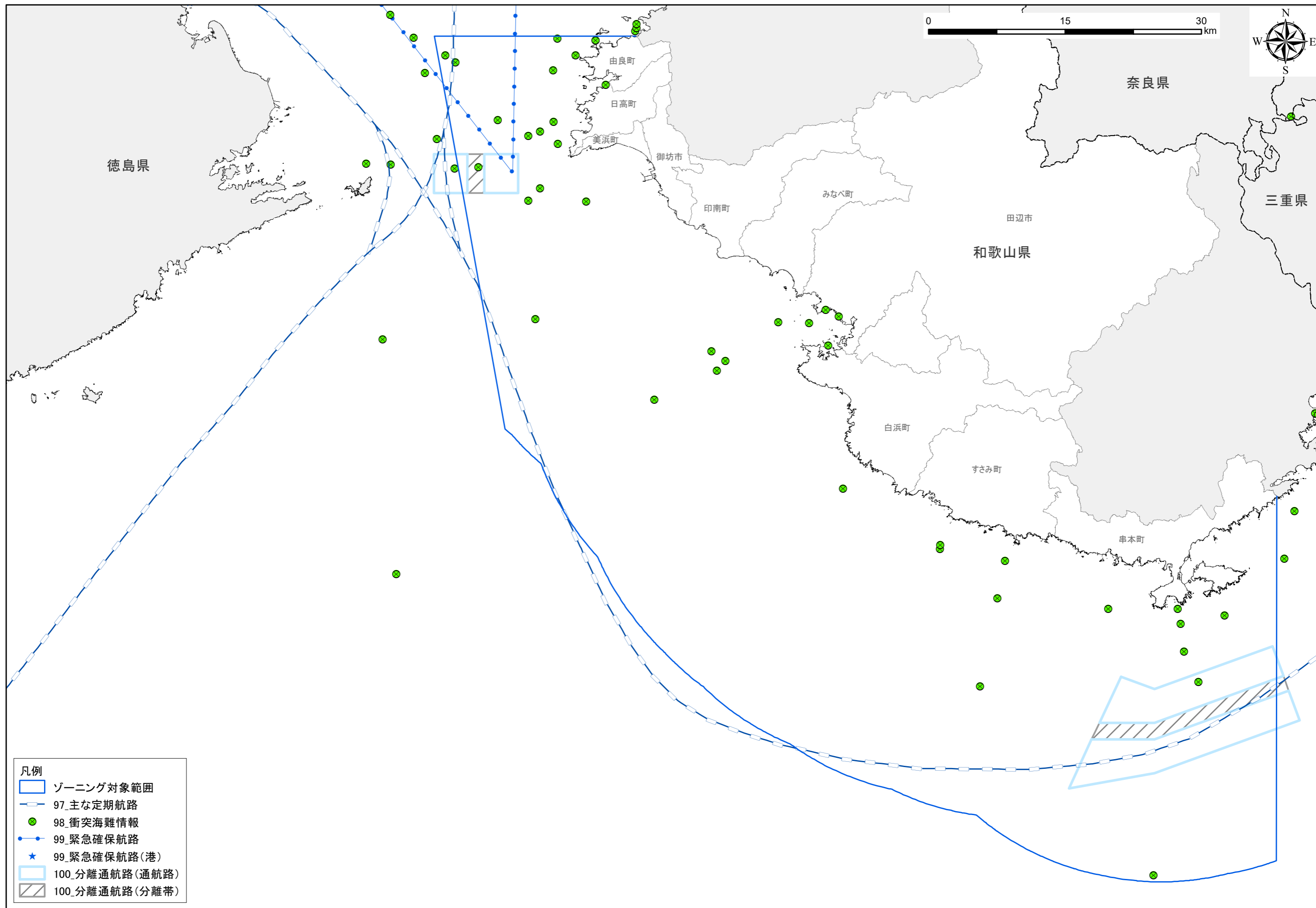


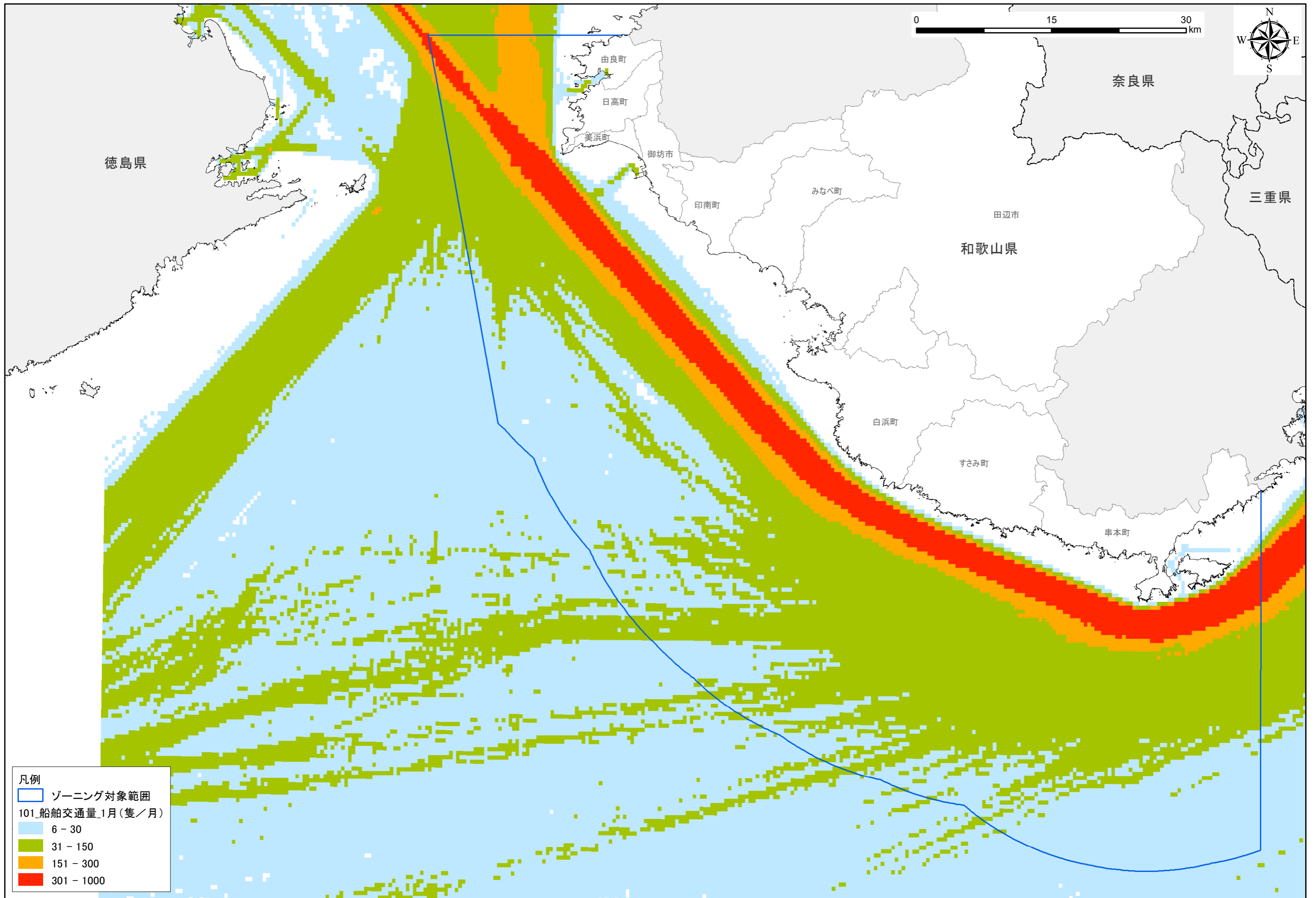


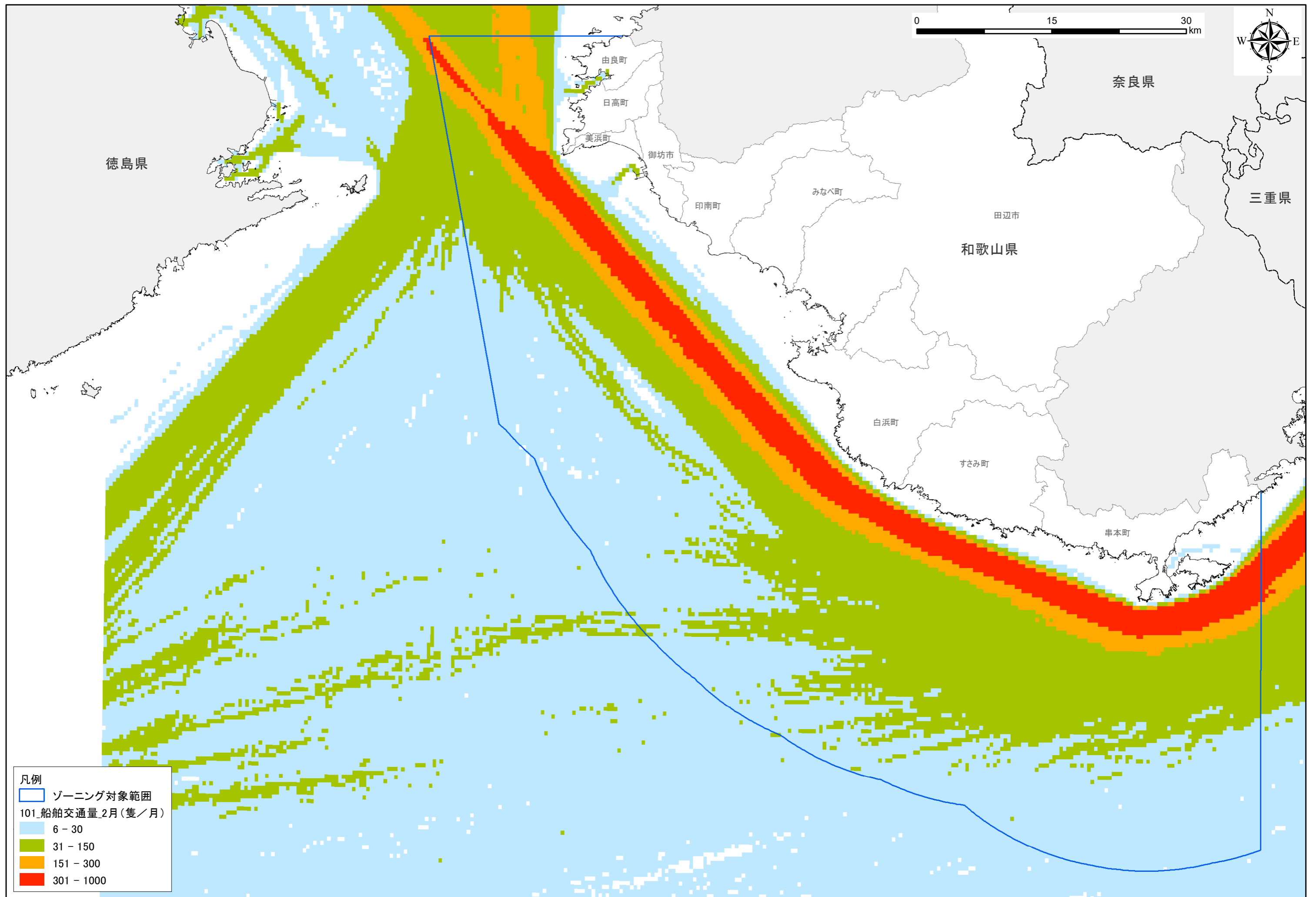


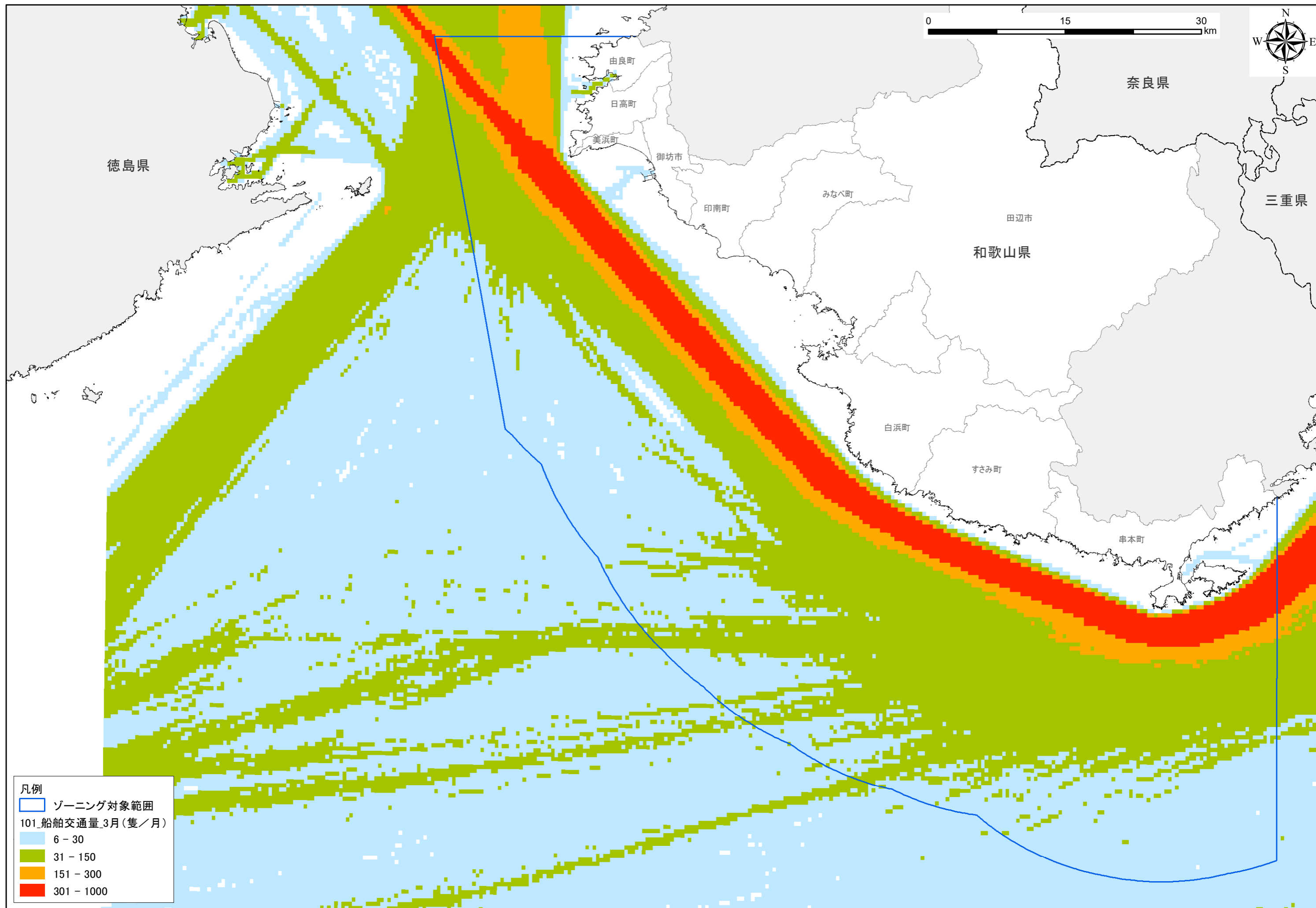
- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - 93_重要無線通信電波伝搬路中心線
 - 93_重要無線通信伝搬障害防止区域

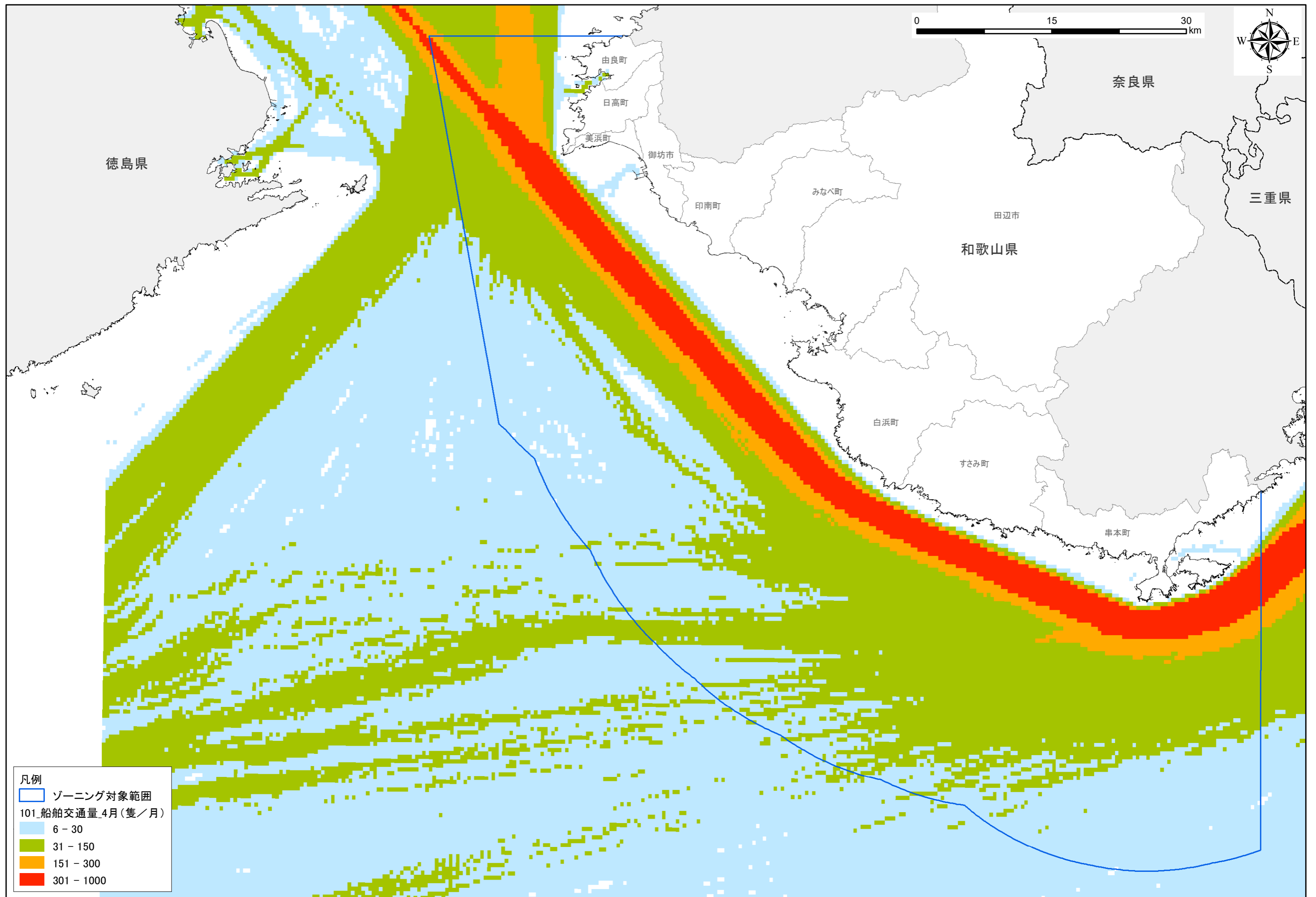


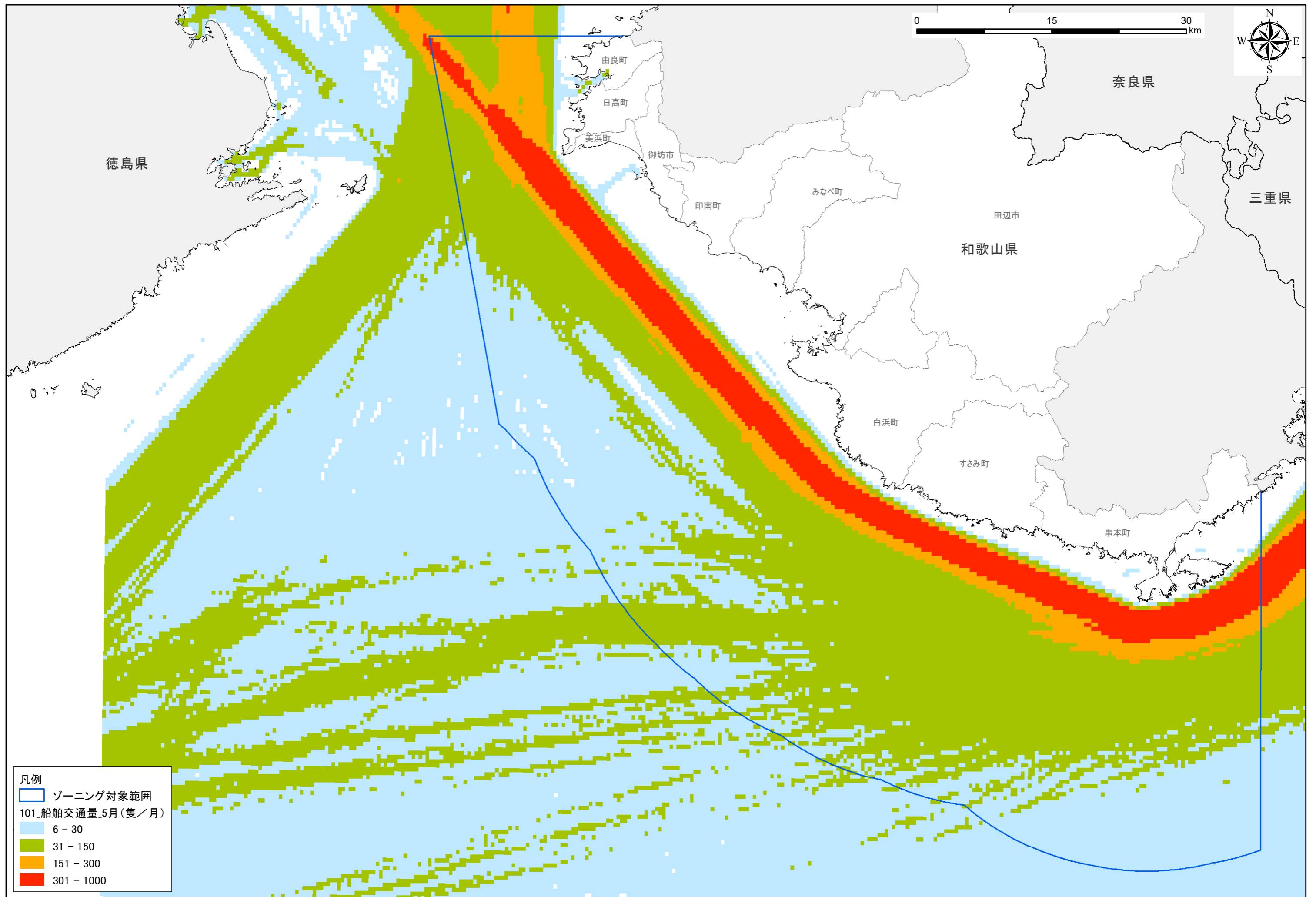


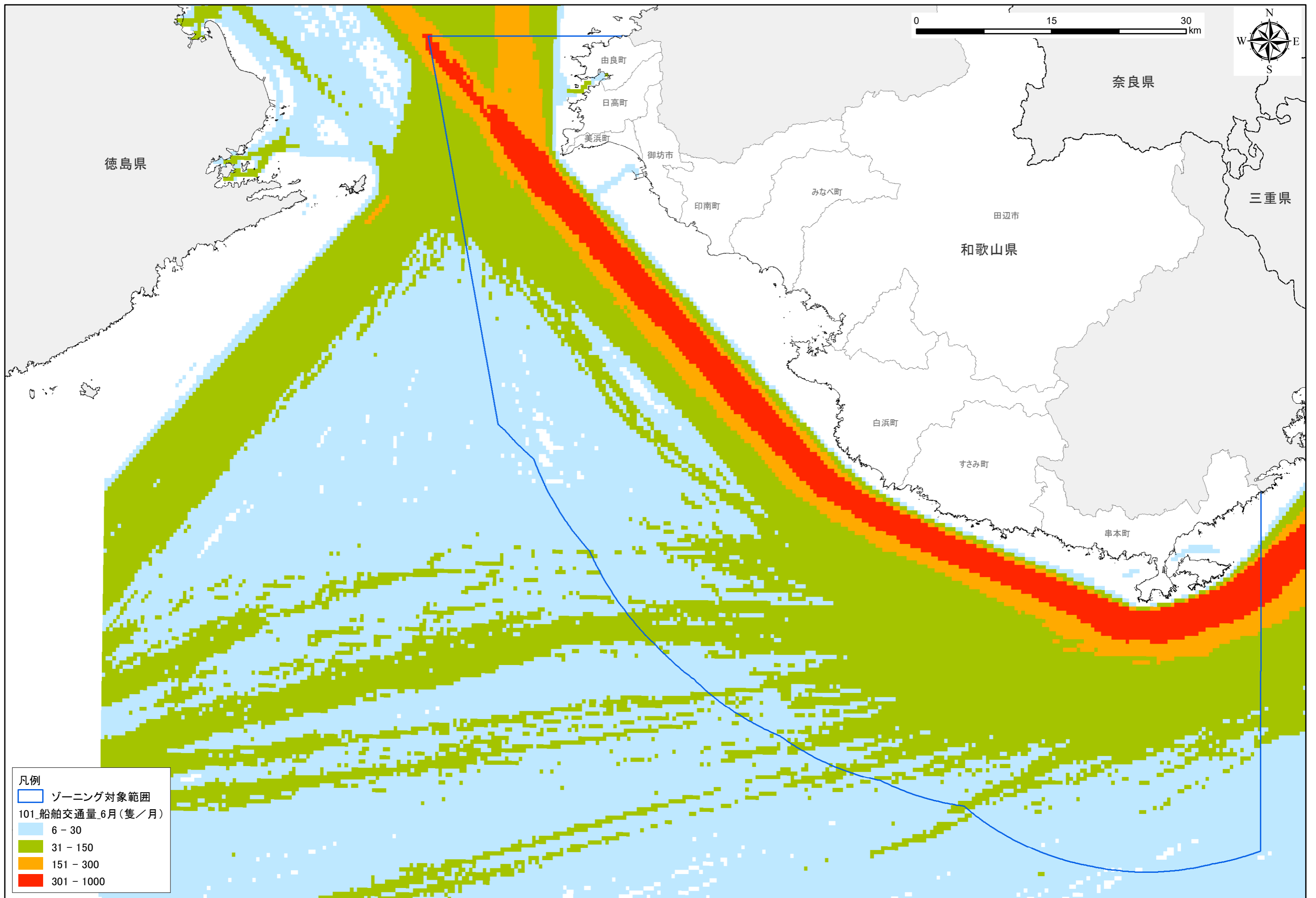


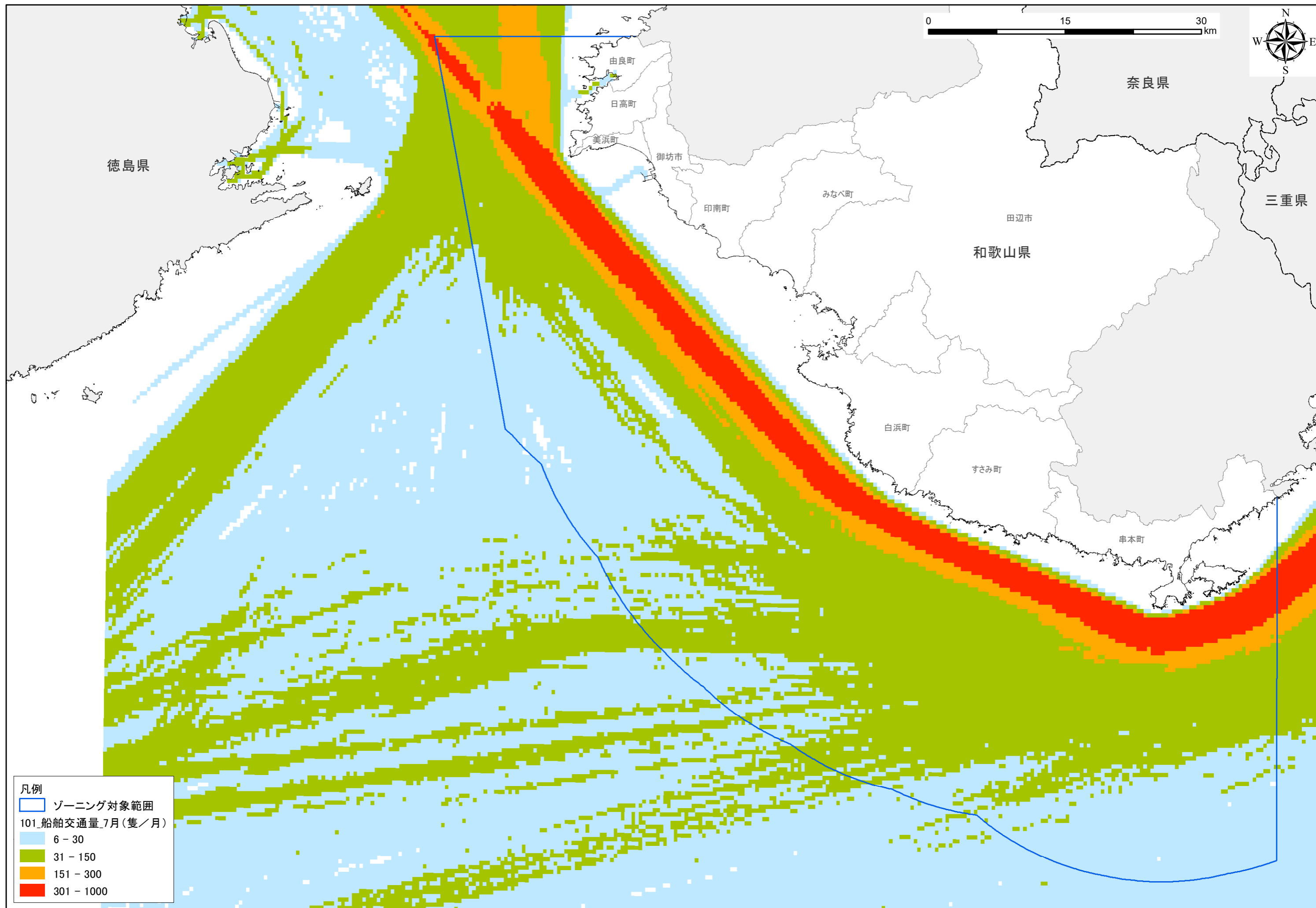


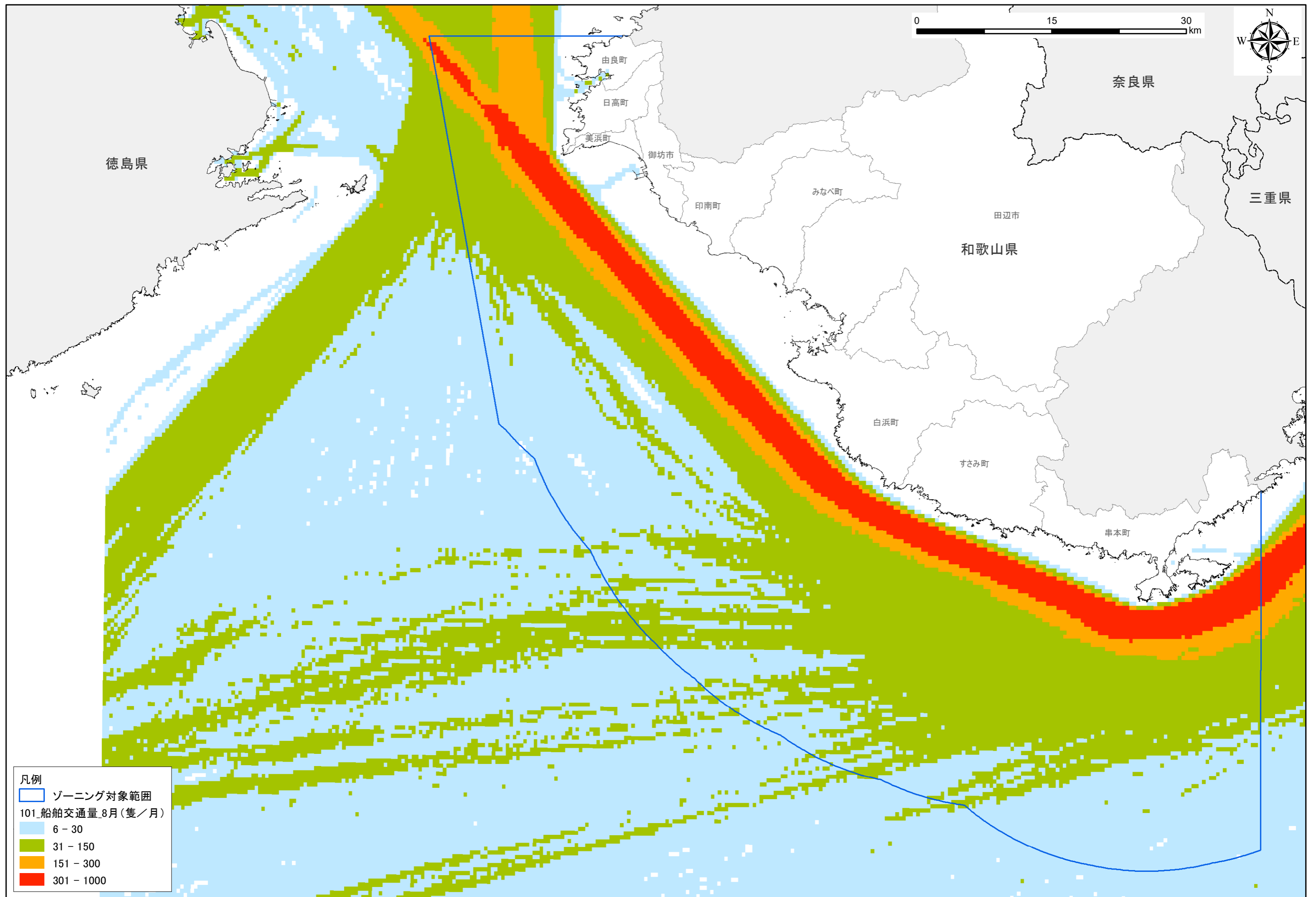


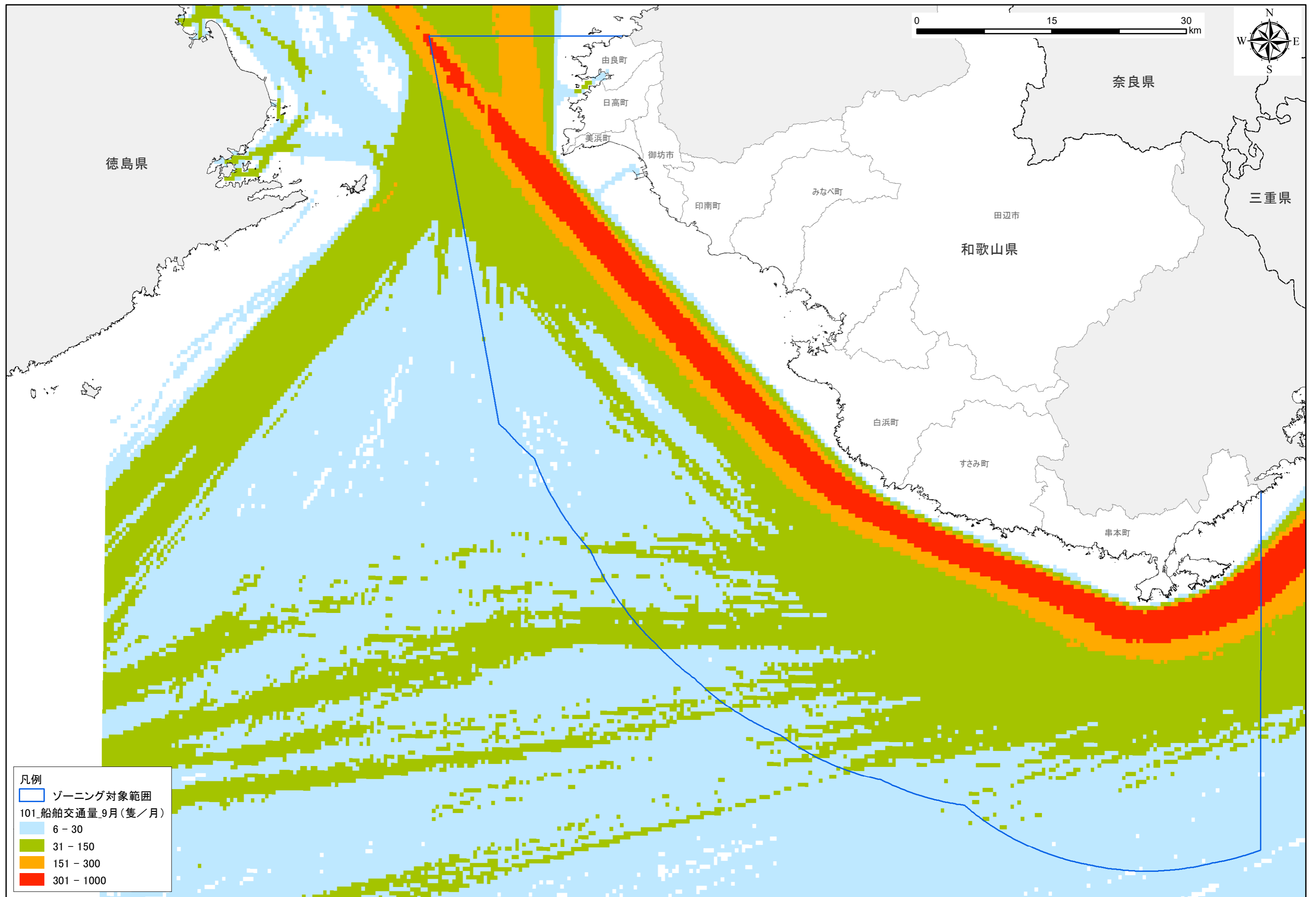


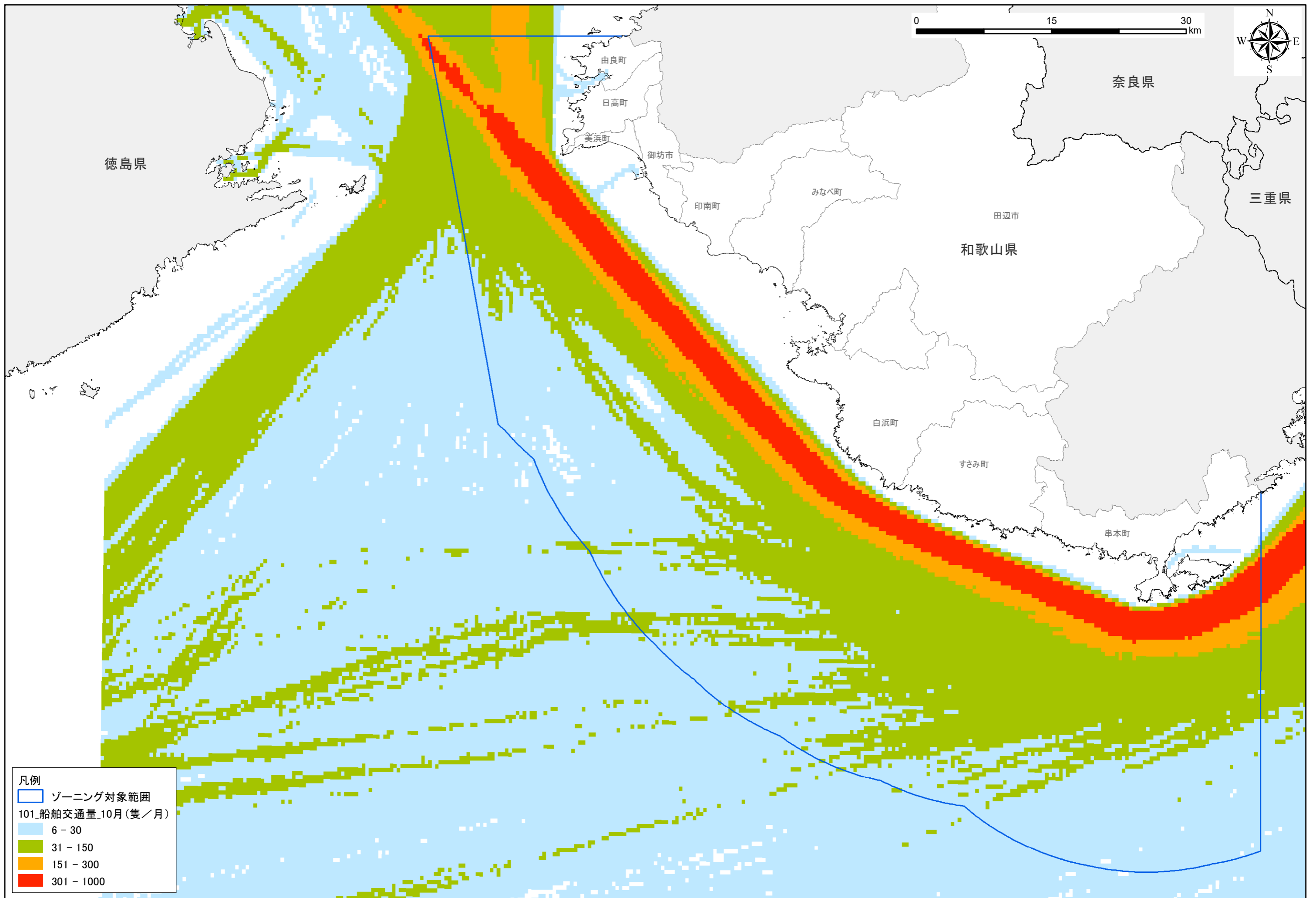


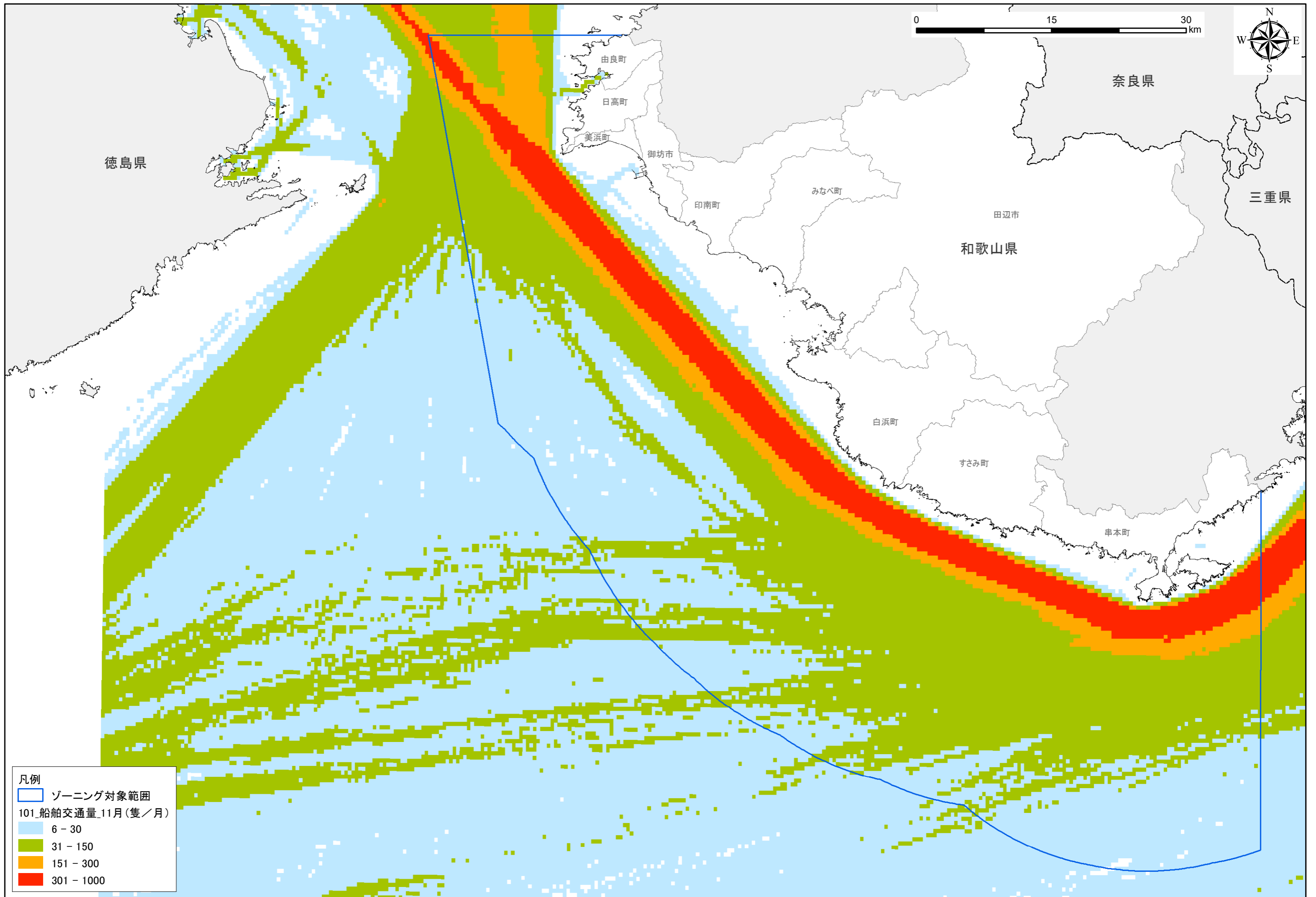


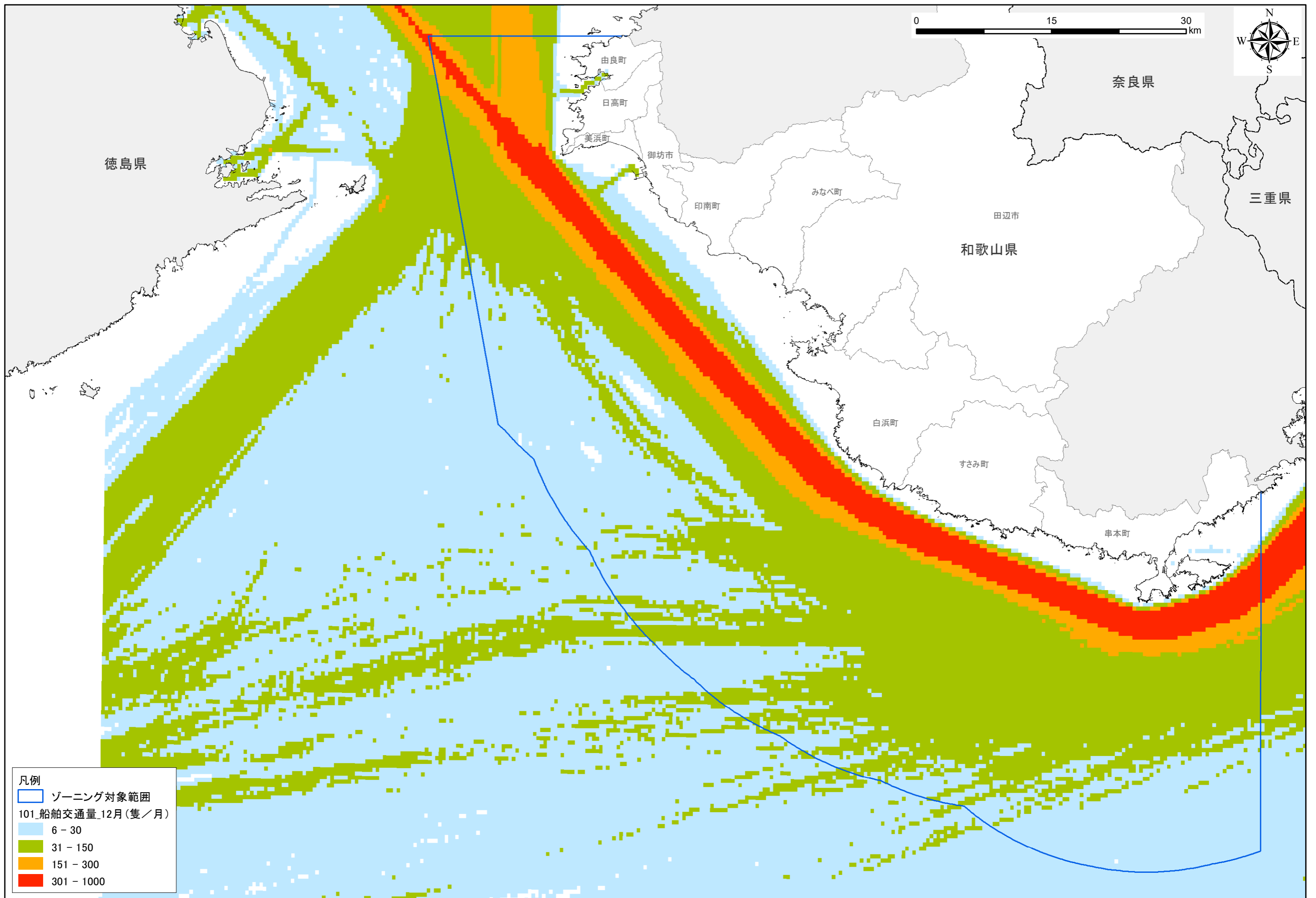


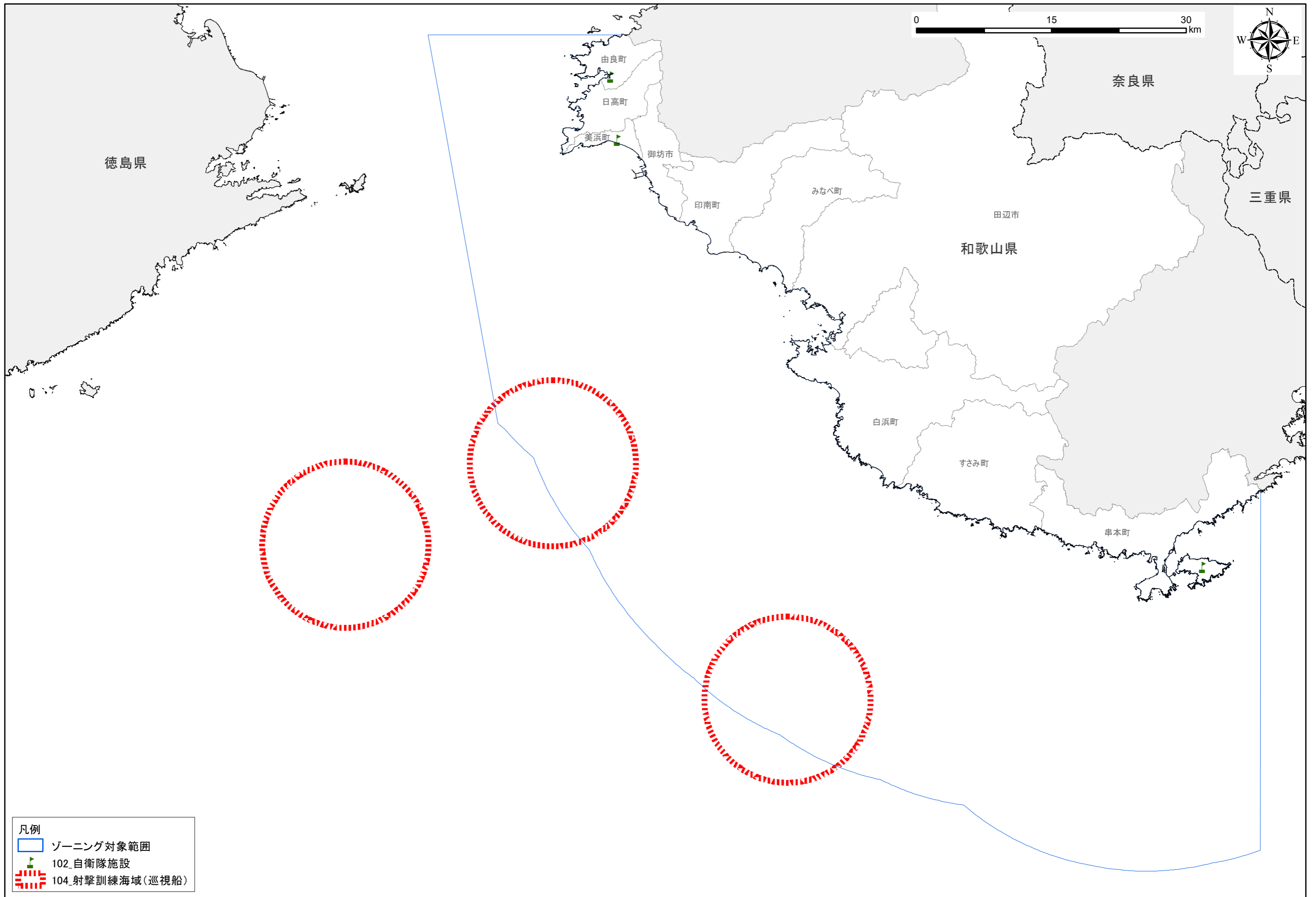


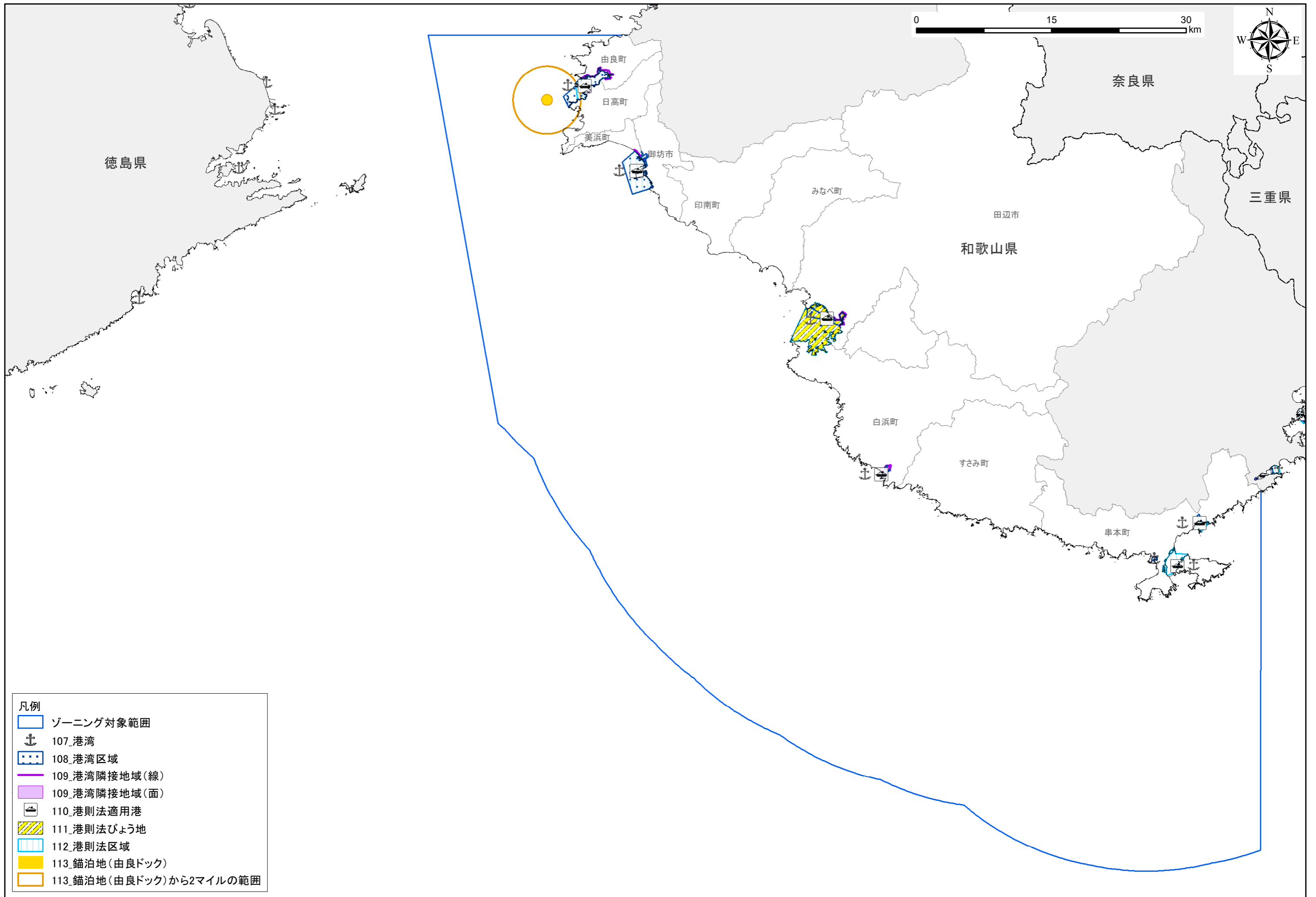






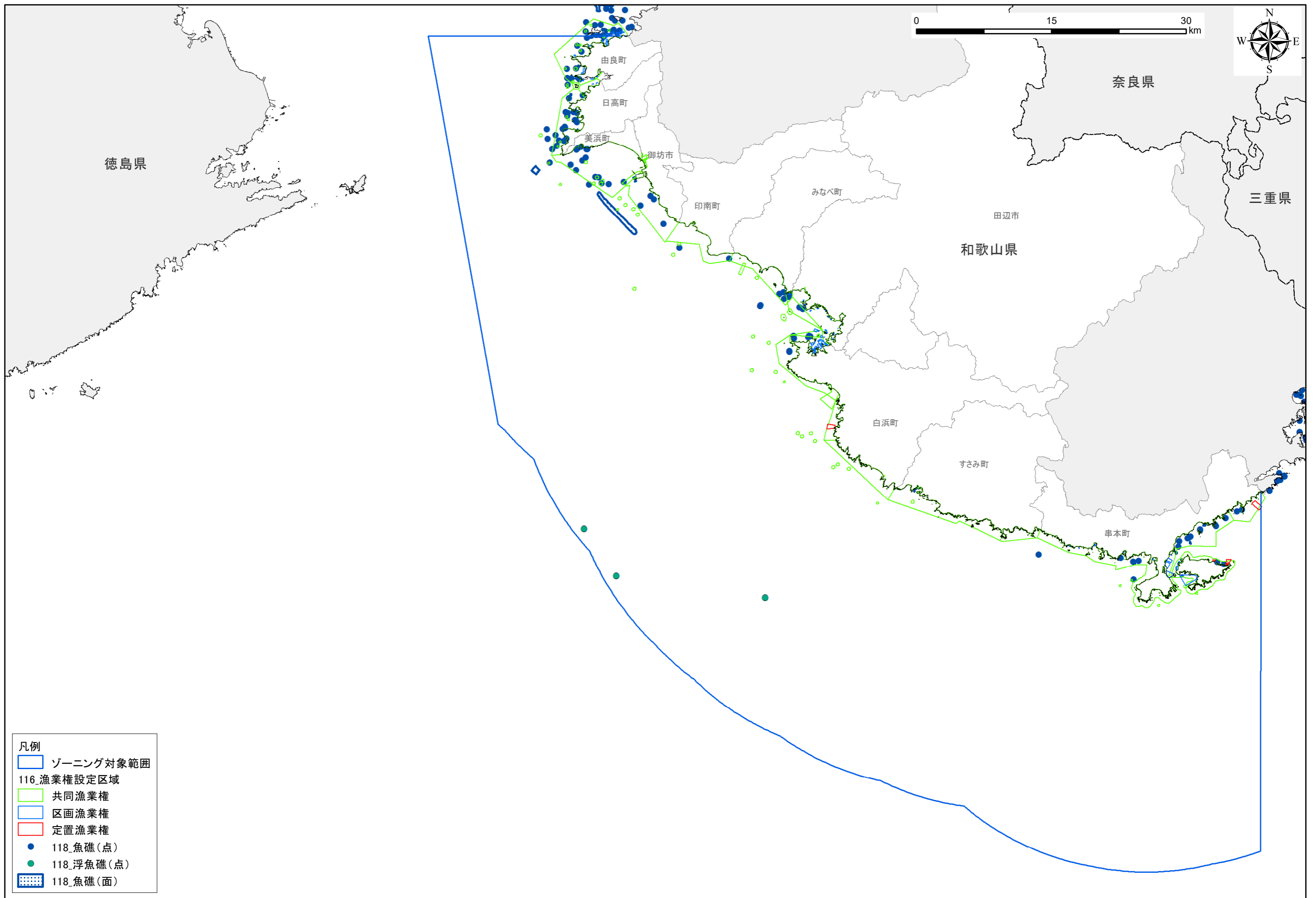






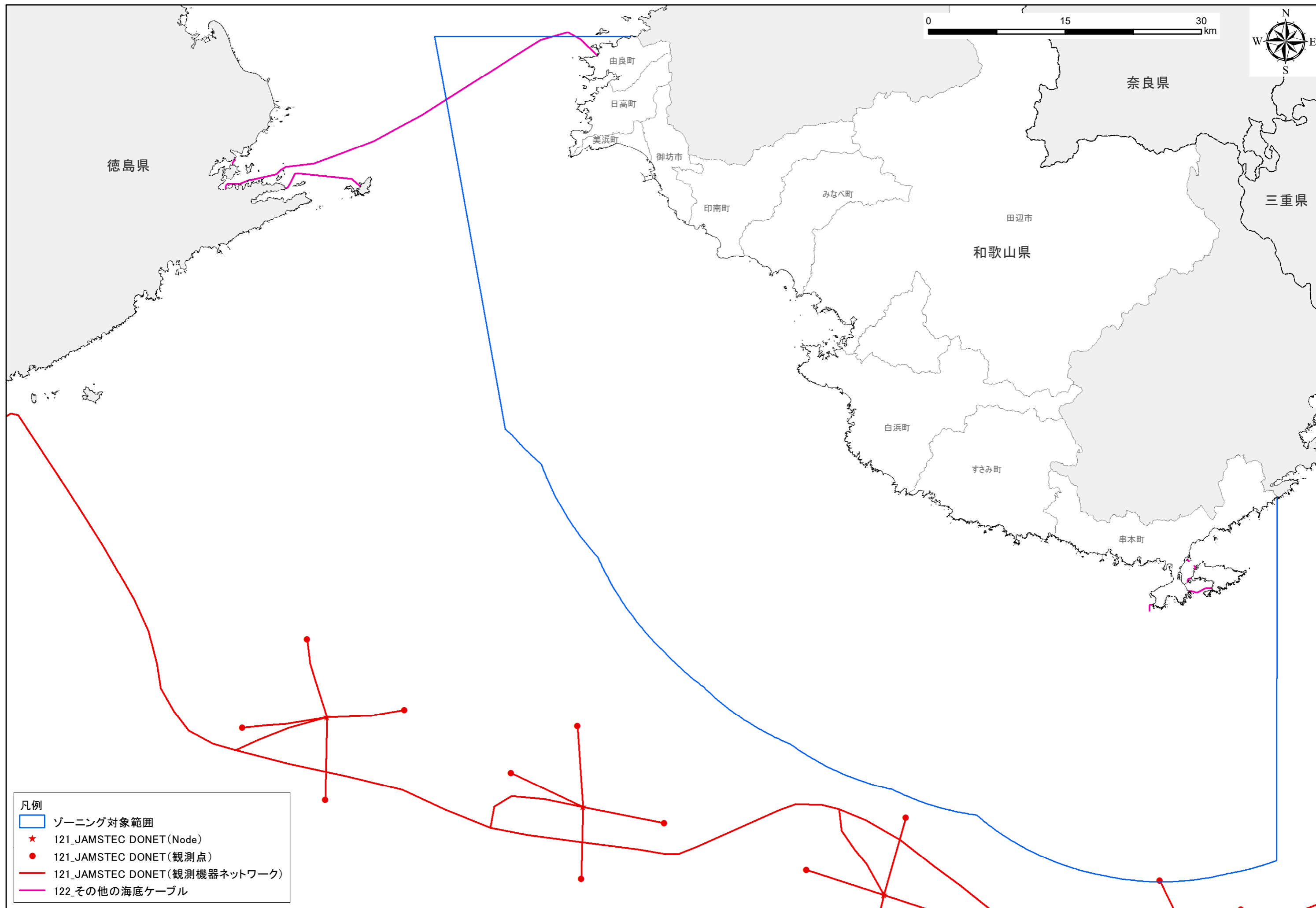


凡例
 [Blue outline] ゾーニング対象範囲
 [Dotted pattern] 114_漁港区域





凡例
 [Blue Outline] ゾーニング対象範囲
 [Thin Blue Line] 120_河川中心線
 [Blue Line] 120_水涯線



- 凡例
- ゾーニング対象範囲
 - ★ 121_JAMSTEC DONET (Node)
 - 121_JAMSTEC DONET (観測点)
 - 121_JAMSTEC DONET (観測機器ネットワーク)
 - 122_その他の海底ケーブル

